

ふじみ野市の環境行政 令和7年度版 環境年次報告書

(令和6年4月～令和7年3月)



埼玉県 ふじみ野市

目 次

1	市の概要	6
1-1	市の概要	6
(1)	位置・地勢	6
(2)	人口	7
(3)	気象	7
1-2	環境行政	8
(1)	環境に関する条例	8
(2)	環境に関する計画	9
(3)	環境行政組織・所掌事務	21
(4)	環境審議会	23
(5)	廃棄物減量等推進審議会等	24
(6)	ふじみ野市ゼロカーボンシティ宣言	25
(7)	カーボンニュートラルシティ実現に向けた包括連携協定	26
(8)	ゼロカーボンシティの実現に向けた補助金制度	26
(9)	公共施設への太陽光発電導入可能調査	27
2	計画の進行管理	29
(1)	第2期環境基本計画後期行動計画	29
(2)	令和6年度の進捗状況	29
(3)	協働による環境協働事業の促進	34
3	生活環境の保全	38
3-1	大気環境	38
(1)	一般環境大気調査	39
(2)	沿道大気調査	39
(3)	光化学スモッグ	41
(4)	石綿（アスベスト）	42
(5)	ダイオキシン類の状況	43
3-2	水質汚濁	45
(1)	河川等水質調査	47
3-3	騒音・振動	54
(1)	法令に基づく届出受理件数	56
(2)	道路交通騒音・振動の状況	57
3-4	悪臭	59
3-5	地盤沈下	60
3-6	土壌汚染対策	62
3-7	化学物質等	63
3-8	苦情・相談の状況	63

3-9	地域の環境衛生	64
(1)	空き地の環境保全.....	64
(2)	地域環境美化自主活動支援制度.....	65
(3)	地域クリーン推進員制度.....	65
(4)	ポイ捨て及び路上喫煙防止キャンペーン.....	66
(5)	犬の登録及び狂犬病の予防.....	67
(6)	ドッグラン	68
(7)	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術.....	68
(8)	ペット霊園の設置及び管理.....	68
(9)	墓地等の設置及び管理.....	68
(10)	市民葬祭制度.....	69
(11)	スズメバチの巣対策.....	69
4	環境啓発等取組状況	71
(1)	環境フェア	71
(2)	環境ポスターコンクール.....	72
(3)	こどもエコクラブ.....	76
(4)	エコライフDAY（埼玉県事業）	76
(5)	緑のカーテン普及啓発事業（環境協働事業補助金対象事業）	76
(6)	リユース食器貸出事業.....	77
(7)	環境学習館えこらぼにおける環境学習.....	77
5	自然環境の保全	79
(1)	緑の状況	79
(2)	鳥獣保護	81
6	循環型社会の形成	83
6-1	ごみ排出量の推移及びごみ組成	83
(1)	ごみ排出量の推移.....	83
(2)	ごみ組成	86
6-2	ごみの分別収集	86
(1)	ふじみ野市の収集・運搬.....	86
(2)	ごみ集積所	88
6-3	中間処理	88
(1)	ふじみ野市・三芳町環境センター.....	88
(2)	最終処分	88
6-4	ごみ処理フロー	89
6-5	ごみ処理体制	89
(1)	生活系ごみの処理体制.....	89
(2)	事業系ごみの処理体制.....	89
6-6	ごみ処理費用	90
(1)	ごみ処理費用.....	90

(2) ごみ処理手数料.....	90
6-7 ごみの減量・再資源化の推進	90
(1) 集団資源回収事業報奨金制度.....	90
(2) 生ごみ処理容器設置推進事業.....	91
(3) 環境教育及び環境学習.....	92
(4) 自転車及び家具等のリサイクル事業.....	95
6-8 ふじみ野市・三芳町環境センター	95
◎東日本大震災に関連した対応	100
1 空間放射線測定.....	100
2 放射線量測定等に関する対処指針及び簡易測定器の貸出し.....	100
《 参考資料 》	104
1 主な環境関係条例・規則・要綱一覧.....	104

※ 表紙の絵は、令和7年度環境ポスターコンクール「ふじみ野市長賞」遠藤 咲楽さん（東原小学校3年生）の作品「すてずにリサイクル！」です。

1 市の概要

1 市の概要

1-1 市の概要

(1) 位置・地勢

本市は、埼玉県の南西部、東経 139 度 31 分 10.24 秒、北緯 35 度 52 分 45.38 秒、海拔の最高は 49m（亀久保八丁付近）、最低 6m（旧埼玉県立福岡高校周辺）、都心から 30km 圏内、さいたま新都心から約 10km に位置し、東西が約 7.5km、南北が約 6 km、面積は約 14.64 km²あり、北と西は川越市、南は三芳町、東は富士見市に隣接しています。

地形は武蔵野台地の北部のほぼ平坦な地に位置し、荒川に向かって西から東へ緩やかに傾斜しているのが特徴です。

地質は関東ローム層で、北部市境に沿って南北に新河岸川が流れており、周辺地域では水田が広がっているほか、沿岸には斜面林などの自然環境が残されています。市の西部地域では、武蔵野の面影を残す畑や雑木林など、緑豊かな環境が保全されています。

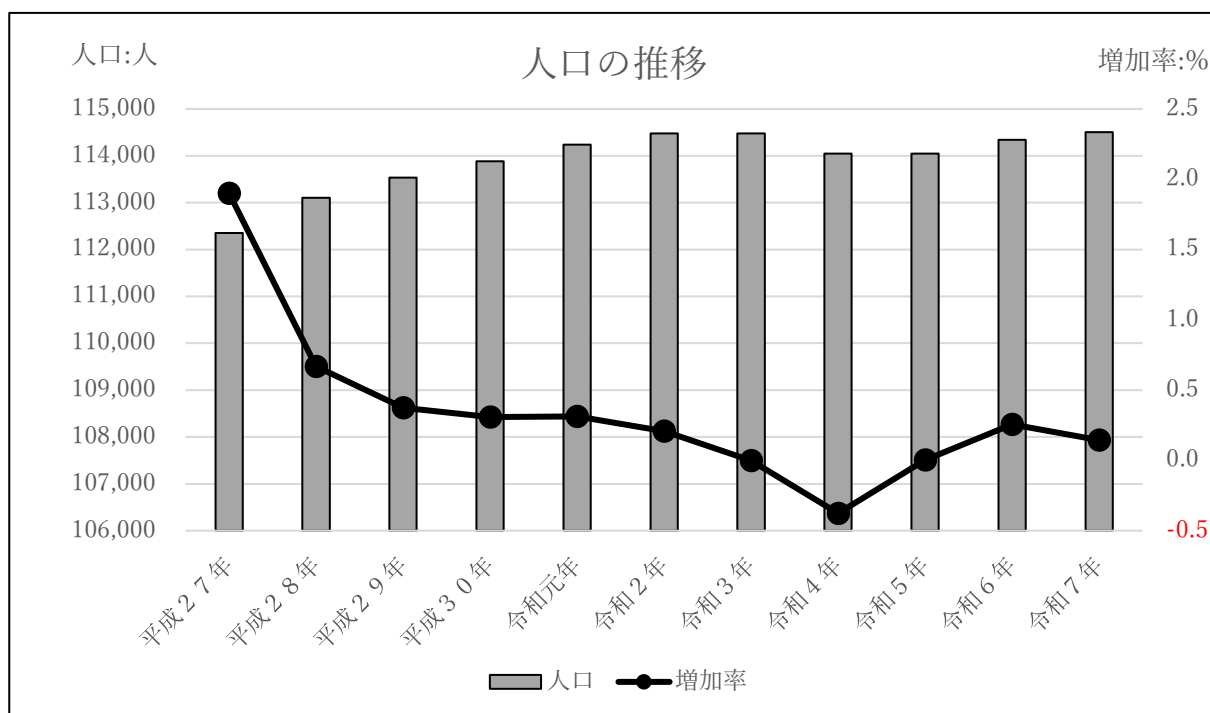
気候は、太平洋側気候で、夏季は高温になり、降雨量も比較的多く、冬季は強い北西の季節風が吹き、晴天の日が多いのが特徴です。

交通は東部には富士見川越バイパス（国道 254 号バイパス）が、西部には関越自動車道が、ほぼ中央には川越街道（国道 254 号）が、それぞれ市を南北に貫いています。また、これらの道路と並行する形で東武東上線が走っており、市内には上福岡駅が立地しているとともに、隣駅には多くの市民も利用する急行停車駅のふじみ野駅があります。

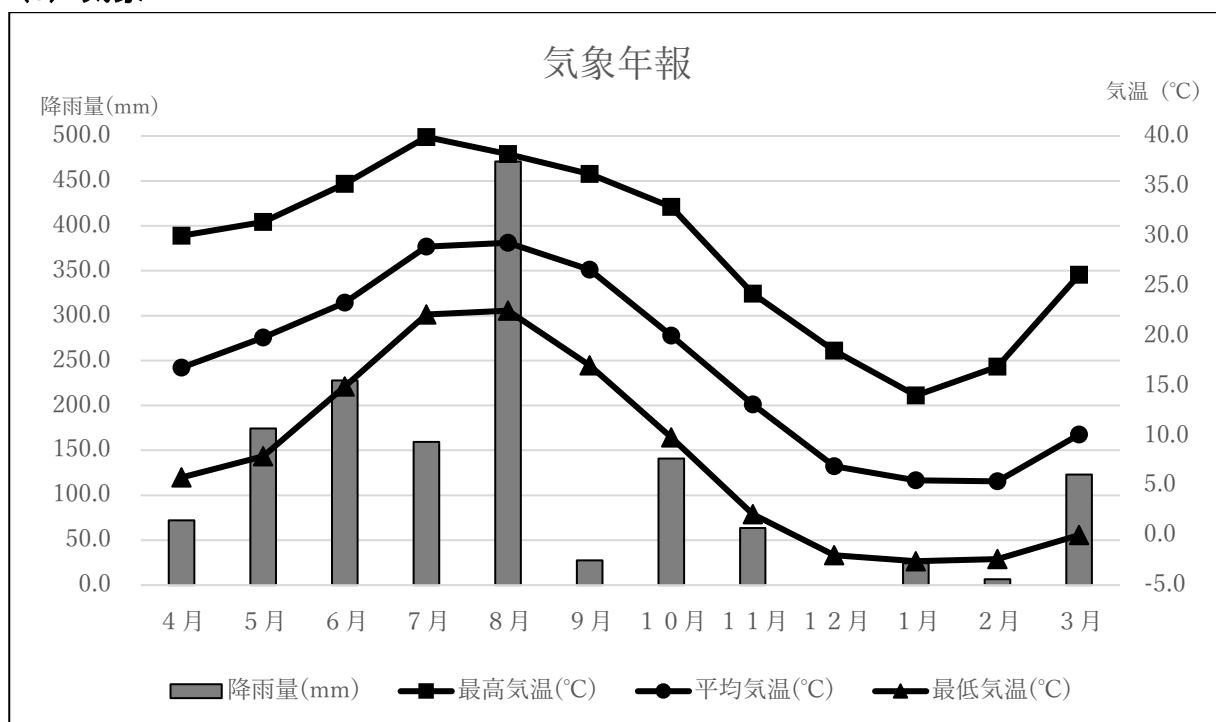
※経度・緯度はふじみ野市役所屋上の二等三角点の位置



(2) 人口



(3) 気象



資料：入間東部地区事務組合 消防本部 指揮統制課

1-2 環境行政

(1) 環境に関する条例

(ア) ふじみ野市環境基本条例

本市の環境行政を推進するため、平成 18 年 7 月「ふじみ野市における環境施策のあり方について」を環境審議会に諮問し、環境行政の理念、方向性について答申を受け、平成 19 年 3 月に「ふじみ野市環境基本条例」（平成 19 年条例第 2 号）を制定しました。

本条例では、快適で良好な環境の確保について、基本理念を定め、市、市民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、快適で良好な環境の確保に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民が健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むために、快適で良好な環境の確保に寄与することを目的としています。

「快適で良好な環境」とは

ふじみ野市環境基本条例第 2 条で「大気、河川、地下水、土壌、多様な生態系その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持し、人の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、歴史的、文化的遺産とも密接に結びついた景観の形成を図り、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むことができる環境をいう。」と定義しています。

開発指導要綱について

ふじみ野市環境基本条例は、快適で良好な環境の確保に対する基本理念として、快適で良好な環境の確保及び将来世代への継承、循環型社会を目指して、市、市民及び事業者等の協働、地球環境保全を自らの問題として認識して推進すべきことを掲げております。

そのため、環境負荷の影響が大きい開発行為に対して、市では「ふじみ野市開発行為等指導要綱」（平成 17 年告示第 210 号）に基づき、市内の無秩序な開発行為を防止し、良好な都市環境の保全及び健全な発展を図るため、事業者に対して理解と協力の要請を行っています。市では、この趣旨に沿って関係各課が連絡調整を行い、事業者へ総合的な対応を行っています。

(イ) ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することによって、資源が循環して利用されるまちづくりを目指し、併せて廃棄物の散乱防止等による環境の美化を推進することにより、良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努め、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的として、平成 20 年 12 月 19 日に「ふじみ野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」（平成 17 年条例第 115 号）を全部改正し、「ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」（平成 20 年条例第 40 号）を制定しています。（平成 21 年 4 月 1 日施行）

(2) 環境に関する計画

(ア) ふじみ野市環境基本計画

①計画の目的

ふじみ野市環境基本条例第9条の規定に基づき、現在及び将来の市民が健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むため、条例の目的である「快適で良好な環境の確保」に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、また、計画の実効性を確保するため、基本計画と行動計画が一体となった環境基本計画行動計画を平成19年度に策定しました。その後、5年ごとに見直しを行っており、現在は、令和3年度～4年度の2か年をかけて策定した第2期環境基本計画後期行動計画に基づき施策を進めております。

②計画の位置づけ

ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030 を環境の面から実現するための基本的な方向性を定め、他の計画や施策と整合・調整・連携を図りながら「快適で良好な環境の確保」に関する各種施策を、総合的かつ計画的に推進する計画となっています。

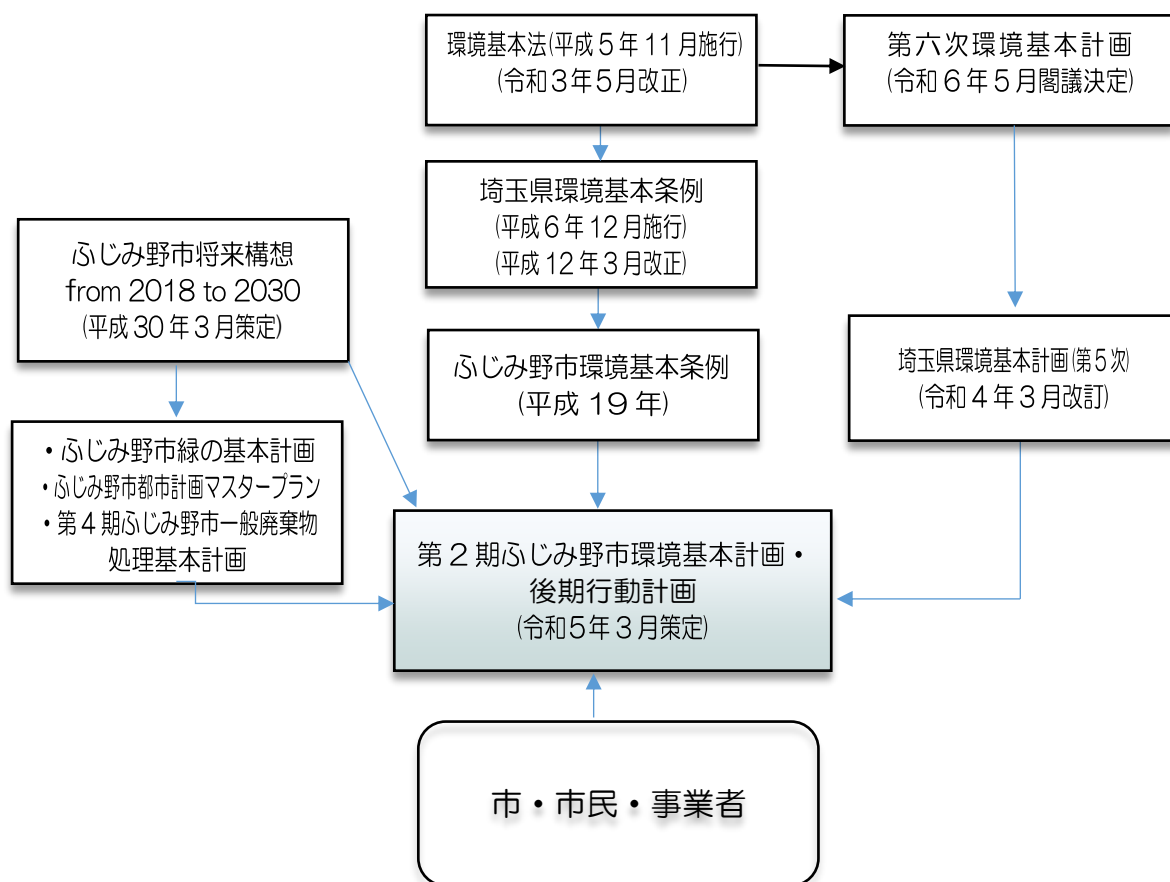


図1-2-1 計画の位置づけ

③計画の対象とする環境の範囲

- ・市、市民、事業者の連携、協働に関すること
- ・環境教育、環境学習による人づくりに関すること
- ・安全・安心、快適な都市環境に関すること
- ・地球環境保全に関すること
- ・循環型社会に関すること
- ・自然環境に関すること

④計画期間

平成30年度を初年度として、令和9年度までの10年間を「第2期環境基本計画」の計画期間と定め、「行動計画」は、計画の進展、社会経済情勢の変化、科学技術の進展などにより環境問題の課題が変化することが考えられることから、5年間で1つの期間として「前期」、「後期」に区分し、令和5年度から令和9年度までを「後期行動計画」としています。

平成30年度	平成31・令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
第2期ふじみ野市環境基本計画（平成30年度～令和9年度）									
前期行動計画（平成30年度～令和4年度）					後期行動計画（令和5年度～令和9年度）				

図1-2-2 計画の期間

⑤環境基本条例の基本理念に基づく施策運営

環境基本計画は、環境基本条例の理念に基づき施策の方向性を示しています。

1 環境基本条例の基本理念

- ・快適で良好な環境の将来世代への継承
- ・市、市民及び事業者の協働により人と自然が共生し、環境への負荷の少ない循環型社会を目指すまちづくりの推進
- ・地球環境保全への自主的、積極的な取り組みの推進

2 基本計画の施策の方向性

- ・すべての施策の策定等にあたっての環境優先の理念（第8条）
- ・施策の総合調整のための評価体制の整備（第19条）
- ・市、市民及び事業者の参画及び協働の推進（第20条）
- ・環境教育の理念に基づく推進（第21条）

⑥市の望ましい環境像

～みんなではぐくむ 緑豊かな住みよいまち ふじみ野～

⑦第2期環境基本計画後期行動計画の施策等

第2期環境基本計画後期行動計画における望ましい環境像の実現にむけ、市、市民及び事業者の各主体が共通認識のもと取り組むべき内容としており、「現状と課題」「施策の展開」「行動指標」などを掲げています。

○施策体系

- 施策の柱1 学びと協働の推進
- 施策の柱2 脱炭素社会の推進
- 施策の柱3 環境負荷の少ない循環型社会の構築
- 施策の柱4 環境にやさしいまちづくりの推進
- 施策の柱5 自然と調和した環境づくりの推進



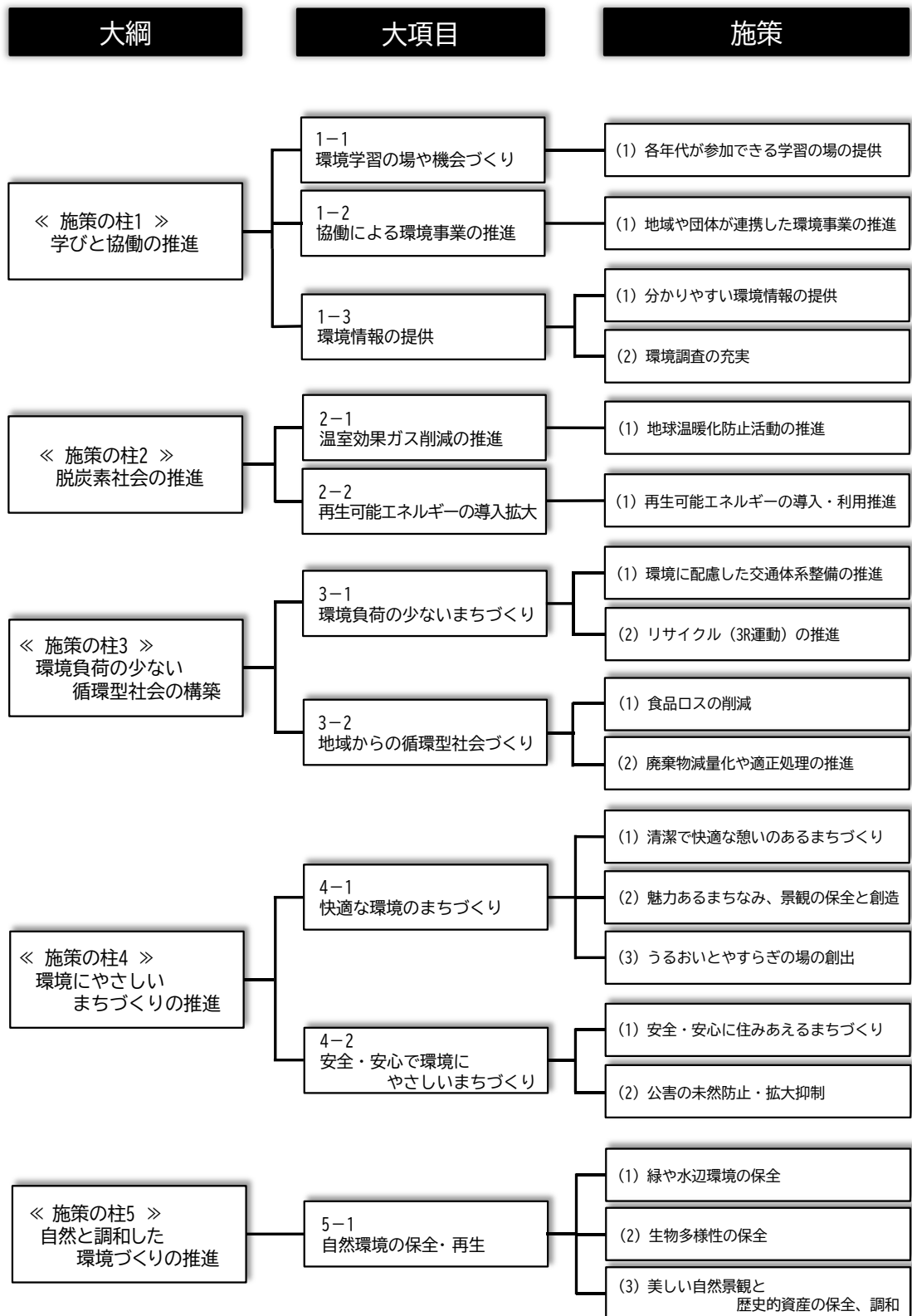
⑧計画の進行管理

行動計画に示された各施策は、第2期環境基本計画後期行動計画のめざす目標の達成に向け、全体の進捗状況を点検しながら展開します。その進行管理は、「計画の策定 (Plan)、施策・事業の実施 (Do)、点検・評価・公表 (Check)、改善 (Action)」のサイクルによる継続的な見直しの仕組みを構築します。



図 1-2-3 計画の進行管理

⑨第2期環境基本計画 後期行動計画の施策体系



(イ) ふじみ野市地球温暖化対策実行計画

「第7章 地球温暖化対策（ふじみ野市地球温暖化対策実行計画）」

①計画の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）の第4条に基づき、ふじみ野市の事務、事業等における温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出実態と排出抑制に関する目標を策定し、環境への負荷の軽減をもって、長期的・継続的な排出削減へと導くことを目的とし、また、地域における模範となる率先行動となるよう計画を策定しました。

②計画の位置づけ

地球温暖化対策推進法第21条第1項において、地方公共団体に策定が義務付けられている「温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）」であり、「第2期ふじみ野市環境基本計画 後期行動計画」と一体となっています。その中の第7章が地球温暖化防止に関する事項を定めた「地球温暖化対策（ふじみ野市地球温暖化対策実行計画）」となっており、ふじみ野市が行う事務、事業全般を対象とした「事務事業編」と、市域における温室効果ガス排出抑制等に関する「区域施策編」の構成となっています。（図1-2-4）

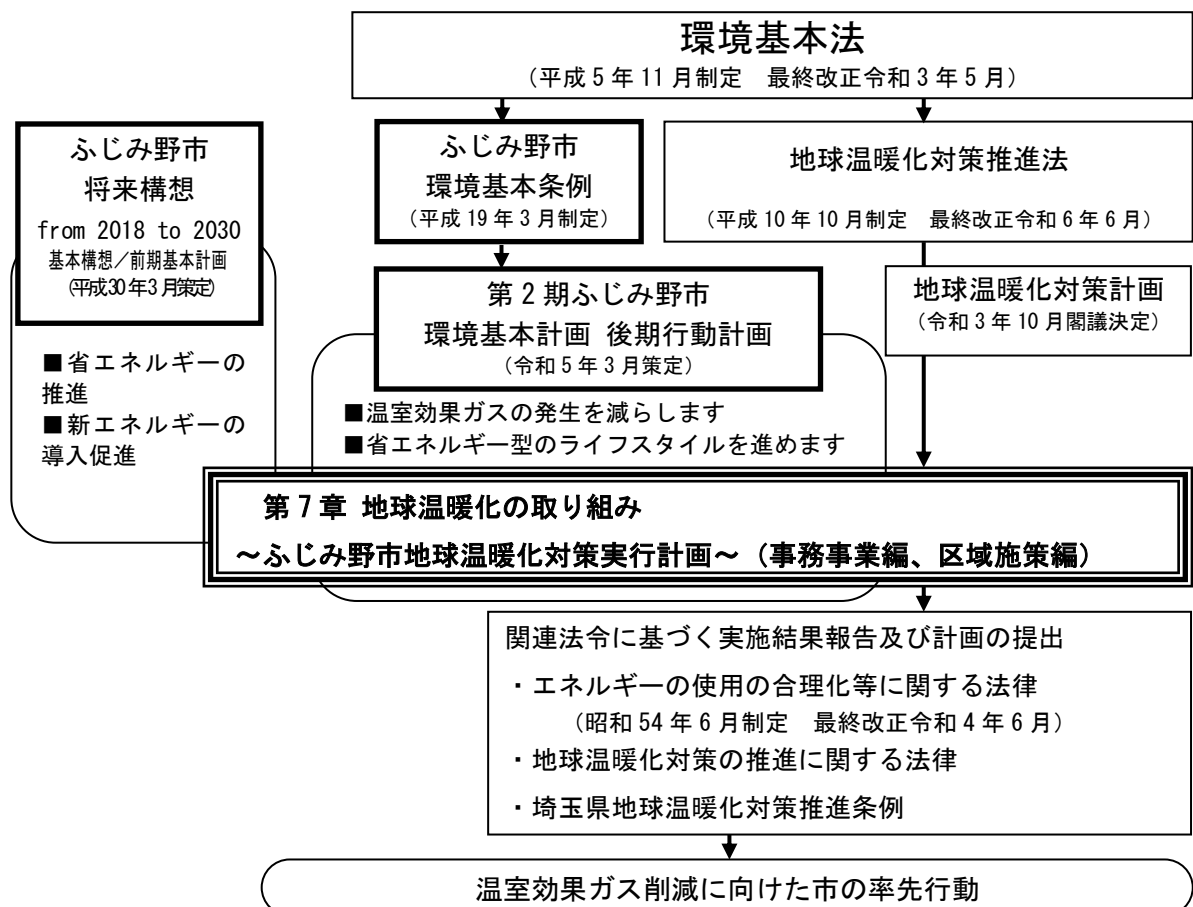


図1-2-4 ふじみ野市地球温暖化対策実行計画の位置づけ

③計画の期間

本計画の事務事業編の基準年度を平成 25 年度とし、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間を計画期間とします。

また、区域施策編については、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（令和 4 年 3 月、環境省）」により、基準年度を平成 25 年度、中期目標を令和 12 年度、最終目標を令和 32 年度として設定し、実行計画を長期的な視野により策定します。

第一段階として令和 12 年度までの短期目標・施策を策定し、目標達成状況などを評価します。

④計画の対象物質

地球温暖化対策推進法では以下の 7 物質（表 1-2-1）が対象となっていますが、本計画において対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類（事務事業編のみ対象）とします。

なお、本計画では、温室効果ガスの排出量は各ガスの排出量に、地球温暖化対策推進法施行令第 4 条に定められた地球温暖化係数を乗じ、二酸化炭素に換算した数値で表しています。（環境省：「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づく）

表 1-2-1 対象物質

温室効果ガス	地球温暖化係数※	主な発生源	事務事業編	区域施策編
二酸化炭素 (CO ₂)	1	石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料の燃焼、電気の使用（火力発電所によるもの） など	○	○
メタン (CH ₄)	25	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立て など	○	○
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	化石燃料の燃焼、工業プロセス など	○	○
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	12～14,800	代替フロン等の製造時における漏えい、冷蔵庫・エアコンなどの冷媒からの大気放出 など	○	×
パーフルオロカーボン類 (PFC)	7,390～17,340	半導体製造時等における漏えい など	×	×
六フッ化硫黄 (SF ₆)	22,800	半導体製造や電気の絶縁体 など	×	×
三フッ化窒素 (NF ₃)	17,200	半導体の製造プロセス など	×	×

※ 各温室効果ガスが地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果に対する比で表したもの

⑤計画の範囲

事務事業編の範囲は、本市が行う事務、事業全般とし、対象施設は、庁舎、文化施設、コミュニティ施設、福祉施設、市立小中学校、水道施設、環境センターなどの公共施設を対象とします。（指定管理の施設を含む。）

⑥基準年度（平成 25 年度）の現状値

基準年度である平成 25 年度の温室効果ガス総排出量は 40,217.4 t-CO₂ です。温室効果ガス別に見ると、二酸化炭素が 98.239%となっており、排出量の大部分を占めています。（二酸化炭素は主に燃料使用と電気使用、廃プラスチック焼却から発生します。）

メタン・一酸化二窒素は、主に自動車の運行と一般廃棄物焼却、浄化槽の使用により発生します。ハイドロフルオロカーボン^①は、カーエアコンに代替フロンとして使用している場合に発生するものです。

表 1-2-2 平成 25 年度（基準年度）温室効果ガス総排出量（事務事業編）

物質名	温室効果ガス 排出量 (t) (A)	温暖化 係数 (B)	CO ₂ 換算 排出量 (t-CO ₂) (C)=(A) × (B)	構成比 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	39,507.13	1	39,507.13	98.239
メタン (CH ₄)	0.57	25	14.1	0.035
一酸化二窒素 (N ₂ O)	2.3	298	692.3	1.722
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	0.001	1430	1.5	0.004
総排出量	-	-	40,217.4	100.0

※ 温暖化係数 (B) は、基準年度としての算定時の令和 4 年の値となっています。

※ CO₂ 換算排出量 (C) の値は、端数処理の関係で合わない場合があります。

⑦目標値

市の事務及び事業に関する令和 12 年度の温室効果ガスの排出量を基準年度（平成 25 年度）に比べ 50%削減することを目指しています。

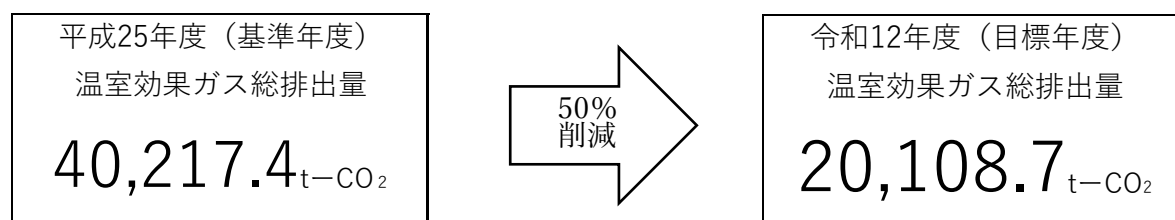


表 1-2-3 各項目別目標値

項目	単位	基準年 (平成25年) 使用量実績値(A)	目標年 (令和12年) 使用量目標値(B)	削減率 (%)	削減量(C) (B)-(A)	基準年度比 温室効果 ガス削減量 (t-CO ₂)
ガソリン	L	50,742.5	25,371.3	50.0	△ 25,371.3	△ 58.9
灯油	L	93,808.0	46,904.0	50.0	△ 46,904.0	△ 116.8
軽油	L	12,775.0	6,387.5	50.0	△ 6,387.5	△ 16.5
A重油	L	128,500.0	64,250.0	50.0	△ 64,250.0	△ 174.1
液化石油ガス(LPG)	Kg	16,306.0	8,153.0	50.0	△ 8,153.0	△ 24.5
都市ガス	m ³	495,394.0	247,697.0	50.0	△ 247,697.0	△ 552.4
電気	kWh	17,062,114.0	8,531,057.0	50.0	△ 8,531,057.0	△ 4,734.7
一般廃棄物の焼却	t	40,587.2	20,293.6	50.0	△ 20,293.6	△ 343.4
廃プラスチックの焼却	t	10,163.0	5,081.5	50.0	△ 5,081.5	△ 14,307.8
公用車の走行(ガソリン)	km	47,689.0	23,844.5	50.0	△ 23,844.5	△ 0.2
公用車の走行(軽油)	km	17,314.0	8,657.0	50.0	△ 8,657.0	△ 0.0
HFC封入車	台	107.0	53.5	50.0	△ 53.5	△ 0.0
浄化槽	人	892.0	446.0	50.0	△ 446.0	△ 9.6

※A、B、CについてはCO₂換算前の数値

○令和6年度 項目別目標達成状況

			平成25年度(基準年度)		目標削減量		令和6年度(実績)		
調査項目		単位	活動量 (使用量等)	温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)	活動量 (使用量等)	温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)	活動量 (使用量等)	温室効果ガス排 出量 (t-CO ₂)	目標達成率
燃 料 使 用 量	ガソリン	L	50,742.5	117.7	25,371.3	58.9	18,443.7	42.8	100.0%
	灯油	L	93,808.0	233.6	46,904.0	116.8	41,460.0	103.2	100.0%
	軽油	L	12,775.0	33.0	6,387.5	16.5	5,450.8	14.1	100.0%
	A重油	L	128,500.0	348.2	64,250.0	174.1	5,950.0	16.1	100.0%
	液化石油ガス(LPG)	kg	16,306.0	48.9	8,153.0	24.5	58,842.8	176.5	0.0%
	都市ガス	m ³	495,394.0	1,104.7	247,697.0	552.4	803,183.1	1,791.1	0.0%
電気使用量(一般電気事業者及びPPS)		kwh	17,062,114.0	9,469.5	8,531,057.0	4,734.7	13,200,812.3	7,326.5	45.3%
公用車の走行量(ガソリン)		km	47,689.0	0.4	23,844.5	0.2	200,987.5	1.8	0.0%
公用車の走行量(軽油)		km	17,314.0	0.0	5,081.5	0.0	14,997.0	0.0	45.6%
HFC封入カーエアコンの使用台数		台	107.0	1.5	53.5	7.7	73.0	1.0	63.6%
一般廃棄物焼却(連続燃焼式)		湿t	40,587.2	686.7	20,293.6	343.4	33,123.2	560.5	36.8%
うち廃プラスチック焼却量		乾t	10,163.0	28,151.5	5,081.5	14,075.8	7,843.6	21,726.7	45.6%
浄化槽		人	892.0	19.3	446.0	9.6	326.0	7.0	100.0%
総排出量合計			—	40,217.4	—	20,114.4	—	31,767.4	42.0%

*廃プラスチックは推計量 焼却量(t)×組成分析による割合(水分を除いた重量ベースで月ごとに算出)で計算

*排出係数は、令和4年度の値を用いて算出

*小数第2位四捨五入

*端数処理の関係で数値が合わない箇所がある

(ウ) ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画（第４期計画）

①計画の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」第 6 条第 1 項に規定されている「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画」に当たるもので、一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画になっています。

②計画の位置づけ

本計画は、ごみの発生・排出抑制から資源化、収集・運搬、中間処理、最終処分に至るごみ処理に関するすべてを包括するものです。また、ごみ処理計画の主要な柱となる中・長期計画であり、ごみ処理広域化基本計画や循環型社会形成推進地域計画等を策定するための上位計画として位置づけられます。

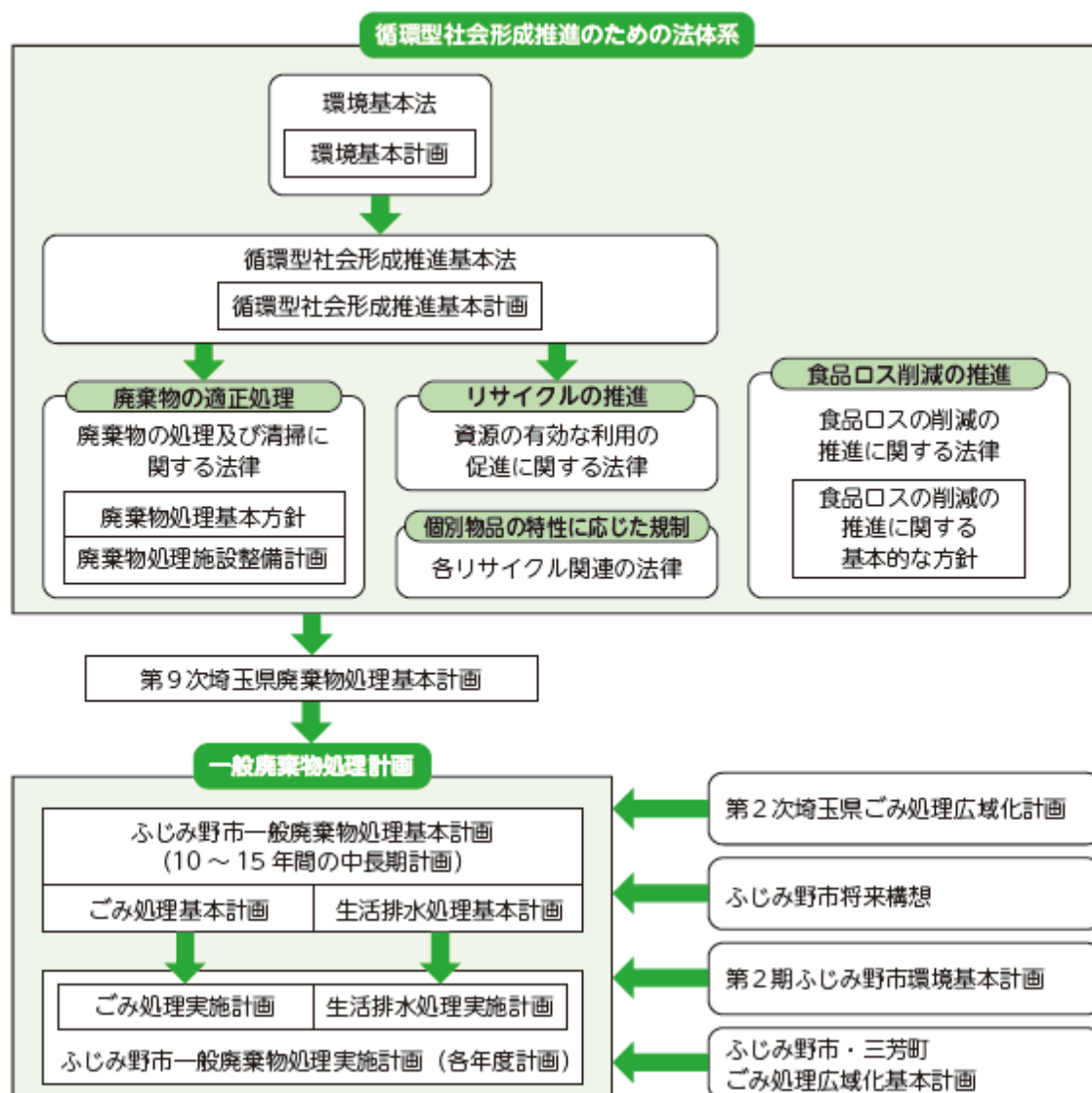


図 1-2-5 計画の位置づけ

③計画の構成

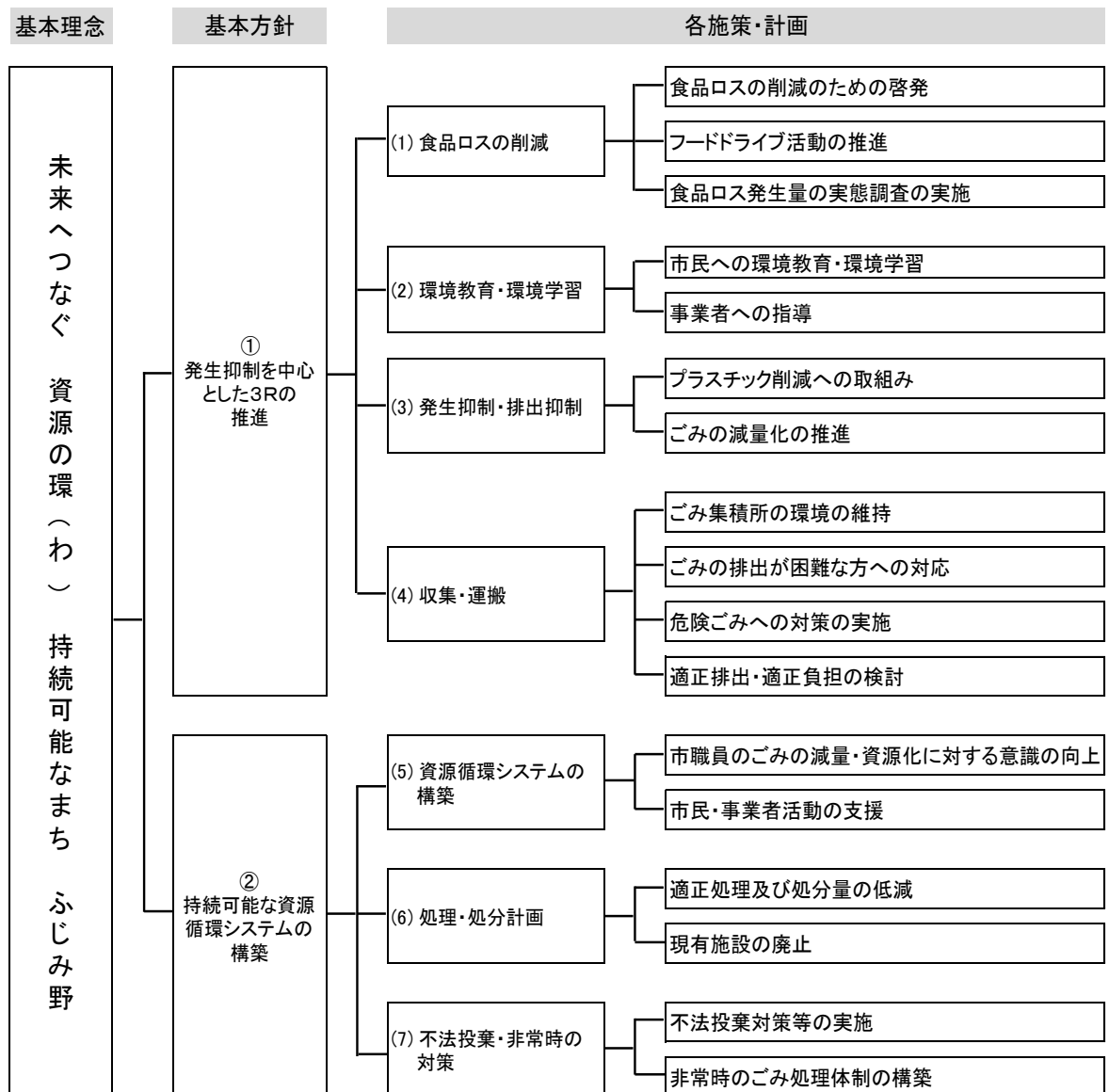


図 1-2-6 計画の構成

④計画対象地域

本計画の計画対象地域は、本市の行政区域全体とします。ただし、施策の推進に当たっては、関係法令や適正なごみ処理の観点等から広域的な対応も視野に入れ、現在、広域処理を行っている三芳町や他市町村、関係機関等との連携・協力を図ることとします。

⑤計画の期間

本計画では、令和4年度を初年度とし、令和8年度を中間目標年度、令和13年度を計画目標年度とします。なお、社会情勢の変化や関係法令改正等の動向に対し、適切かつ柔軟に対応するため、中間目標年度を目途に必要な見直しを行います。

計画期間		令和3年度 (2021)	令和8年度 (2026)	令和13年度 (2031)
第3期計画	平成29～ 令和8年度	中間目標年度	計画目標年度	
第4期計画 (本計画)	令和4～ 令和13年度		中間目標年度	計画目標年度
第5期計画 (予定)	令和9～ 令和18年度			中間目標年度

図1-2-7 計画の期間

⑥計画の基本理念

ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030 では、「人がつながる 豊かで住み続けたいまち ふじみ野」を将来像とし、第2期ふじみ野市環境基本計画では、「みんなではぐくむ 緑豊かな住みよいまち ふじみ野」を目指す環境像としています。

本計画では、市民・事業者・市の三者が協働して限りある資源を循環的に利活用しながら、次世代まで続く安全・安心かつ持続可能な住みやすいまちを目指して、以下の基本理念を掲げます。

未来へつなぐ 資源の環（わ） 持続可能なまち ふじみ野

⑦計画の基本方針

1. 発生抑制を中心とした3Rの推進

限りある資源を大切に使うために、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の中でもごみの発生を抑制する「リデュース」を中心として、ごみの3R活動を推進します。

2. 持続可能な資源循環システムの構築

市民、事業者が参加・協力できる分かりやすいごみの分別区分と資源化の仕組みを構築し、ごみの収集・運搬から最終処分、非常時のごみ処理に至るまで、適正・安全・安心で環境保全に配慮したシステムを構築し、効果的・効率的な処理を実現します。

(3) 環境行政組織・所掌事務

(ア) 環境課事務分掌

①環境係

- (1) 環境施策の企画立案及び環境保全活動の普及啓発に関すること。
- (2) 地球温暖化対策及び省エネルギー対策に関すること。
- (3) 公害防止に関すること。
- (4) 生活環境の保全等に関すること。
- (5) 自然保護意識の啓発に関すること。
- (6) 犬の登録及び狂犬病予防に関すること。
- (7) 鳥獣の捕獲、動物の飼養等に関すること。
- (8) 墓地設置の許可等に関すること。
- (9) ペット霊園の設置の許可等に関すること。
- (10) 入間東部地区事務組合との連絡調整に関すること(火葬場、斎場及びし尿処理に関するものに限る。)
- (11) 課内の庶務に関すること。

②廃棄物対策係

- (1) 一般廃棄物処理の企画及び立案に関すること。
- (2) 一般廃棄物の減量及びリサイクルに関すること。
- (3) 一般廃棄物処理業の許可、指導及び監督に関すること。
- (4) 一般廃棄物の収集運搬に関すること。
- (5) 一般廃棄物の不法投棄に関すること。
- (6) ごみ集積所に関すること。
- (7) 環境学習の推進に関すること。
- (8) 一般廃棄物最終処分場の維持管理に関すること。
- (9) 災害廃棄物の処理に関すること。

③環境センター

- (1) 環境センター及びエコパの運営及び管理に関すること。
- (2) 廃棄物の搬入、処理及び処分の決定に関すること。
- (3) 廃棄物処分手数料の収入事務に関すること。
- (4) 循環型社会形成推進交付金に関すること。

(イ) 所属団体

①広域的な環境行政組織

組織名	構成市町村	会の目的・事業
埼玉県西部地区環境事務研究会 (22 団体)	川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、嵐山町、滑川町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村	・会員相互の連絡を密にし、自主的な研鑽により環境問題を円滑に処理することを目的とする。 ・総会、役員会 (3 回)、研修会 (1 回)、事例発表会 (1 回) の開催。
埼玉県環境事務研究会連合会 (58 団体)	埼玉県内を北部、東部、西部、南部、中央 5 地区に分けて環境事務研究会を組織している連合会。 県内市町村環境行政及び埼玉県内環境管理事務所及び環境関連課により構成。	・各地区事務研究会相互の連絡を密にして、環境問題を円滑に処理することを目的とする。 ・総会、役員会 (4 回)、研修会 (1 回)、事例発表会 (1 回) の開催。
埼玉県西部地区衛生清掃事務研究会 (11 団体)	川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市	・地区内相互の密接な連絡協調により事務の円滑なる執行に寄与する。 ・総会、事務研究会 (年 1 回)、研修会 (年 1 回)
埼玉県清掃行政研究協議会第 4 ブロック (25 団体)	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、鳩山町、朝霞地区一部事務組合、志木地区衛生組合、入間西部衛生組合、入間東部地区事務組合、坂戸地区衛生組合、埼玉西部環境保全組合、朝霞和光資源循環組合	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の精神に基づき、廃棄物の処理体制を確立し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 ・総会、研修会

(4) 環境審議会

①環境審議会

設置根拠	環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条 ふじみ野市環境基本条例（平成 19 年条例第 2 号）第 29 条
役割	(1) 環境基本計画に関する事項 (2) 環境の保全に関する基本的な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議し答申を行う。必要がある時は、市長に意見を述べることができる。
組織	20 人以内で組織
委員構成 及び 委嘱状況	任 期（R3. 11. 18～R5. 11. 17） → （R5. 11. 18～R7. 11. 17） ・学識経験を有する者 1 人 → 1 人 ・自治組織連合会の役員 2 人 → 2 人 ・商工会団体を代表する者 1 人 → 1 人 ・農業委員会を代表する者 1 人 → 1 人 ・市内事業所を代表する者 2 人 → 2 人 ・埼玉県西部環境管理事務所を代表する者 1 人 → 1 人 ・ふじみ野市校長会を代表する者 1 人 → 1 人 ・市内環境団体を代表する者 4 人 → 4 人 ・公募による市民 2 人 → 2 人 - 計 15 人 → 15 人
審議内容	令和 6 年 12 月 16 日（第 1 回会議） ・第 2 期ふじみ野市環境基本計画 後期行動計画の改訂について ・令和 6 年度版環境年次報告書について

(5) 廃棄物減量等推進審議会等

① 廃棄物減量等推進審議会

設置根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 7 ふじみ野市廃棄物減量等推進審議会条例（平成 18 年条例第 12 号）第 1 条
役割	市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量等に関する事項について、必要な調査及び審議をする。
組織	15 人以内で組織
委嘱状況	任 期（R6. 10. 1～R8. 9. 30） ・ ごみ減量化又は資源化推進団体を代表する者 1 人 ・ 商工業団体を代表する者 3 人 ・ 廃棄物処理業者又は廃棄物再生事業者 2 人 ・ 学識経験を有する者 2 人 ・ 市長が必要と認める者 4 人 計 12 人
審議内容	令和 6 年 10 月 30 日（第 1 回会議） ・ ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について ・ 災害廃棄物処理基本計画について

② 一般廃棄物処理基本計画市民検討委員会

設置根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条 同法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 3 ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画市民検討委員会条例（平成 25 年条例第 20 号）第 1 条
役割	・ ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画に関する提言を行う。 ・ 市の一般廃棄物処理対策に係る施策に関し、必要な提言を行う。
組織	11 人以内で組織
委嘱状況	任 期（R6. 10. 1～R8. 9. 30） ・ 公募による市民 2 人 ・ 市内商工会加入の商工業者 2 人 ・ 廃棄物処理業者又は廃棄物再生事業者 1 人 ・ 市長が必要と認める者 4 人 計 9 人
会議内容	令和 6 年 11 月 1 日（第 1 回会議） ・ ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について ・ 災害廃棄物処理基本計画について

(6) ふじみ野市ゼロカーボンシティ宣言

近年の地球温暖化の進行に伴う気候変動の原因とされる温室効果ガスの削減に向け市民、事業所、民間団体及び市が一体となって二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指す「ふじみ野市ゼロカーボンシティ宣言」を令和4年10月1日に行いました。

今後は、令和4年度に策定した「ふじみ野市環境基本計画・後期行動計画」「ふじみ野市地球温暖化対策実行計画」において二酸化炭素排出ゼロを目指した施策や具体的な取組を推進していきます。また民間事業者等との包括連携協定により、関係を強化して具体的な施策を展開していきます。

ふじみ野市ゼロカーボンシティ宣言

～2050年 CO2排出量実質ゼロの実現～

近年、地球温暖化が原因とされる気候変動により、甚大な被害をもたらす自然災害が地球規模で発生しております。こうした状況は、安全・安心な市民生活に大きな影響を及ぼすものであり、温室効果ガスの排出量削減が喫緊の課題となっております。

2015年に採択されたパリ協定において、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃未満に抑制すること及び1.5℃に抑える努力を追求することが世界共通の長期目標として掲げられています。

また、2018年に公表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書において、温暖化を1.5℃で止めるためには今世紀半ばの二酸化炭素量を実質ゼロにすることが求められています。

これを受け、政府において、2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする、「カーボンニュートラル」が宣言され、地球規模の大きな問題にも地方自治体レベルでの力強い推進が求められています。

ふじみ野市には、多くの豊かな自然が残されており、これらを未来に引き継いでゆく責任があります。

私たち一人ひとりが強い使命感を持ち、市民・事業者・行政が一体となり、「オールふじみ野」で2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことをここに宣言します。

令和4年10月1日

ふじみ野市長 高畑 博

(7) カーボンニュートラルシティ実現に向けた包括連携協定

ふじみ野市、武州ガス株式会社、東京ガス株式会社の3者で令和4年10月11日に「カーボンニュートラルシティ実現に向けた包括連携協定」を締結しました。

本協定は、ふじみ野市、武州ガスおよび東京ガスの3者の相互連携のもと、カーボンニュートラルシティの実現を目指すものです。今後3者は、定期的な協議を通じ、具体的な実施内容を決定します。

【本協定における連携事項】

- ① カーボンニュートラルシティの実現に向けた取組のトータルコーディネートに関する事項
- ② エネルギーの地産地消に関する事項
- ③ 低炭素エネルギーの調達や公共施設等への提供に関する事項
- ④ エネルギーデータの活用等によるエネルギー最適化に関する事項
- ⑤ 地域の防災機能強化などレジリエンス強化に関する事項
- ⑥ 地域が目線で新しい価値や営みを創る価値共創に関する事項
- ⑦ 学校等における環境エネルギー教育や食育等を通じた啓発活動に関する事項
- ⑧ 各種取組における専門的人材の支援強化に関する事項
- ⑨ ふじみ野市の魅力等の情報発信に関する事項
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、ふじみ野市民のサービス向上、カーボンニュートラルシティの実現に関する事項

(8) ゼロカーボンシティの実現に向けた補助金制度

令和5年度より、ゼロカーボンシティの実現に向け「住宅用スマートエネルギーシステム」、「電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車」の導入に対し、補助金の交付を開始しました。

令和6年度の補助実績は次のとおりです。

①スマートエネルギーシステム導入促進補助金実績

機種別	補助件数/補助金額
太陽光発電システム	70件/4,684,000円
強制循環型太陽熱利用システム	0件/0円
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	0件/0円
定置型リチウムイオン蓄電池	66件/4,620,000円
V2H	1件/50,000円
合計	137件/9,354,000円

②電気自動車等導入促進補助金実績

車種別	補助件数/補助金額
EV（電気自動車）	24件/2,400,000円
PHV（プラグインハイブリッド）	4件/200,000円
合計	28件/2,600,000円

(9) 公共施設への太陽光発電導入可能調査

令和 5 年度に、「令和 4 年度（第 2 次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用し、ふじみ野市の公共施設への太陽光発電の導入に関する調査を実施しました。

調査内容としては、市の公共施設のうち、設置対象となる 39 箇所について、シミュレーションを行い、太陽光発電設備が設置可能な施設を抽出し、その後、詳細現地調査を行い、太陽光設置可能容量、想定年間発電量、二酸化炭素削減量、必要経費等を算出し、太陽光設備を優先的に導入する事が望ましい 28 施設を抽出しました。

太陽光発電設置済の公共施設（令和 6 年現在）

施設名	運用開始年	発電容量 (kw)
東台小学校	2009 年	10
大井総合支所	2012 年	10
エコパ	2014 年	10
市役所本庁舎	2015 年	10
なの花給食センター	2016 年	15.48
ステラ・ウェスト	2023 年	11.1

2 計画の進行管理

2 計画の進行管理

(1) 第2期環境基本計画後期行動計画

第2期環境基本計画後期行動計画は、ふじみ野市の豊かな自然環境と都市環境が調和する良好な環境を将来に引き継ぎ、また、地球環境保全などの環境課題に対し、市、市民、事業者が共通の目標を掲げ推進するために策定しました。

本計画は、施策の方向性である5つの「施策の柱」を定め、それぞれの柱ごとに、基本的な考え方と施策の展開を示し、その方向性にそって各主体が取り組み、より実効性あるものとするために行動指標を設定しています。

この行動指標は令和3年度を基準年度、令和9年度を目標年度として46の数値目標等を定め取り組んでいます。

(2) 令和6年度の進捗状況

第2期環境基本計画後期行動計画には46の行動指標がありますが、それぞれの達成の有無を「評価1※」としたところ、目標を達成できたものは31項目67%、途中の進捗状況も加味した「評価2※※」では86%でした。

※ 「評価1」

令和9年度の目標値に対し、達成していれば「○」、未達成の場合は「×」。

※※ 「評価2」（進捗状況を加味した評価）

令和9年度の目標値に対し、達成済10点(100%達成)とし、その他の達成率については以下のとおりの採点として点数化しました。

達成率	点数
0%～9%	0点
10%～19%	1点
20%～29%	2点
30%～39%	3点
40%～49%	4点
50%～59%	5点
60%～69%	6点
70%～79%	7点
80%～89%	8点
90%～99%	9点

◎ 第 2 期環境基本計画・後期行動計画の進捗状況(令和 6 年度)

※ 「評価 1」：目標値に対し、達成していれば「○」、未達成の場合は「×」。

※ 「評価 2」：達成 10 点(100%達成)、その他は 10%刻みで点数で評価。(例：0%～9%は 0 点、10%～19%は 1 点)。

大項目	施策	NO	行動指標	単位	現状 (令和 3 年度)	目標 (令和 9 年度)	令和 6 年度						所管課
							実績	[未達成理由]	評価 1	達成率	評価 2	課題・取組	
1－1	(1) 各世代でできる学習の場の提供	1	環境学習講座参加者数	人	492	622	688		○	100	10	身近な環境について興味を持つきっかけづくりとして、引き続き本事業の周知を図り、多くの市民の参加を募ることで、環境学習の底上げを図る。また、子どもだけではなく大人も参加しやすいメニューについて検討する。	環境課
		2	環境フェア参加団体数	団体・個人	0	30	41		○	100	10	令和6年度環境フェアでは、実行委員会・協力企業・ステージ出演等で多くの団体にご協力いただいた。引き続き多くの団体にご協力いただけるよう、努めていく。	環境課
		3	学校における環境教育	実施状況	小中全校で実施	小中全校で実施	実施		○	100	10	環境センター見学会では、年間で1,096名にご参加いただき、処理施設についてや分別の重要性を学んでもらっている。今後もこのような見学会を継続するとともに、親子で楽しく環境について学べるような講座も引き続き実施し、身近な環境について興味を持つきっかけづくりを強化する。	環境課
1－2	(1) 地域や団体が連携した環境事業の推進	4	環境協働事業を実施した環境活動団体数	団体	3	5	3	環境活動団体の不足によるため	×	60	6	継続事業が多く、新規事業や新規団体の参入が少ない。令和 6 年度は 1 団体と令和 7 年度の事業参加に向けた調整を行っている。新たな団体の参入を促すため、環境協働事業について、広く周知に努める。	環境課
		5	大学や企業と連携した環境学習事業	実施状況	実施	実施	実施		○	100	10	教育機関（文京学院大学）や企業（KDDI総合研究所）との連携した環境学習事業を行った。引き続き近隣の教育機関や企業と連携した事業運営を行っていく。	環境課
		6	地域環境美化自主活動延べ参加者数	人	4,901	6,568	6,026	参加率の低下によるため	×	91	9	地域クリーン推進員会議で、参加率を上げるためのアイデア等を共有し、改善に努める。	環境課
1－3	(1) 分かりやすい環境情報の提供	7	環境年次報告書の発行・市ホームページへの公表	実施状況	実施	実施	実施		○	100	10	市民への周知とともに、経年変化の把握の上でも引き続き毎年の発行に努める。	環境課
	(2) 環境調査の充実	8	環境調査の実施	実施状況	実施	実施	実施		○	100	10	経年変化や汚染・汚濁の傾向を見るうえでも引き続き、毎年の調査及び市民への周知を行う。	環境課
2－1	(1) 地球温暖化防止活動の推進	9	公共施設における屋外緑化、緑のカーテン等の設置施設数	施設	14	30	14	設置希望施設の不足によるため	×	46.7	4	緑のカーテン設置希望施設が横ばいであるため、公共施設に積極的に設置してもらえるよう、各施設に働きかけを行う。	環境課
		10	公共施設等の二酸化炭素排出量	t-CO2	32,159	24,281	31,767	新たな公共施設の稼働や、体育施設への空調設備の導入等の利便性向上のため。	×	5	0	目標達成に向け、二酸化炭素排出量の割合が高い家庭ごみに含まれる廃プラスチックの削減の取り組みも含め、温室効果ガス削減が期待できる環境政策について協議していく。 また、目標達成のために、再エネ設備の導入についても注視をしていく。	環境課

大項目	施策	NO	行動指標	単位	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	令和6年度						所管課
							実績	[未達成理由]	評価1	達成率	評価2	課題・取組	
2-1	(1) 地球温暖化防止活動の推進	11	公用車の次世代自動車導入率	%	17.6	50	52.56		○	100	10	令和6年度に大幅なリース車両入替を行い、次世代自動車の導入を促進した。引き続き次世代自動車導入率の向上に取り組んでいく。	資産管理課
		12	学校給食における県内産食材の種類の割合	%	15.6	20	24.3		○	100	10	県内産食材の使用は食育の観点から促進しているが、コスト面の課題がある。	学校給食課
2-2	(1) 再生可能エネルギーの導入・利用促進	13	再生可能エネルギーの利用状況等の情報発信	実施状況	未実施	実施	実施		○	100	10	「ふじみ野市住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金」をホームページで周知している。	環境課
		14	公共施設における太陽光パネルの設置	kW	55.48	110	65.58	設置に向け調査を行ったが、導入コストが大きいこと等から、令和6年度の設置を見送ったため。	×	59.6	5	ゼロカーボンシティ実現に向け、市の環境面及び財政面を考慮し、また新技術の普及を注視しつつ設置を検討する。	環境課
3-1	(1) 環境に配慮した交通体系整備の推進	15	市内循環ワゴン乗客数	人	70,032	85,900	124,850		○	100	10	令和5年4月から開始された新コースやダイヤ改正の影響により乗客数が増加した。コース・ダイヤ見直し後の運行についても安全・安心な運行を確実に実施する必要がある。また、利用者に対してアンケート調査を実施し、運行における課題の抽出並びに課題解決に向けた取組について検討を進める必要がある。	都市計画課
	(2) リサイクル(3R運動)の推進	16	リサイクル率(灰含む)	%	29.9	30.3	27.2	資源化可能な紙類などの可燃ごみへの混入が多くみられたため	×	89.8	8	ごみの排出量は減少しているがリサイクル率は概ばいとなっており、今後も市民及び事業者に対する分別の周知徹底を図る。	環境課
		17	リユース事業の開催	実施状況	未実施	実施	実施		○	100	10	「リユース品回収キャンペーン」を実施し、まだ十分使えるものをごみとして捨てることなく、市がリユース品として引き取ることでごみの減量に繋げることができた。今後も市民がリユース品を持ち込める機会を設けるほか、ごみとして捨てる前にリユースを検討してもらうことで、さらなるごみの減量を目指す。	環境課
		18	集団資源回収量	t	335	416	295	新型コロナウイルスの流行以降、実施する団体が減少しているため	×	70.9	7	新型コロナウイルスの流行以降、実施する団体が減少しているため、団体の募集を強化に努める。	環境課
3-2	(1) 食品ロスの削減	19	食品ロス削減啓発ポスター等の発行	実施状況	未実施	実施	実施		○	100	10	食品ロスに関連するチラシを全戸配布し、市民の意識向上に努めた。また、ふじみ野市が1日に出す食品ロスを金額に換算するクイズなどに取り組んでもらうことで、食品ロスが身近で重要な環境問題であることを実感してもらうとともに、日常生活の中で食品ロスを減らす工夫などを考えてもらうことに繋げることができた。今後もさらなる周知の強化や事業の実施に努める。	環境課
	(2) 廃棄物減量化や適正処理の推進	20	焼却ごみ量	t/年	22,211	21,579	21,154		○	100	10	資源化可能な紙類などの可燃ごみへの混入が、家庭ごみ・事業ごみともにまだまだ多くみられることから、収集業者等と連携し、市民及び事業者に対する分別の周知徹底を図る。また、生ごみの水切りについても引き続き推進していく。	環境課
		21	1人1日当たりのごみ量(家庭系)	g/人・日	591	584	546		○	100	10	平成30年度までは減少を続け、「1人1日あたりの生活系ごみ量が少ない市」5年連続県内1位を達成していた。令和6年度も設定していた目標値を大きく下回り、排出量は過去10年で最少となった。県内でも「1人1日あたりの生活系ごみ量が少ない市」の上位を維持する結果となっている。	環境課

大項目	施策	NO	行動指標	単位	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	令和6年度						所管課
							実績	[未達成理由]	評価1	達成率	評価2	課題・取組	
3-2	(2) 廃棄物減量化 や適正処理の推進	22	不法投棄パトロールの実施	回	14	12	18		○	100	10	月1回を目安に不法投棄パトロールを実施した。また、市民の方から持ち去り等の問合せもいただいているので、そういった地域を重点的にパトロールするように努める。	環境課
		23	最終処分量	t	433	416	428	もやすごみの中に含まれる不適物・磁選物が多かったため。	×	97.1	9	埋立処分される不燃性残渣の量を減らすため、排出時の分別徹底やごみの発生量自体の減量について周知啓発を実施する。	環境課
		24	生ごみ処理容器販売件数	基	53	60	33	購入検討者の中に寸法等、条件に適さなかった案件や、既にある程度浸透しているなかでさらなるニーズ開拓に向け、幅広い世代の方に周知はしているものの、購入まで至らなかったため。	×	55	5	広報やホームページ内のペラنگdeキエーロ紹介ページを充実させ、認知度を上げる。市のイベント以外での販促活動についても検討していく。また、既に利用されているユーザーへのアフターケアを充実させる。	環境課
4-1	(1) 清潔で快適な 願いのあるまちづくり	25	ポイ捨て及び路上喫煙防止キャンペーン	実施状況	実施	実施	実施		○	100	10	令和6年度も5月及び11月に実施した(年2回)。市民から「路上喫煙」や「ポイ捨て」の相談も寄せられているため、引き続き啓発を行う。	環境課
		26	犬の飼い方・しつけ方教室の実施	実施状況	未実施	実施	実施		○	100	10	狂犬病予防協会で実施している。参加者の満足度が高く、犬のマナー向上にもつながるため引き続き実施していく。	環境課
		27	TNR実施頭数	頭	150	180	110	近年のTNR実施により飼い主のいない猫の頭数が抑制されているため。	×	61	6	飼い主のいない猫のTNRに協力くださっている関係団体の活動に加え「ふじみ野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金」の周知啓発を行い、市民によるTNR実施を促進する。	環境課
		28	道路清掃美化活動団体数(道路サポーターズ)	団体	9	10	8	団体の高齢化が進み、新たな活動団体が増えないため	×	80	8	団体の高齢化により活動を維持できなくなっている。新規登録団体を増やし、道路美化活動等を協働により維持管理を推進する。	道路課
	(2) 魅力あるまちなみ、景観の保全と創造	29	苦情があった空き地の未改善箇所数(年度末現在)	箇所	2	0	1	適正管理の通知を2度に渡り送付したが改善されなかったため。	×	0	0	通知によって改善してもらえなかった箇所が1件あった。引き続き、苦情があった空き地のほか、以前課題のあった空き地の一斉調査を定期的に行い、改善通知を送付する。	環境課
		30	屋外広告物除去作業回数	回	21	24	26		○	100	10	引き続き、屋外広告物に対し、必要な規制を行うとともに、定期的に無秩序なはり紙、立看板などの除去を行う。	道路課
	(3) うるおいとやすらぎの場の創出	31	公園等の面積	万㎡	39.5	39.5	39.5		○	100	10		公園緑地課
		32	公園等愛護会の数	団体	40	40	39	高齢化などの理由で活動困難により2団体が解散した。	×	98	9	愛護会の高齢化による活動困難で解散する団体が増えつつあるため、活動継続や新規設立に向けた支援について検討する必要がある。	公園緑地課
4-2	(1) 安全・安心住みあえるまちづくり	33	雨水貯留浸透施設の設置数	箇所	54	55	54	事業進行中のため	×	98	9	川崎地区にて調整池を築造中。完成目標は令和7年度。	上下水道課
		34	野焼きの防止(改善/指導の割合)	%	100	100	100		○	100	10	現場を確認して指導する必要がある、通報の受理から迅速な対応が求められる。	環境課

大項目	施策	NO	行動指標	単位	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	令和6年度					所管課	
							実績	[未達成理由]	評価1	達成率	評価2		課題・取組
4-2	(1) 安全・安心住みあえるまちづくり	35	事業活動を行っている自治組織の割合	%	100	100	100		○	100	10	「できるひとが できるときに できることを」を合言葉にして、全ての自治組織が各自で事業活動(例:防犯活動や環境美化活動)を行っている。	協働推進課
		36	交通安全教室の開催回数	回	16	16	16		○	100	10	交通安全の啓発活動の一環とし、交通安全教室を開催し、交通事故防止の推進を図る。	道路課
		37	市が管理している道路照明灯等のLED化率	%	100	100	100		○	100	10	維持管理に係る人件費及び、維持管理費について軽減を図る。	道路課
	(2) 公害の未然防止・拡大抑制	38	大気環境基準達成率(二酸化窒素と浮遊粒子状物質)	%	100	100	100		○	100	10	大気汚染の最も基本となる数値であり、市民の健康を守るため継続した確認が必要である。	環境課
		39	河川環境基準達成率(生物化学的酸素要求量)	%	100	100	100		○	100	10	環境基準に定められた項目であり、市民の健康を守るため継続した確認が必要である。	環境課
		40	浄化槽維持管理状況の把握	実施状況	実施	実施	実施		○	実施	10	浄化槽法第11条の法定検査の受検が確認できていない浄化槽利用者へ適正管理をするよう通知書の発送を3年ごとに定期実施していく。	環境課
5-1	(1) 緑や水辺環境の保全	41	緑地保護地区面積	m ²	110,811	110,811	110,811		○	100	10		公園緑地課
		42	市民農園利用率	%	76.7	92.2	93.1		○	100	10	農業入門塾の利用者が修了後に市民農園を借りて耕作を継続していることや、物価高騰等の社会情勢により自家消費分を自作したいという意識が高まっている傾向がある。市民農園6カ所中5カ所の市民農園で利用率が96%を超えているが、令和6年度に開設した川崎市民農園の利用率が40%と低いため、開設者のシルバー人材センターと連携を取りながら周知を行い利用率の向上を図っていく。	産業振興課
		43	新河岸川の美化活動回数	回	2	3	1	天候不良により、実施することが出来なかったため	×	33	3	天候不良により実施することができなかった。身近な水辺空間(水路等)の自然保護や美化活動(清掃、草刈り等)により、水辺愛護の意識の向上を図る。	道路課
	(2) 生物多様性の保全	44	アライグマの捕獲数	頭	18	8	10		○	100	10	アライグマ出没数の減少により、R6年度は捕獲数が減少した。市民の申し出により、箱わなの貸し出しを行っており、多くの市民のニーズに対応するため、箱わなを増やす必要がある。	環境課
		45	新河岸川生息生物の把握(生物調査)	実施状況	実施	実施	実施		○	100	10	8月10日に新河岸川伊佐島橋付近において魚類調査を実施し、6目7科17種の魚類が確認された。市民に分かりやすい指標であり、継続実施が望ましい。	環境課
	(3) 美しい自然景観と歴史的資産の保全、調和	46	自然環境と調和した歴史、文化財に関する講座回数	回	2	2	3		○	100	10	権現山は徳川家康の伝承がある史跡でもあり、県内でも希少な古墳群と雑木林を保全し、歴史と文化、自然を体感できる場所として、「権現山古墳群史跡の森」を多くの人々に周知していきたい。史跡や自然の保護と利活用の両面から、維持管理の方策、市民対象事業の立案、ボランティアの育成などを検討するとともに、特に近年、敷地内の樹木の多くがナラ枯れの被害に遭い、かなりの本数を伐採したため、樹木の管理・育成も含め、全体の整備活用計画を立てる必要がある。	社会教育課

(3) 協働による環境協働事業の促進

第2期環境基本計画後期行動計画の施策の柱の1つである「学びと協働の推進」に基づき、環境活動団体が実施する環境協働事業の経費を助成することで、環境活動団体の育成等に努め、環境協働事業の推進を図ります。

①花と緑部会

1 提案事業名	緑のカーテン普及啓発事業
2 事業の目的と事業内容	SDGs 持続可能な開発目標の達成、カーボンニュートラルなどを目標に、環境ボランティア団体として、環境に関する事業を推進し貢献していく。特に、「緑のカーテン」普及啓発を通じ、二酸化炭素削減、省エネの必要性を広め、各家庭における環境問題への意識向上を図っていく。 主な事業内容 ・緑のカーテン用苗の無料配付 ・緑のカーテンモデル事業（市役所本庁舎） ・緑のカーテン・コンテスト、表彰式の実施
3 事業の期間	令和6年4月から令和6年10月まで
4 事業実施状況	
令和6年 5月8日	緑のカーテン用苗配布 市役所本庁舎及び大井総合支所にて各150組配布（600株）
5月13日～ 9月30日	緑のカーテンモデル事業として、市役所本庁舎玄関脇において、プランターへの植え付け、ネット等の設置、撤去等
10月19日	緑のカーテン・コンテスト表彰式（43点の応募から選定） 12月～2月にかけてふじみ野市・三芳町環境センターで展示
5 事業の成果	企業、団体、市民の皆様のご理解のもと、順調に事業を推進することができた。 当事業を推進したことで、多くの市民の方に省エネ活動に参加してもらい、また環境問題への意識向上を図ることができた。



②ごみ減量をすすめる会

1 提案事業名	ごみ減量推進事業
2 事業の目的と事業内容	ごみ減量を推進するために「ベランダ de キューロ」の利用者数を増やすための展示販売相談会を開催。 キューロ以外の生ごみ処理機の調査研究
3 事業の期間	令和6年4月から令和7年3月まで
4 事業実施状況	
令和6年 5月18日 6月24日 9月30日 10月19日 11月3日	展示販売相談会 エコラボフェスタ参加 ふじみ野市役所本庁舎 大井総合支所 環境フェア参加 産業祭参加
令和6年4月～ 令和7年3月	キューロ以外の生ごみ処理機の調査研究
5 事業の成果	展示販売相談会は、継続してきた結果市民に周知することができている。キューロ以外の生ごみ処理機を会員が使用した結果や成果を発表することができた。



③上福岡駅前に花と緑を育てる会

1 提案事業名	上福岡駅の駅前西口ロータリーエリア緑地帯の花壇化、維持管理事業
2 事業の目的と事業内容	・ふじみ野市の主駅玄関に相応しく、季節感に溢れた素敵な草花・花木がいつでも咲いている駅前西口ロータリーエリア緑地帯にすることを目的とする。 ・当該緑地帯を無理なくできる範囲で花壇化、草花・花木を植栽、季節感を有した素敵な緑地帯にすべく自主的・主体的に維持管理する。
3 事業の期間	令和6年4月から令和7年3月まで
4 事業実施状況	
令和6年4月～ 令和7年3月	毎週月曜日に上福岡駅西口ロータリーエリア緑地帯花壇を維持・管理、並びに花卉植栽・植替え（冬, 春版、夏, 秋版）を遂行。 事業参加者（登録者）38名 （毎週月曜日の作業会には10～20名が参加）
5 事業の成果	駅前西口ロータリーエリア緑地帯（仮称「2本桜緑地帯」及び「ホッケースティック緑地帯」）の雑草除去・石取除き、肥料蒔き、花を咲かせる草花の植栽・植替え（冬, 春版、夏, 秋版）、水遣り作業、並びに周辺清掃等々の適切な維持・管理により緑地帯花壇を確立した。 結果的に当該エリア及びココネ広場を通行利用する人達の心身を和ませ癒している。



3 生活環境の保全

3 生活環境の保全

3-1 大気環境

大気汚染物質の多くは、物が燃焼する過程において発生します。大気汚染の発生源としては、固定発生源である工場等から排出されるばい煙や移動発生源である自動車等の排ガスに含まれる硫黄酸化物、一酸化炭素、窒素酸化物等の汚染物質により大気が汚染されることを言います。

この対策として、「大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）」の制定や「大気の汚染に係る環境基準について（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）」により大気汚染物質の排出抑制に取り組んだ結果、硫黄酸化物や一酸化炭素による汚染は大幅に改善されました。

しかし、大都市への自動車の集中等による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の影響による汚染は、現在も大きな課題となっています。

本市では、市内の大気汚染の現況を把握するために「一般環境大気」と「沿道大気」の調査を実施しています。図 3-1-4 に調査地点を示しました。

表 3-1-1 大気汚染に係る環境基準

「二酸化窒素以外」昭和 48 年環境庁告示第 25 号

「二酸化窒素」昭和 53 年環境庁告示第 38 号

物質	環境上の条件（設定年月日等）	測定方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天秤法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μ m 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

(1) 一般環境大気調査

一般環境の大気汚染状況を把握するため、市内 7 地点（図 3-1-4）を設定し、年 4 回（表 3-1-2）二酸化窒素等について簡易測定器（フィルターバッジ）による調査を行いました。また、そのうち 1 地点で自動測定器による調査も同時に行いました。

簡易測定器による二酸化窒素調査は、公定法による測定ではないため、環境基準との評価は参考となりますが、環境基準の上限値(0.06ppm)を超過する値はなく、全ての結果においてゾーン内の下限値(0.04ppm)を下回る結果となりました。

また、自動測定器による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質調査では、季節による濃度差や日時による変動はあるものの、1 時間値の 1 日平均値は、全て環境基準を下回る結果となりました。

表 3-1-5 に簡易測定器による地点別調査結果を、表 3-1-6 に自動測定器による季節別調査結果と、埼玉県が設置している一般環境大気局のうち、本市から近距離に設置されている「富士見局」のデータを併せて示しました。

表 3-1-2 調査項目及び調査期日

調査項目		調査項目	調査期間
一般環境大気調査	簡易測定器 (フィルターバッジ)	二酸化窒素 (NO ₂)	第1回(春期)：令和6年6月19日(水)～6月26日(水) 第2回(夏期)：令和6年8月1日(木)～8月8日(木) 第3回(秋期)：令和6年11月18日(月)～11月25日(月) 第4回(冬期)：令和7年2月10日(月)～2月17日(月)
	自動測定器	二酸化窒素 (NO ₂) 浮遊粒子状物質 (SPM) 等	第1回(春期)：令和6年6月20日(木)～6月26日(水) 第2回(夏期)：令和6年8月2日(金)～8月8日(木) 第3回(秋期)：令和6年11月19日(火)～11月25日(月) 第4回(冬期)：令和7年2月11日(火)～2月17日(月)

(2) 沿道大気調査

沿道環境の大気汚染状況を把握するため、市内 1 地点（一般国道 254 号沿い鶴ヶ岡二丁目）を年 2 回（表 3-1-3）二酸化窒素等について調査を行いました。

今回の調査では、二酸化窒素の 1 時間値の 1 日平均値は「0.007ppm～0.019ppm」であり、浮遊粒子状物質の 1 時間値の 1 日平均値は「0.009mg/m³～0.023mg/m³」、1 時間最大値は、秋期の調査において計測した「0.099mg/m³」であり、全て環境基準を満足する結果となりました。

また、表 3-1-7 に季節別調査結果について、川越市が設置している自動車排出ガス測定局のうち、本市から近距離に設置されている「川越市仙波局」のデータも併せて示しました。

表 3-1-3 調査項目及び調査期日

調査項目		調査項目	調査期間
沿道大気調査	自動測定器	二酸化窒素 (NO ₂) 浮遊粒子状物質 (SPM) 等	第1回(夏期): 令和6年8月2日(金)～8月4日(日) 第2回(秋期): 令和6年11月26日(火)～11月28日(木)

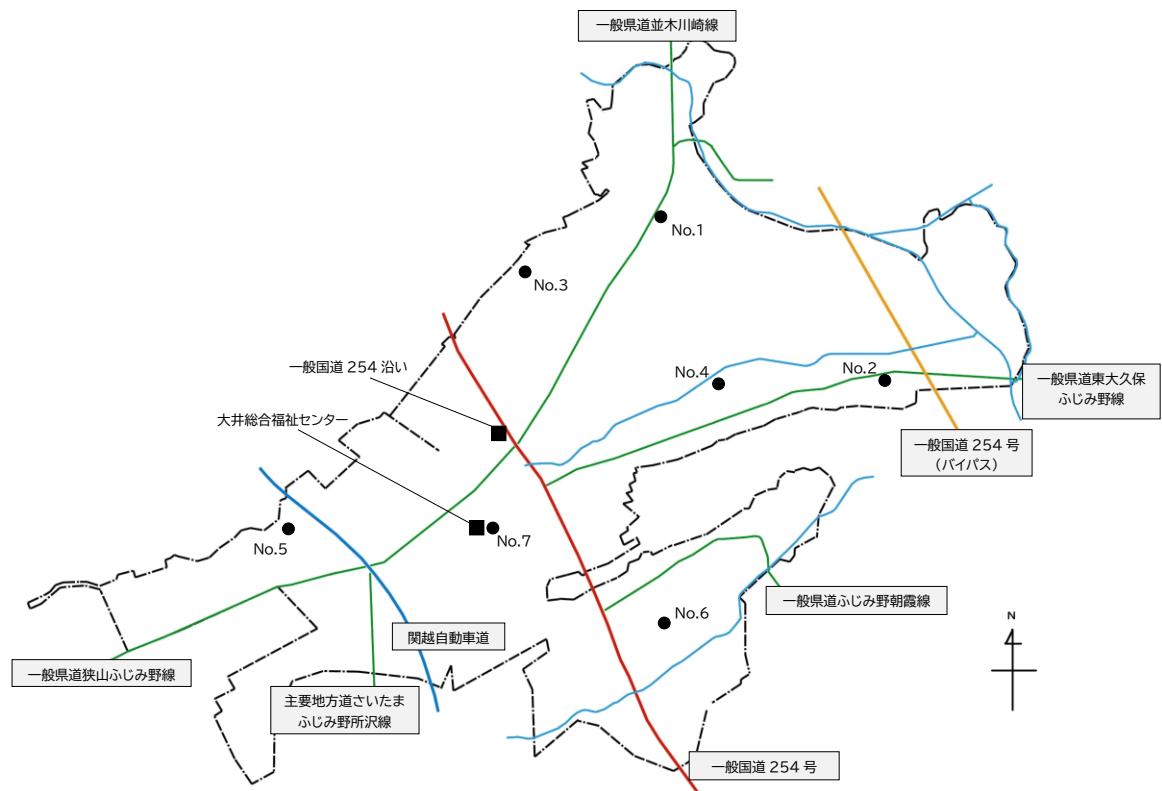


図 3-1-4 調査地点図

表 3-1-5 地点別調査結果（一般環境大気調査「簡易測定器」）

調査地点		二酸化窒素 (ppm)		
		地点平均値	地点最大値	地点最小値
No. 1	ふじみ野市役所	0.007	0.008	0.004
No. 2	さぎの森小学校	0.009	0.010	0.008
No. 3	西中央公園	0.007	0.011	0.004
No. 4	駒西小学校	0.008	0.009	0.006
No. 5	三角小学校	0.008	0.009	0.007
No. 6	東原小学校	0.008	0.009	0.006
No. 7	大井総合福祉センター	0.009	0.010	0.007

表 3-1-6 季節別調査結果（一般環境大気調査「自動測定器」）

調査地点		春期		夏期		秋期		冬期	
		期間 平均値	(参考) 富士見局	期間 平均値	(参考) 富士見局	期間 平均値	(参考) 富士見局	期間 平均値	(参考) 富士見局
二酸化窒素 (NO ₂)	(ppm)	0.009	0.009	0.008	0.007	0.01	0.012	0.013	0.013
浮遊粒子状物質 (SPM)	(mg/m ³)	0.017	0.018	0.019	0.014	0.009	0.007	0.014	0.013
比較測定局(富士見局：富士見市鶴馬1800-1)									

表 3-1-7 季節別調査結果（沿道大気調査）

調査地点		夏期		秋期	
		期間 平均値	(参考) 川越市 仙波局	期間 平均値	(参考) 川越市 仙波局
二酸化窒素 (NO ₂)	(ppm)	0.008	0.010	0.018	0.020
浮遊粒子状物質 (SPM)	(mg/m ³)	0.019	0.015	0.013	0.012
比較測定局(川越市仙波局：川越市仙波町 4-18-15)					

(3) 光化学スモッグ

「光化学スモッグ」とは「光化学オキシダント」の濃度上昇によって空気に「もや」がかかる現象のことです。

工場や自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素に、太陽の光（紫外線）があたることにより化学反応を起こし、光化学オキシダントという物質ができます。その濃度が高くなると、目や喉の粘膜に刺激を与え、のどに痛みを感じたり目がチカチカしたりすることがあります。

そのような被害を未然に防ぐために、埼玉県南西部地区に注意報が発令されると、本市では小・中学校、保育所等へ連絡をするとともに、防災無線等を使用して市民に注意を呼びかけています。

令和 6 年度の埼玉県南西部地区の注意報の発令日数は 9 日でした。なお、前年度に引き続き警報の発令はありませんでした。

表 3-1-8 に月別注意報発令日数を示しました。

表 3-1-8 月別注意報発令日数

(単位: 日)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	県南西部 地区計	埼玉県内
平成 25 年度	0	0	0	4	5	0	9	13
平成 26 年度	0	0	2	6	3	0	11	13
平成 27 年度	0	1	0	6	2	0	9	16
平成 28 年度	0	0	0	1	0	0	1	1
平成 29 年度	0	0	2	3	0	0	5	15
平成 30 年度	1	0	0	0	1	0	2	10
令和元年度	0	3	0	0	2	0	5	9
令和 2 年度	0	0	1	0	1	0	2	7
令和 3 年度	0	0	0	0	2	0	2	2
令和 4 年度	0	0	3	1	1	0	5	8
令和 5 年度	0	1	0	2	0	0	3	7
令和 6 年度	0	0	0	6	3	0	9	14

光化学スモッグ注意報・警報発令基準

注意報：光化学オキシダント濃度が 0.12ppm 以上になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき

警 報：光化学オキシダント濃度が 0.20ppm 以上になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき

※ 光化学スモッグ注意報が発令された場合は健康被害にあわないために

- ・屋外での激しい運動は避けましょう
- ・目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入りましょう
- ・乳幼児、お年寄り、病弱な人は、健康な成人よりも被害を受けやすいので、特に注意しましょう

(4) 石綿（アスベスト）

建物の解体工事等を実施する際は、石綿の有無についての確認が法律で義務付けられています。建築材料等に質量 0.1%を超えて石綿が含有されている場合、大気汚染防止法等関係する各法令により届出や解体時の飛散防止策、従事者の安全管理などが定められています。これらの指導は、埼玉県の各環境管理事務所が管轄していますが、工事周辺地域住民から市に相談が寄せられる場合もあることから、埼玉県と連携して立ち入り調査への同行、現場把握などに努めています。

(5) ダイオキシン類の状況

本市では、大気中のダイオキシン類等による環境汚染状況を把握するため、大気は2地点で年2回、土壌は4地点で年1回、調査を実施しました。

令和6年度調査結果については、表3-1-10 ダイオキシン類の大気、土壌調査結果のとおりで、全ての地点で環境基準を下回っていました。

また、毎年度実施しているダイオキシン類状況の経年変化(年度平均値)について、大気調査結果については表3-1-11、土壌調査結果については表3-1-12のとおりです。全て環境基準を下回る結果となっています。

表3-1-9 ダイオキシン類に係る環境基準

平成11年環境庁告示第68号

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備 考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

表3-1-10 ダイオキシン類の大気、土壌調査結果

調査地点	大気 (pg-TEQ/m ³)				土壌 (pg-TEQ/g)	
	令和6年 8月	令和7年 1月	平均値	環境基準値	令和7年 1月	環境基準値
ふじみ野市役所	0.0076	0.061	0.034	0.6 以下	—	1,000 以下
ふじみ野市運動公園	0.0080	0.049	0.029		—	
さぎの森小学校	—	—	—		5.7	
西小学校	—	—	—		7.4	
西原小学校	—	—	—		3.2	
多目的グラウンド	—	—	—		100	

表 3-1-11 大気調査経年変化（年度平均値）

（単位：pg-TEQ/m³）

調査地点	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ふじみ野市役所	0.016	0.024	0.015	0.022	0.011	0.0074	0.034
ふじみ野市運動公園	0.015	0.022	0.016	0.015	0.011	0.0069	0.029

表 3-1-12 土壌調査経年変化（年度平均値）

（単位：pg-TEQ/g）

調査地点	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東原小学校	-	3.8	-	-	-	-	-
三角小学校	-	-	-	-	3.1	-	-
総合体育館	-	-	-	-	-	-	-
西小学校	-	-	3	-	-	-	7.4
駒西小学校	-	3.1	-	-	-	-	-
福岡小学校	-	-	-	2.8	-	-	-
ふじみ野市運動公園	2.6	-	-	-	2.5	-	-
葦原中学校	-	0.2	-	-	-	-	-
上野台小学校	-	-	-	4.7	-	-	-
亀久保小学校	-	2.1	-	-	-	2.4	-
西原小学校	2.9	-	-	-	-	-	3.2
大井小学校	-	-	-	0.54	-	-	-
鶴ヶ丘小学校	-	-	-	-	8.4	-	-
元福小学校	-	-	-	-	-	1.6	-
さぎの森小学校	2.9	-	-	-	-	-	5.7
福岡中学校	-	-	-	-	-	1.8	-
大井中学校	-	-	-	-	2.8	-	-
大井西中学校	-	-	1.7	-	-	-	-
大井東中学校	-	-	-	0.29	-	-	-
東台小学校	0.15	-	-	-	-	0.007	-
花の木中学校	-	-	2.2	-	-	-	-
総合体育館 テニスコート駐車場	-	-	-	-	-	-	-
総合体育館 多目的グラウンド	-	-	97	-	-	-	100
平 均	2.1	2.3	26	2.1	4.2	1.5	29
最 大	2.9	3.8	97	4.7	8.4	2.4	100
最 小	0.15	0.2	1.7	0.29	2.5	0.007	3.2

3-2 水質汚濁

水質汚濁とは、工場・事業場や家庭などから排出される汚水によって、河川等の水質が悪化することを言います。

以前は、家庭や工場等からの排水が主な汚濁原因となっていました。公共下水道（汚水）の整備や水質汚濁防止法による規制等により大きく改善されました。

河川等は、自らの汚れをきれいにする働きを持っていますが、汚れの量が限度を超えると汚濁が進みます。

本市では、市内の河川等の水質汚濁の現況を把握するために「河川等水質調査」を実施しており、図 3-2-1 に調査地点を示しました。

表 3-2-1 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目））

昭和 46 年環境庁告示第 59 号

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以下	300CFU/100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2mg/L 以上	—

（備考） 1:基準値は日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

表 3-2-2 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準（健康項目））

昭和 46 年環境庁告示第 59 号

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	—	—

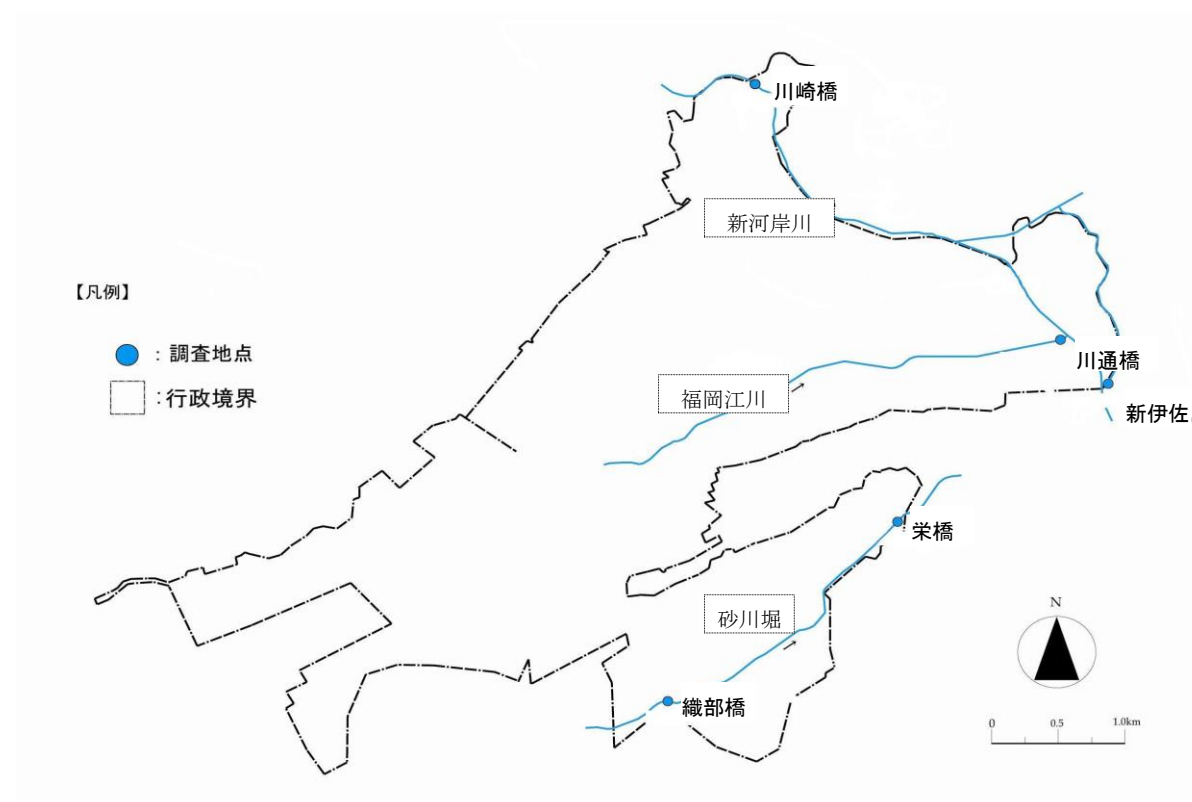


図 3-2-1 調査地点図

(1) 河川等水質調査

毎年、市内を流れる新河岸川、福岡江川幹線、砂川堀雨水幹線における水質汚濁の状況を調査しています。調査項目としては環境基準に定められた項目や富栄養化に影響のある項目（全窒素、全リン）などについて年4回調査をしています。また、新河岸川（新伊佐島橋）において年1回魚類調査及び底生動物調査を実施しています。

新河岸川は、環境基準のC類型に指定されていますが、福岡江川幹線、砂川堀雨水幹線は河川ではないため類型指定はありません。しかしながら、福岡江川幹線及び砂川堀雨水幹線についても下流域で新河岸川に流入していることから、このC類型を参考値として各項目の比較を行っています。

令和6年度に実施した各調査結果を環境基準（生活環境項目）と照らし合わせてみると、新河岸川（川崎橋）、新河岸川（新伊佐島橋）、福岡江川（川通橋）、砂川堀（栄橋）の調査結果は、全ての項目で環境基準を満たしていました。しかし、砂川堀（織部橋）で8月にpHが、11月及び2月に（BOD）が環境基準を超過していましたが、そのほかの項目は環境基準を満たしていました。

生物化学的酸素要求量について、織部橋を除く4地点は、0.5～3.9mg/Lの範囲で推移し概ね横ばいでしたが、織部橋は年間を通じて他の地点より高く、2.2～13mg/Lの範囲で推移し、2月が最も高い値となりました。上流の流入水による河床付着物（細菌類等）の生成による有機物の剥離やアンモニア性窒素及び全リンが他地点より高いことから、生活雑排水等の有機物や工場排水等が原因と考えられます。

さらなる水質改善にあたっては、公共下水道の整備や単独浄化槽から合併浄化槽への切り替え、広域的な流域をもつ砂川堀雨水幹線に接続されている事業所や家庭の浄化槽の保守点検などの水質改善に向けた普及啓発が必要です。そのためには、この砂川堀雨水幹線を管理している荒川右岸下水道事務所や流域自治体との広域的な取り組みが必要です。

魚類調査では、56個体の魚類が確認されました。確認種は河川の中流域～下流域、池沼、汽水域に一般的に生息する種でした。注目すべき種としては、「環境省レッドリスト（2020）」で絶滅危惧Ⅱ類（絶滅の危険が増大している種）、並びに「埼玉県レッドデータブック動物編（2018）」において準絶滅危惧2型とされているミナミメダカが1個体確認されました。また、外来種であるタイリクバラタナゴ、ドジョウ、及びカダヤシ等の国外より持ち込まれた外来種の出現も目立ちました。

底生動物調査では、30種が確認されました。確認種は河川の中流から下流にかけて広く一般的に生息する種でした。個体数が多かった種はユリミズ属であり、その他の出現種は水質階級： β -中腐水性（やや汚濁した水域）～ α -中腐水性（かなり汚濁した水域）の指標とされている種が多い傾向でした。

表3-2-3に地点別調査結果及び環境基準等との比較を示しました。

表3-2-4に調査項目及び調査結果を示しました。また、表3-2-5に魚類調査結果を表3-2-6に底生動物調査結果を示しました。

表 3-2-3 地点別調査結果(年平均値)及び環境基準等との比較(令和6年度調査結果)

調査地点		単位	河川		雨水幹線			環境基準値 (※環境基準適用は河川のみ)
			新河岸川		福岡江川	砂川堀		
			川崎橋	新伊佐島橋	川通橋	織部橋	栄橋	
調査項目	水素イオン濃度 (pH)	-	7.1 ○	7.1 ○	7.0 ○	8.3 ○	7.2 ○	河川C類型 6.5～8.5
	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	mg/L	2.4 ○	1.3 ○	1 ○	6.6 ×	1.2 ○	河川C類型 5 以下
	浮遊物質 (SS)	mg/L	12 ○	11 ○	3 ○	5 ○	2 ○	河川C類型 50 以下
	溶存酸素 (DO)	mg/L	8.8 ○	6.9 ○	10 ○	8.8 ○	10 ○	河川C類型 5 以上
	総水銀	mg/L	<0.0005 ○	<0.0005 ○	—	—	—	健康項目 0.0005 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001 ○	<0.001 ○	—	—	—	健康項目 0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001 ○	<0.001 ○	—	—	—	健康項目 0.01 以下

表 3-2-4 調査項目及び調査結果

(単位：大腸菌群数 CFU/100mL、その他の項目 mg/L (水素イオン濃度を除く。))

調査項目 調査地点 調査期日	令和 6 年 6 月 5 日(水)					令和 6 年 8 月 19 日(月)					環境基準値
	新河岸川		福岡江川	砂川堀		新河岸川		福岡江川	砂川堀		
	川崎橋	新伊佐島橋	川通橋	織部橋	栄橋	川崎橋	新伊佐島橋	川通橋	織部橋	栄橋	
水素イオン濃度(pH)	7.2	7.1	7.0	8.2	7.2	7.1	7.1	7.1	9.8	7.4	6.5 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	2.0	1.1	0.5	4.1	1.3	1.4	0.9	2.4	2.2	0.6	5 以下
浮遊物質(SS)	14	24	5	4	3	10	9	5	3	< 1	50 以下
溶存酸素量(DO)	8.0	7.1	10	9.1	9.8	9.2	6.7	10	13	13	5 以上
大腸菌数	2400	3100	670	790	490	2100	1600	1500	26	300	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	< 0.5	< 0.5	<0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	—
全窒素(T-N)	4.9	4.6	7.0	3.7	5.9	5.9	5.7	5.6	2.0	7.1	—
全リン(T-P)	0.17	0.15	0.06	0.44	0.12	0.17	0.12	0.04	0.53	0.09	—
総水銀	<0.0005	<0.0005	—	—	—	< 0.0005	< 0.0005	—	—	—	0.0005 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	—	—	—	< 0.001	< 0.001	—	—	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	—	—	—	< 0.001	< 0.001	—	—	—	0.01 以下
アンモニア性窒素	0.2	0.1	0.1	0.7	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	< 0.1	—
陰イオン界面活性剤(MBAS)	<0.05	<0.05	<0.05	< 0.05	< 0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	—
全亜鉛	—	0.021	—	—	—	—	0.010	—	—	—	0.03 以下

調査期日 調査地点 調査項目	令和 6 年 11 月 29 日(金)					令和 7 年 2 月 17 日(月)					環境基準値
	新河岸川		福岡江川	砂川堀		新河岸川		福岡江川	砂川堀		
	川崎橋	新伊佐島橋	川通橋	織部橋	栄橋	川崎橋	新伊佐島橋	川通橋	織部橋	栄橋	
水素イオン濃度(pH)	7.0	7.0	6.9	7.6	7.1	7.2	7.1	7.0	7.7	7.1	6.5 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	2.4	1.5	<0.5	7.0	0.9	3.9	1.6	0.5	13	2.0	5 以下
浮遊物質質量(SS)	9	6	< 1	4	1	13	5	1	7	1	50 以下
溶存酸素量(DO)	7.9	7.0	8.8	7.4	9.4	9.9	6.6	10	5.8	8.6	5 以上
大腸菌数	4600	120	620	1000	290	790	330	140	370	260	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	<0.5	<0.5	<0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	—
全窒素(T-N)	7.5	7.3	7.0	4.7	8.1	7.6	7.1	8.0	6.1	8.6	—
全リン(T-P)	0.09	0.07	< 0.03	0.75	0.10	0.14	0.09	0.04	1.1	0.20	—
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	—	—	—	< 0.0005	< 0.0005	—	—	—	0.0005 以下
トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	—	—	—	< 0.001	< 0.001	—	—	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	—	—	—	< 0.001	< 0.001	—	—	—	0.01 以下
アンモニア性窒素	0.1	< 0.1	<0.1	1.0	0.1	0.5	0.4	< 0.1	4.1	0.3	—
陰イオン界面活性剤(MBAS)	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.05	< 0.05	—
全亜鉛	—	0.007	—	—	—	—	193.5	—	—	—	0.03 以下

表 3-2-5 魚類調査結果

水系	河川名	調査地区	調査日
荒川	新河岸川	新伊佐島橋	令和 6 年 8 月 10 日(土)

科和名	属和名	種和名	生活型	個体数	備考
コイ科	コイ属	コイ(飼育型)	淡水	1	外来種
	フナ属	ギンブナ	淡水	4	
	バラタナゴ属	タイリクバラタナゴ	淡水	3	外来種
	ハス属	オイカワ	淡水	2	
	モツゴ属	モツゴ	淡水	16	
	タモロコ属	タモロコ	淡水	7	
	カマツカ属	カマツカ	淡水	2	
	ニゴイ属	ニゴイ	淡水	1	
ドジョウ科	ドジョウ(中国大陸系統)	ドジョウ	淡水	1	外来種
ナマズ科	ナマズ属	ナマズ	淡水	1	
カダヤシ科	カダヤシ属	カダヤシ	淡水	1	特定外来生物
メダカ科	メダカ属	ミナミメダカ	淡水	1	絶滅危惧Ⅱ類(VU) (絶滅の危険が増大している種)
ボラ科	ボラ属	ボラ	海水	1	
ハゼ科	マハゼ属	マハゼ	海水	2	
	チチブ属	ヌマチチブ	回遊	2	
	ヨシノボリ属	トウヨシノボリ類	回遊	1	
	ウキゴリ属	ウキゴリ	回遊	10	
7 科	17 属	17 種	個体数	56	
			種類数	17	

【調査により確認された魚類の一部】



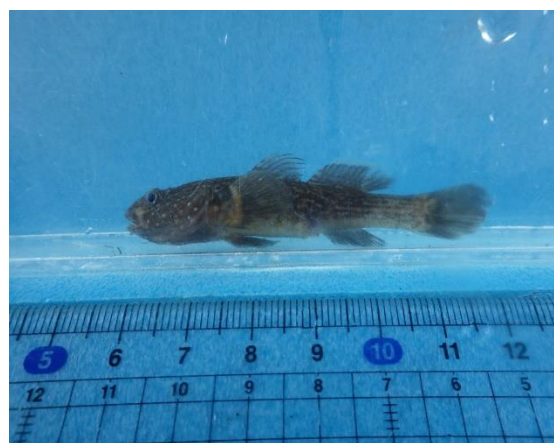
タイリクバラタナゴ



マハゼ



ミナミメダカ



ヌマチチブ

表 3-2-6 底生動物調査結果

水系	河川名	調査地区	調査日
荒川	新河岸川	新伊佐島橋	令和 6 年 8 月 10 日(土)

- ・耐忍性 A：有機汚濁に対する耐忍性を持たない種 B：有機汚濁に対する耐忍性を持つ種
- ・水質階級 0s（貧腐水性水域）：清冽な水域、 β ms（ β -中腐水性水域）：やや汚い水域、 α ms（ α -中腐水性水域）：かなり汚い水域、Ps（強腐水性水域）：極めて汚い水域

No.	科名	和名	汚濁 指数	耐忍 性	水質 階級	調査地点	
						新河岸川	
						新伊佐島橋	
						定量	定性
1	サンカクアタマウズムシ科	アメリカツノウズムシ	—	—	—		1
2	シジミ科	シジミ属	2	B	β ms	4	
3	ミズミズ科	エラミズ	4	B	Ps	12	
4		ユリミズ属	4	B	Ps	1456	
5		ミズミズ属	3	B	α ms	2	
6		ヨゴレミズミズ	—	—	—	4	
7	ヒラタビル科	ハバヒロビル	3	B	α ms	4	
8	イシビル科	イシビル科	—	—	—	8	
9	マミズヨコエビ科	フロリダマミズヨコエビ	—	—	—		1
10	ミズムシ科	ミズムシ	3	B	α ms		1
11	ヌマエビ科	カワリヌマエビ属	—	—	—		1
12	テナガエビ科	テナガエビ	2	B	β ms		1
13		スジエビ	2	B	β ms		1
14	アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ	4	B	Ps		1
15	コカゲロウ科	フタモンコカゲロウ	—	—	—		2
16		フタバカゲロウ属	2	B	β ms		2
17	ヒラタカゲロウ科	シロタニガワカゲロウ	2	B	β ms		1
18	イトトンボ科	クロイトトンボ属	3	B	α ms		2
19	カワトンボ科	ハグロトンボ	2	B	β ms		2
20	アメンボ科	アメンボ	3	B	α ms		1
21	カタビロアメンボ科	ケシカタビロアメンボ	—	—	—		1
22	シマトビケラ科	コガタシマトビケラ	2	B	β ms	8	
23	ヒメトビケラ科	ヒメトビケラ属	2	B	β ms	24	
24	ユスリカ科	ユスリカ属	4	B	Ps		1
25		ツヤユスリカ属	3	B	α ms	4	
26		カマダユスリカ属	3	B	α ms	44	
27		ハモンユスリカ属	3	B	α ms	84	
28		ヒゲユスリカ属	1	A	Os	4	
29		ユスリカ亜科	—	—	—	8	
30	ゲンゴロウ科	コシマゲンゴロウ	3	B	α ms		1
	20科	30種	個体数			1666	20
			種類数			14	16

3-3 騒音・振動

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）では、金属加工機械など著しい騒音・振動を発生する施設を「特定施設」といい、「特定施設」を設置する工場等を「特定工場等」として規制しています。また、埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）により「指定騒音施設」、「指定振動施設」及び「指定騒音作業」を定め、騒音・振動の規制を行っています。

また、埼玉県生活環境保全条例では、夜間にカラオケを使用する飲食店営業からの騒音、商業宣伝を目的として拡声機を使用する場合の騒音についても規制がされています。

騒音の目安

90 デシベル	大声による独唱、騒々しい工場の中
80 デシベル	地下鉄の車内
70 デシベル	騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60 デシベル	静かな乗用車、普通の会話
50 デシベル	静かな事務所
40 デシベル	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
30 デシベル	郊外の深夜、ささやき声

振動の目安

80 デシベル	家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のようなつり下げ物は相当揺れ、器内の水面の動くのがわかる程度の地震
70 デシベル	大勢の人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかるくらいの地震
60 デシベル	静止している人や、特に地震に注意深い人ただけに感ずる程度の地震
50 デシベル	人体に感じないで地震計に記録される程度
40 デシベル	

表 3-3-1 騒音に係る環境基準

平成 10 年環境庁告示第 64 号

令和 2 年市告示第 322 号

地域の類型		時間の区分	
		昼 間 (6 時～22 時)	夜 間 (22 時～6 時)
A 地域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地 第 2 種中高層住居専用地域 田園住居地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C 地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下

※ この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

表 3-3-2 騒音に係る環境基準（道路に面する地域） 平成 10 年環境庁告示第 64 号

地域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として表 3-3-3 に掲げるとおりとする。

表 3-3-3 幹線交通を担う道路に近接する空間の特例値 平成 10 年環境庁告示第 64 号

地域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
屋 外	70 デシベル以下	65 デシベル以下
窓を閉めた室内	45 デシベル以下	40 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

表 3-3-4 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

平成 12 年総理府令第 15 号(最終改正 23.11.3)

令和 2 年市告示第 321 号

区域の区分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
1	a区域及びb区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考

a 区域…第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域

b 区域…第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域

c 区域…近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

※ 市長は、騒音の大きさを測定した結果、指定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度（「要請限度」という。）を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。また、必要があると認めるときは、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。（騒音規制法第 17 条）

表 3-3-5 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度 振動規制法施行規則第 12 条
令和 2 年市告示第 324 号

区域の区分		時間の区分	
		昼 間 (8 時～19 時)	夜 間 (19 時～8 時)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 田園住居地域 用途地域の指定のない地域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 デシベル	65 デシベル

※ 市長は、振動の大きさを測定した結果、指定地域内における道路交通振動が環境省令で定める限度(「要請限度」という。)を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。(振動規制法第 16 条)

(1) 法令に基づく届出受理件数

本市では、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例（騒音振動に係る一部）」に基づき、特定施設の設置や特定建設作業の実施、カラオケが設置された飲食店等による深夜営業等を行う場合の届出の際に、規制基準を遵守するよう指導を行っています。

また、必要に応じて測定を行い、基準が守られていない場合には改善指導を行います。令和 6 年度の届出受理件数は、表 3-3-6 のとおりです。

表 3-3-6 届出受理件数

騒音に関する届出		24	振動に関する届出	10
内 訳	特定(指定)施設(作業)の設置	2	特定(指定)施設の設置	1
	特定施設数等の変更届	2	特定施設数等の変更届	0
	特定建設作業実施届(任意提出含む。)	10	特定建設作業実施届	9
	深夜営業騒音届	10	(任意提出含む。)	
公害防止組織に関する届出				1
その他(氏名変更届等)届出				11

(2) 道路交通騒音・振動の状況

ふじみ野市内における主要幹線道路の騒音、振動及び交通量の現状を把握するため、市内3地点を設定し、令和6年11月19日(火)午前9時から11月20日(水)午前9時までの24時間の調査を実施しました。

道路交通騒音の調査結果を環境基準と比較してみると、地点No.1 一般国道254号の等価騒音レベルは、昼間が68dB、夜間が67dBであり、昼間は環境基準を満たしたものの、夜間は環境基準を超過しました。地点No.2 一般県道狭山ふじみ野線の等価騒音レベルは、昼間が70dB、夜間が66dBであり、夜間は環境基準を超過しました。地点No.3 主要地方道さいたまふじみ野所沢線の等価騒音レベルは、昼間が65dB、夜間が65dBであり、いずれも環境基準を満たしました。なお、参考として比較した要請限度については、昼間・夜間ともに全ての地点で下回りました。

道路交通振動の調査結果を要請限度と比較してみると、地点No.1 一般国道254号の時間区分平均値は、昼間が39dB、夜間が37dBであり、いずれの区分も要請限度を下回りました。地点No.2 一般県道狭山ふじみ野線の時間区分平均値は、昼間が40dB、夜間が30dBでありいずれの区分も要請限度を下回りました。地点No.3 主要地方道さいたまふじみ野所沢線の時間区分平均値は、昼間が40dB、夜間が40dBであり、いずれの区分も要請限度を下回りました。

表3-3-7及び図3-3-1に調査地点を、表3-3-8に地点別調査結果(騒音)、表3-3-9に地点別調査結果(振動)を示しました。

また、騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、市内における主要幹線道路の自動車騒音の状況の常時監視を面的評価により実施しました。5年間で1ローテーションとして実施することとしており、令和6年度は2路線3地点について調査を行い、その評価結果は表3-3-10のとおりです。評価対象住居全体における評価としては、昼夜とも基準値以下が100%で、環境基準の超過はありませんでした。

No.	路線名	評価区間の 始点住所	評価区間の 終点住所	評価区間の 延長(km)	調査日時
1	狭山ふじみ野線	ふじみ野市 亀久保	ふじみ野市 亀久保	1.0 Km	令和7年1月22日(水) 12:00 から 令和7年1月23日(木) 12:00 まで
2	狭山ふじみ野線	ふじみ野市 亀久保	ふじみ野市 緑ヶ丘1丁目11	0.8 km	
3	ふじみ野朝霞線	ふじみ野市 苗間	ふじみ野市 苗間	1.6 km	

※ 面的評価とは、道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で騒音測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から50mの範囲内にあるすべての住居等について、騒音の推計を行うことにより、環境基準を達成する戸数およびその割合を把握するものです。

表 3-3-7 調査地点

調査地点	測定地点	対象道路	用途地域
No.1	大井 1070 付近	一般国道 254 号	無指定地域
No.2	亀久保 1696-18 付近	一般県道狭山ふじみ野線	無指定地域
No.3	上福岡 4-4-2 付近	主要地方道さいたまふじみ野所沢線	近隣商業地域

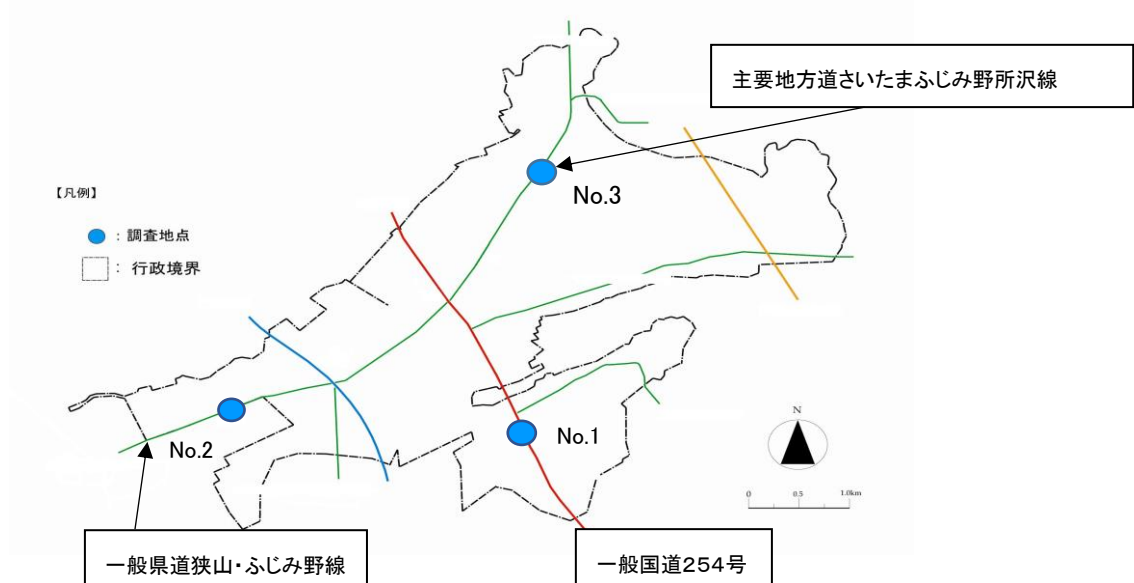


図 3-3-1 調査地点図

表 3-3-8 地点別調査結果（騒音）

測定地点		時間区分平均値(デシベル)			
		時間帯 昼間 (6 時～22 時)	適否	時間帯 夜間 (22 時～6 時)	適否
No.1	一般国道 254 号	68	○	67	×
			○		○
No.2	一般県道狭山ふじみ野線	70	○	66	×
			○		○
No.3	主要地方道さいたまふじみ野所沢線	65	○	65	○
			○		○
環境基準(特例値) ※項目上段		70		65	
要請限度(特例値) ※項目下段		75		70	

※ No.1 は国道、No.2、No.3 は県道に面していることから環境基準、要請限度は「幹線交通を担う道路に近接する空間」の特例値を適用させた。

※ 適否の欄は上段が環境基準との比較で下段が要請限度との比較。「○」は基準内、「×」は超過。

表 3-3-9 地点別調査結果（振動）

測定地点		時間帯	時間区分平均値(デシベル)			
			昼間(8時～19時)	適否	夜間(19時～8時)	適否
No.1	一般国道 254 号		39	○	37	○
No.2	県道狭山・ふじみ野線		40	○	30	○
No.3	主要地方道さいたま・ふじみ野・所沢線		40	○	40	○
要請限度(第 2 種区域)			65(70)		60(65)	

※ 要請限度は、No.1、No.2 が無指定地域・第 1 種区域で昼間 65、夜間 60。No.3 が近隣商業地域・第 2 種区域

昼間 70、夜間 65 の基準値を適用。適否の欄「○」は満足、「×」は超過。

表 3-3-10 対象区間の面的評価結果(令和 6 年度対象区間)

	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
全戸数 (5,973 戸)	5,925	99.2	44	0.7	0	0.0	4	0.1
近接空間 (2,156 戸)	2,108	97.8	44	2.0	0	0.0	4	0.2
非近接空間 (3,817 戸)	3,817	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

3-4 悪臭

「悪臭」とは、人が感じる「いやなにおい」「不快なにおい」の総称です。一般的に悪臭は感覚公害とも言われています。従来、悪臭苦情の多くは、畜産農業や製造工場から発生していましたが、最近は、飲食店などサービス業から発生する様々な臭気が混合した複合臭による悪臭苦情が目立ち、従来の特定悪臭物質（アンモニアや硫化水素など 22 物質）の濃度を規制する方法では対応が困難な状況が生じています。

そのような現状から、埼玉県では従来、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）の特定悪臭物質の濃度規制及び生活環境保全条例による規制を行ってきましたが、平成 18 年 10 月 1 日から、人間の嗅覚に基づく臭い全体の強さで規制する臭気指数規制を導入しました。なお、平成 19 年 4 月 1 日から、ふじみ野市は臭気指数による規制地域となっています。

悪臭防止法		
①特定悪臭物質濃度規制	アンモニアなど特定 22 の悪臭物質の濃度が法律で定められた規制基準値を超えるかどうかで判断する。	
②臭気指数規制 ※ふじみ野市	臭いについて、資格をもった臭気判定士が決められた手法で指数値を算出し、規制値を超えるかどうかで判断する。	
規制基準	区 域 区 分	基準値
1 号規制 (敷地境界線による規制基準)	A 区域(B,C 区域以外の区域)	臭気指数 15
	B 区域(農業振興地域)	臭気指数 18
	C 区域(工業地域・工場専用地域)	臭気指数 18
2 号規制 (煙突等の排出口における規制基準)	敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める換算式により算出する。	
3 号規制 (排水水中の規制基準)	敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 3 に定める換算式により算出する。	

埼玉県生活環境保全条例	
規制対象業種（塗装工事業など 13 種）の臭気濃度について、敷地境界線及び気体排出口をそれぞれ 3 つの区域区分により規制している。	
※区域区分	・ 下記以外の区域 ・ 近隣商業地域、商業地域、準工業地域 ・ 工業地域、工業専用地域

3-5 地盤沈下

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げにより地下水位が低下し、粘土層が収縮するために生じます。

地盤沈下による被害は、主に直接的被害と間接的被害に分けることができます。

直接的被害としては、不等沈下による建物の傾斜、ひび割れ、道路の凹凸や橋桁との段差の発生、ガス、上下水道等の地下配管の破損、井戸の抜け上がり、治水施設やかんがい排水施設の破損などが起こります。

間接的被害としては、地表面と河川や排水路の水面との高低差がなくなると、排水が著しく悪化し、集中豪雨などではもちろんのこと、少しの雨ですぐに浸水被害が発生するなどして、日常生活や農業生産に障害が生ずることがあります。

地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下の防止を目的として、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」により地下水の採取が規制されています。

埼玉県では地盤沈下の状況を把握するため、毎年、地盤沈下に関する調査を実施しています。

市内では、毎年7地点において標高を測量し、これを前年の1月1日の標高と比較して地盤変動状況を把握しています。(ただし、県立福岡高等学校跡地北西側門前については、近隣の工事の影響で平成30年度は測定しませんでした。)

しかし、近年では地盤沈下の変化が緩やかであること等の理由から埼玉県内全域で調査の地点を削減する傾向となっています。そのため、令和4年度の調査から市内の調査地点が3地点となりました。(令和6年度に関しては、工事の関係で前年度まで計測していた亀久保2188-1が計測できなかったため2地点での計測)市内の調査結果をみると令和6年(令和6年1月1日～令和7年1月1日)の1年間における2地点の平均変動量は7.3mmとなりました。また、過去5年間(令和2年1月1日～令和7年1月1日)における2地点の中での最大累積変動量は県立福岡高等学校跡地北西側門前の-2.4mmとなっています。

表3-5-1 水準測量成果表

基標番号	所在地	調査開始年月日	年別変動量 R6.1.1～ R7.1.1(mm)	過去5年間の 変動量 R2.1.1～ R7.1.1(mm)	調査開始 年からの 変動量 (mm)	備考
03-02	県立福岡高等学校跡地 北西側門前(福岡)	H31.1.1	-1.0	-2.4	0.0	H30年度不使用※
47-07	三角小学校(亀久保)	H26.1.1	+15.6	+0.9	+7.7	H29年度再設

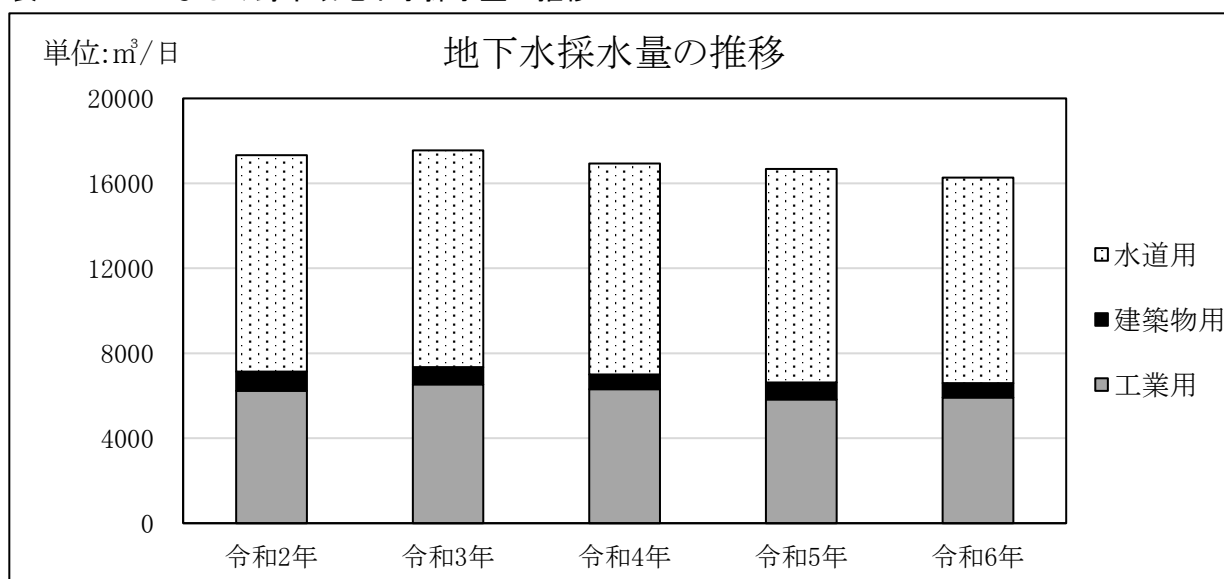
・変動量は、－記号が沈下を、＋記号が上昇を表す。

・過去5年間の変動量、及び、調査開始年からの変動量は、各年別変動量の累計を表す。

※ 近くで行われた工事の影響で異常点となったため不使用とした。

(出典:埼玉県環境部水環境課)

表3-5-2 ふじみ野市域地下水採水量の推移



(出典:埼玉県環境部水環境課)

3-6 土壌汚染対策

「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）や「埼玉県生活環境保全条例」では、カドミウム、シアン化合物、鉛等特定有害物質を使用する工場・事業所等が廃止された場合には、土壌調査を実施することや土壌汚染が確認された場合には必要な措置を講じることが定められています。

さらに「土壌汚染対策法」では、調査により汚染が確認された土地を都道府県知事が指定し、公示するなどが定められており、「埼玉県生活環境保全条例」では事業所の廃止などに伴う調査のほかに 3,000m² 以上の土地改変を行う場合には、土地履歴調査の実施が定められ、土壌汚染が認められた土地の汚染拡散防止措置等を講じる必要があると規定されています。

ふじみ野市内で、設置されていた工場の廃止などにもない土地の所有者が土壌の汚染状況を調査したところ、環境省令で定める基準に適合していない物質が認められたため、下記の区域を埼玉県知事が土壌汚染区域として指定しました。

土壌汚染対策法に基づく指定区域

整理番号	指定年月日	指定番号	指定区域の所在場所	指定区域の面積	指定基準に適合しない 特定有害物質
整-21-3	H21. 6. 9	指-15 号 ※1	ふじみ野市南台、鶴ヶ舞	209. 61 m ²	ほう素及びその化合物
整-24-16	H25. 3. 1	指-64 号 ※2	ふじみ野市大井中央	37. 1 m ²	六価クロム化合物
整-R2-7	R2. 10. 16	指-175 号 ※3	ふじみ野市亀久保	294. 31 m ²	鉛及びその化合物
整-R5-21	R6. 3. 8	指-233 号	ふじみ野市上福岡	180. 2 m ²	テトラクロロエチレン
整-R6-7	R6. 5. 31	指-232 号	ふじみ野市福岡	61. 17 m ²	鉛及びその化合物
整-R6-9	R6. 4. 23	指-235 号 ※4	ふじみ野市西鶴ヶ岡	220. 66 m ²	鉛及びその化合物

※1 H22.4.2 指定の変更 区域の面積:209.65 m²→209.61 m²

※2 H26.3.28 区域を追加 区域の面積:1,096.2 m²→2,196.2 m²

H27.3.27 指定の一部解除 区域の面積:2,196.2 m²→37.1 m²

※3 R4.2.15 指定の一部解除 区域の面積:542.85 m²→294.31 m²

※4 R6.10.25 指定の一部解除 区域の面積:2,267.17 m²→1,068.09 m²

R7.1.21 指定の一部解除 区域の面積:1,068.09 m²→220.66 m²

(出典:埼玉県ホームページ)

3-7 化学物質等

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR 法・平成 11 年法律第 86 号)は、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境(大気、水、土壌)へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は排出量・移動量を集計・公表することで、事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的としています。

対象となる化学物質は、人の健康や生態系に有害なおそれがあるなどの性状を有するもので、環境中にどれぐらい存在しているかによって「第一種指定化学物質」と「第二種指定化学物質」の 2 つに区分されています。このうち、PRTR 制度の対象となるのは、「第一種指定化学物質」の 462 物質です。

3-8 苦情・相談の状況

現在、市へ寄せられる苦情・相談の内容の多くは、日常生活において発生する問題で、公害法令の対象とならない都市・生活型公害といわれるものです。

典型七公害(事業所等から発生する大気汚染、水質汚濁、騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染)であれば、それぞれの法令に基づく規制・基準の遵守について指導が行われますが、法令等の規制対象とならない日常生活の中で発生する近隣苦情(近隣騒音、犬の糞の置去り、飼い主のいない猫へのえさやり行為、敷地内へのごみの多量蓄積等)については、当事者間や地域などで解決に向けた話し合いや取り組みなどが必要とされます。

しかしながら、地域コミュニティの欠如、コミュニケーション不足などにより当事者による話し合いができず、その解決を市に対し要請する事例が増加しています。

このような、法令等の規制対象外の苦情・相談に対し、市が直ちに介入することは法的にも困難です。このような都市・生活型公害への対応は、現在の環境行政が抱える大きな課題といえます。

○令和 6 年度苦情総件数	176 件
(内訳) ・典型七公害関係	36 件
(規制対象外を含む)	
・その他苦情	140 件

表 3-8-1 苦情内容別件数の推移

年度	苦情内容・件数					
	大気・水質・土壌	騒音・振動・悪臭	ごみ・空地の管理	畜犬・猫・野生動物	その他	合計
平成 29 年度	7	30	4	57	23	121
平成 30 年度	5	33	2	39	15	94
令和元年度	9	25	2	66	9	111
令和 2 年度	5	59	14	21	71	170
令和 3 年度	5	56	9	52	46	168
令和 4 年度	5	32	13	61	71	182
令和 5 年度	7	34	13	36	60	150
令和 6 年度	4	32	27	24	89	176

3-9 地域の環境衛生

(1) 空き地の環境保全

「ふじみ野市空き地の環境保全に関する条例」（平成 17 年条例第 117 号）に基づき、毎年、住宅地などの空き地について、現地調査を行い、雑草等が繁茂し清潔な生活環境を保持する上で好ましい状況ではなく、かつ、そのまま放置した場合ごみの不法投棄や火災などが生じる恐れがある場合、土地所有者に対し通知等により適正な維持管理についての指導・助言を行っています。

また、空き家の不良状態に対する対応としては、「ふじみ野市空家等対策の推進に関する条例」（平成 28 年条例第 36 号）を制定し、所有者に対する指導・助言を行っています。

※ 「ふじみ野市空家等対策の推進に関する条例」は平成 29 年 4 月から施行しています。

令和 6 年度空き地の対応状況

	現地確認件数	通知発送件数
前年度指導分（経過観察）	17	17
苦情申立分	26	6
計	43	23

(2) 地域環境美化自主活動支援制度

「地域環境美化自主活動支援事業実施要綱」（平成 17 年告示第 148 号）に基づき、自治組織から選出された地域クリーン推進員が中心となって、地域住民が自主的に公道や公園等の公共の場所のごみを拾う美化活動として、年間を通して実施されています。市は、申請に基づき、使用のごみ袋やネットなどを各推進委員に配付し、集めたごみを回収するなどの支援を行っています。

表 3-9-1 地域環境美化自主活動実績

年度	実施団体数(延べ)	参加人数(人)	ごみ回収量(kg)
令和 2 年度	143	2,908	4,925
令和 3 年度	156	4,901	5,446
令和 4 年度	204	6,575	9,199
令和 5 年度	213	6,574	6,257
令和 6 年度	224	6,026	6,678

(3) 地域クリーン推進員制度

平成 19 年度に地域環境保全及びごみ減量化の推進を目的に「ふじみ野市地域クリーン推進員設置要綱」（平成 17 年告示第 146 号）を制定し、ふじみ野市の全ての自治組織から原則 2 人の推薦を頂いて委嘱を行っています（任期 2 年）。

活動内容は、地域環境美化自主活動の実施、地域のごみ集積所やごみの分別の点検、不法投棄などの監視を行い、その結果を巡回報告書で市に報告するなど地域の環境保全活動の推進を担っています。

○地域クリーン推進員の状況

令和 6 年度 地域クリーン推進員選出数	58 自治組織	103 人
（内訳） ・東地区(旧上福岡地区)		56 人
・西地区(旧大井地区)		47 人

(4) ポイ捨て及び路上喫煙防止キャンペーン

「ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止」について、市民からの要望が多いことから、市、市民(市民団体)、事業者との協働により、市域の環境美化とマナーの向上を目指し、路上喫煙の禁止、空き缶、たばこの吸い殻、ガムの噛みかす等の散乱防止の啓発事業として、平成 20 年度から東武東上線 上福岡駅東口周辺・西口ココネ広場周辺において実施しています。

このような活動を通し、駅周辺利用者や愛煙家などに環境美化を呼び掛けてきましたが、マナー向上が図られないため、地域の皆さんや環境審議会での意見を踏まえ、平成 23 年 3 月に「ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」(平成 23 年条例第 1 号)を制定し、路上喫煙の制限又は禁止、空き缶等の散乱の防止並びに建物等の汚損行為の禁止などについて必要な事項を定めました。さらに、平成 24 年 4 月 1 日には路上喫煙禁止区域を指定しており、引き続き快適で良好な環境のまちづくりを目指し、環境美化に対するマナー向上や啓発活動などを進めます。

日 時	令和 6 年 5 月 15 日 (水) 午前 7 時 30 分～8 時 30 分
場 所	上福岡駅東口周辺・西口ココネ広場周辺
参加・協力団体 (13 団体)	東入間青年会議所、ふじみ野市商工会青年部、ふじみ野市たばこ対策協議会、上福岡一丁目町内会、西地区町内会、霞ヶ丘自治会、上福岡五・六丁目町内会、上福岡一丁目寿会、連合埼玉朝霞・東入間地域協議会、東入間警察署タクシー連絡協議会、ふじみ野市資源リサイクル協同組合、埼玉懸信用金庫上福岡支店、日本たばこ産業(株)埼玉支社
参加者数	110 名

日 時	令和 6 年 11 月 13 日 (水) 午前 7 時 30 分～8 時 30 分
場 所	上福岡駅東口周辺・西口ココネ広場周辺
参加・協力団体 (13 団体)	東入間青年会議所、ふじみ野市商工会青年部、ふじみ野市たばこ対策協議会、上福岡一丁目町内会、西地区町内会、霞ヶ丘自治会、上福岡五・六丁目町内会、上福岡一丁目寿会、連合埼玉朝霞・東入間地域協議会、東入間警察署タクシー連絡協議会、ふじみ野市資源リサイクル協同組合、埼玉懸信用金庫上福岡支店、日本たばこ産業(株)埼玉支社
参加者数	108 名

ポイ捨て及び路上喫煙防止キャンペーンの様子



(5) 犬の登録及び狂犬病の予防

狂犬病は、日本においては昭和 31 年を最後に人が発症した事例はありませんが、世界的には蔓延しており海外渡航へ犬を同行させる場合は、狂犬病予防注射とともに検疫やマイクロチップの装着などが義務付けられています。ペットとしての犬の飼育は増加しており、市では、「狂犬病予防法」（昭和 25 年法律第 247 号）に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射済票等の交付事務を行うなかで登録や注射接種率の向上を図っています。

また、犬の飼い方をめぐる苦情、トラブル（犬の鳴き声、糞の置去り等）が増加しており、飼い主としてのマナーや責任が問われています。今後も飼育に対するマナー向上や啓発活動などに努めます。

○朝霞保健所管内ふじみ野地区狂犬病予防協会

狂犬病予防法並びに埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成 10 年埼玉県条例第 19 号）に基づき普及・啓発事業を展開するため、埼玉県朝霞保健所、埼玉県獣医師会ふじみ野班、富士見市、ふじみ野市、三芳町により組織されています。

実施事業

- ・ 集合狂犬病予防注射
- ・ 犬の飼い方しつけ方教室

表 3-9-2 飼い犬の登録、狂犬病予防注射接種状況（各年度末時点）

年 度	登録頭数	狂犬病予防注射頭数	接種率(%)
令和元年度	4,126	2,940	71.3
令和2年度	4,119	2,819	68.4
令和3年度	4,399	3,314	75.3
令和4年度	4,357	3,356	77
令和5年度	4,536	3,422	75.4
令和6年度	4,729	3,608	76.2

(6) ドッグラン

ふじみ野市・三芳町環境センター施設内の調整池をドッグランとして有効活用しています。ふじみ野市または三芳町に在住または在勤する方のみ利用できます。

【所在地】 ふじみ野市駒林 1117

【面積】 約 1,270 m²

(7) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術

飼い主のいない猫の糞尿被害への対策として、(公益財団法人) どうぶつ基金の支援を受け、ボランティア団体との協働により繁殖抑制を目的とし、令和6年度は32匹の不妊・去勢手術を実施しました。また、個人を対象とした、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の補助金交付により、78匹に不妊・去勢手術を実施し、被害の拡大防止に努めています。

(8) ペット霊園の設置及び管理

近年、ペットを飼う人が増え、また人と動物の関係が密になり、ペットも家族の一員という考え方が浸透している中で、大切なペットが亡くなった時に、埋葬して供養をしたいという家族の思いに応えるため、各地でペット霊園が設置されています。

しかし、民間によるペット霊園は、開発に伴う周辺環境への影響や公衆衛生などの問題で近隣住民とのトラブルが発生しているケースが見受けられます。

こうしたトラブルを未然に防ぎ、市民の生活環境を守るため、ペット霊園の設置及び管理について、適切な措置を講じることを目的に「ふじみ野市ペット霊園の設置の許可等に関する条例」(平成31年条例第1号)を制定し、令和元年7月1日より施行しています。

(9) 墓地等の設置及び管理

「墓地、埋葬等に関する法律」(昭和23年法律第48号)では、墓地等の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的としており、本市における墓地経営の許可をはじめとする墓地行政については、このような法の趣旨に基づいた上で、「ふじみ野市墓地等の経営の許可等に関する条例」(平成22年条例第22号)を制定し、地域的特性等を考慮し、経営主体の基準(宗教法人等の要件)、設置場所の基準(住宅地等からの距離等)、施設の基準(緑地帯、障壁等、緑地帯その他付帯設備)及び経営者の責務(管理運営等)を定め、指導を行っています。

表 3-9-3 市内の墓地状況

設置形態	箇所数
寺院墓地	5
霊園墓地	1
旧字等地域共同墓地	48
個人墓地	25

(10) 市民葬祭制度

市民葬祭制度は、市民が葬儀を行うにあたり、「ふじみ野市市民葬祭取扱要綱」（平成 17 年告示第 16 号）に基づき、標準葬祭用品等について一定料金を定めた制度です。

具体的には、毎年度、事業者の申請に基づき、市が内容を審査し指定葬祭業者を指定する中で、168,000 円の費用で行う葬儀内容（祭壇、木棺、霊柩車などの葬祭用具（仏式））を定めています。このことにより、葬儀に係る費用の明瞭化と軽減を図り、市民の生活安定と福祉の増進に寄与することを目的としています。

しかしながら、利用者のニーズが多様化しており、本制度を利用しなくても葬儀に使う葬祭用具などを精査することによって、費用は更に減額できる場合や、逆に標準仕様以外のオプションを含めると高額になる場合もあり、年々利用件数が減少しています。

表 3-9-4 市民葬祭件数及び指定葬祭業者

年 度	件 数	指定葬祭業者(令和 6 年度)
平成 26 年度	49	(株)埼玉金周
平成 27 年度	40	フルールウーノ(株)福祉葬祭
平成 28 年度	36	(有)上福岡葬祭さとう式典サービス
平成 29 年度	36	(株)東上セレモサービス 東上セレモニーホールふじみ野
平成 30 年度	22	(株)GZUP 埼玉武州葬祭
令和元年度	15	(有)すがい
令和 2 年度	6	小さなお別れ会
令和 3 年度	2	
令和 4 年度	2	
令和 5 年度	0	
令和 6 年度	3	

(11) スズメバチの巣対策

令和 5 年度より、ふじみ野市内の建物、土地等を対象とし、スズメバチの巣駆除費補助金の交付を開始しました。令和 6 年度は 29 件に補助を実施しました。

4 環境啓発等取組状況

4 環境啓発等取組状況

(1) 環境フェア

10月19日（土）に福岡中央公園において第20回ふじみ野市環境フェアを開催しました。

開催テーマ、準備いただいた実行委員会及び参加協力団体・事業所等については次のとおりです。

**【開催テーマ】 みんなではぐくむ緑豊かな住みよいまちふじみ野
ストップ温暖化～今日からできるエコライフ～**

日時	令和6年10月19日（土）午前10時～午後2時30分
会場	福岡中央公園
来場者数	1,300人
主催	■ふじみ野市環境フェア実行委員会（13団体） 【団体】 花と緑部会/埼玉県生態系保護協会ふじみ野支部/ふじみ野こどもエコクラブ/ごみ減量をすすめる会/ふじみ野市上福岡くらしの会/新日本婦人の会上福岡支部/ふじみ野地区更生保護女性会/生活クラブ生協ふじみ野支部/かみふくおか作業所/（公社）入間東部シルバー人材センター・リサイクル工房/自立支援センターたんぽぽ/おおい作業所/舟運・ふじみんの郷/市民公募（5名） ※順不同 ■ふじみ野市
参加協力団体・事業所等（団体）	ふじみ野市資源リサイクル協同組合/（一社）埼玉県環境検査研究協会/いるま野農業組合/イオンリテール（株）イオン大井店・イオンスタイルふじみ野店/イオンタウンふじみ野/東京電力パワーグリッド（株）志木支社/石坂産業（株）/上野台小学校おやじの会/武州ガス（株）/大蔵屋商事（株）/アサヒ飲料販売（株）/コカ・コーラボトラーズジャパン（株）/ダイドードリンコ（株）/入間東部むさしの作業所/連合埼玉朝霞・東入間地域協議会/葦原中学校自然科学部・吹奏楽部/花いっぱい運動推進委員会/ふじみ野市観光協会/福岡中学校吹奏楽部/福岡太鼓/ながみや幼稚園鼓笛隊/ふじみ野高校書道部/ふじみ野長拳隊/ダンシングスカイ/花の木中学校PTA ※順不同

(2) 環境ポスターコンクール

環境教育の一環として、次世代を担う児童・生徒たちに、ポスターの作成を通し、地球環境やふじみ野市の環境を大切にしようとする意識の向上を図ることを目的とし実施しました。令和6年度においては、イオンタウンふじみ野において入賞作品の展示、ふじみ野市・三芳町環境センターにおいて推薦外作品を含めた全作品の展示を行いました。

提出期間	令和6年8月26日（月）～ 令和6年9月6日（金）
テーマ	地球環境の保全、持続可能な社会の実現を主要テーマとし、下記のとおり定めます。 ①環境問題（地球温暖化、森林破壊、海洋プラスチックごみの問題等について描こう）／②3R（食品ロスや、リサイクル、ごみの削減について描こう）／③SDGs（SDGsに掲げられている GOALSのうち、環境に関するもの（7. エネルギー、13. 気候変動、14. 海を守ろう、15. 陸も守ろう等）について描こう）／④環境保全（①から③に挙げた内容以外で身近な環境について感じる問題について描こう）
応募点数等	推薦作品数 75 点 入賞作品数 15 点（入賞作品は推薦作品から選ばれる。） ○ふじみ野市長賞 杉澤 由奈さん（亀久保小学校6年） ※入賞者一覧参照 推薦外作品数 165 点
展 示	入賞作品展示 令和6年10月19日（土）の環境フェア会場にて展示。 令和6年11月1日（金）～令和6年11月29日（金） イオンタウンふじみ野にて展示。 全作品展示 令和6年12月5日（木）～令和7年2月28日（金） ふじみ野市・三芳町環境センターにて展示。
その他	令和6年10月19日（土）環境フェアにて表彰式を開催し、入賞者に対して表彰を行いました。

入賞者一覧

	小学校低学年	小学校高学年	中学校
金賞	佐藤 心奏さん (東原小学校)	《ふじみ野市長賞》 杉澤 由奈さん (亀久保小学校)	富田 萌音さん (花の木中学校)
銀賞	野田 祥玄さん (東原小学校)	小穴 稔学さん (上野台小学校)	梅原 優月さん (花の木中学校)
銅賞	柳井田 美夏さん (西小学校)	長嶋 祐依さん (駒西小学校)	紀古 萌々香さん (花の木中学校)
佳作	大西 翔士さん (大井小学校) 高山 結良さん (上野台小学校)	金子 心柚さん (大井小学校) 佐藤 莉央さん (福岡小学校)	小澤 明歩さん (花の木中学校) 大野 柚花さん (福岡中学校)

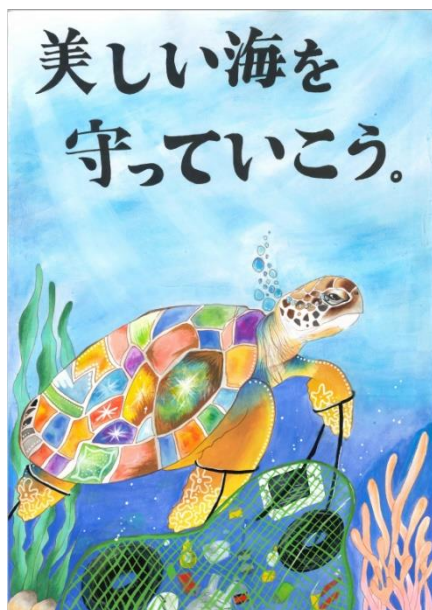
市長賞 「止めよう沸騰化」
亀久保小学校 6年 杉澤 由奈



金賞 「てまえどりはじめませんか」
東原小学校 2年 佐藤 心奏



金賞 「美しい海を守っていこう」
花の木中学校 2年 富田 萌音



銀賞 「リサイクルで世界の海を守ろう」
東原小学校 3年 野田 祥玄



銀賞 「はじめよう 4R」
上野台小学校 4年 小穴 稔学



銀賞 「あなたの手で未来は変わる」
花の木中学校 2年 梅原 優月



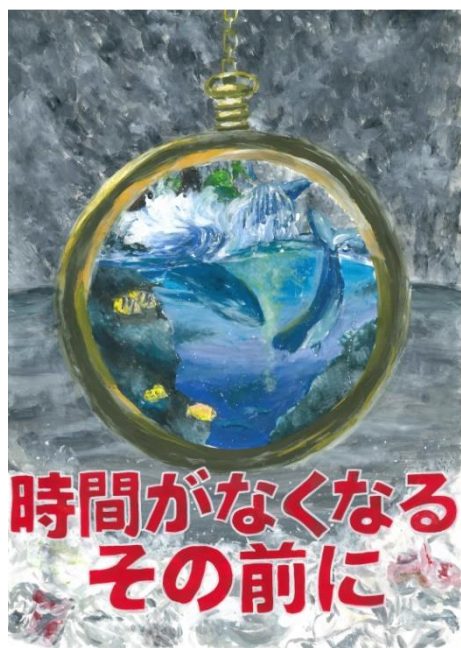
銅賞 「海にゴミをすてるな」
西小学校 3年 柳井田 美夏



銅賞 「リサイクルはまほうのとびら」
駒西小学校 4年 長嶋 祐依



銅賞 「時間がなくなるその前に」
花の木中学校 2年 紀古 萌々香



(3) こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、平成 7 年度から環境省で実践していた「こどもエコクラブ」事業を、平成 23 年度に公益財団法人日本環境協会が引き継ぎ、実施しているもので、幼児(3 歳)から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。

子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としています。

令和 6 年度市内で「こどもエコクラブ」に登録している団体は、1 団体となっています。(表 4-1 参照)

表 4-1 令和 6 年度 市内こどもエコクラブ数

No.	グループ名	メンバー(人)	サポーター数(人)
1	ふじみ野こどもエコクラブ	10	33

(4) エコライフ DAY (埼玉県事業)

エコライフ DAY とは、地球温暖化対策事業の一環として、埼玉県が実施している事業で、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量を削減するにあたり、家庭から排出される二酸化炭素の排出量の削減を目的として、普及啓発するものです。

省エネ・省資源など環境に配慮した 1 日を送り、簡単なチェックシート(エコライフ DAY チェックシート)で温室効果ガスである二酸化炭素の削減量を把握しライフスタイルを見直すきっかけをつくる事業です。

(5) 緑のカーテン普及啓発事業(環境協働事業補助金対象事業)

市民に「エネルギー問題、自然環境問題(CO₂)」などの知識を持って行動してもらうことを目的に、花と緑部会の活動のひとつとして地球温暖化対策の一環である「緑のカーテン普及啓発事業」が実施されました。

本庁舎 1 階への緑のカーテンの設置をはじめ、ご家庭等での緑のカーテン設置普及のために、種から育成したゴーヤなどのつる性植物 300 組(苗 600 株)を無料配布しました。また、市内の住宅や事業所などが設置、育成した緑のカーテンの写真を募集し「緑のカーテン・コンテスト」を実施しました。

令和 6 年度 43 件の応募があり、優秀作品には表彰を行うとともに、ふじみ野市・三芳町環境センターに展示するなどして「緑のカーテン」の普及啓発を図りました。

「緑のカーテン」は、植物葉面からの蒸散作用による気化熱を利用して、建物の温度上昇を抑える効果があることが確認されています。令和 6 年度も市役所本庁舎に緑のカーテンが設置され、暑さを遮る緑のカーテンの効果により、冷房抑制(節電)を図り地球温暖化対策の一助となっています。

日 時	令和 6 年 5 月 8 日 (水) 午前 (緑のカーテン設置は後日)
実施場所	市役所本庁舎及び大井総合支所
事業名	緑のカーテン普及啓発事業

つる性植物の配付状況



庁舎の緑のカーテンの様子



(6) リユース食器貸出事業

リユース食器を利用することにより、ごみ減量への意識向上を図ることを目的としてリユース食器の無料貸出事業を行っています。令和 6 年度の貸し出しはありませんでした。

(7) 環境学習館えこらぼにおける環境学習

環境学習館えこらぼにおいて環境学習を実施し、市民の環境に対する意識の向上を図っています。詳細については「第 6 章 循環型社会の形成」の「項目 7 ごみの減量・再資源化の推進」に記載しています。

5 自然環境の保全

5 自然環境の保全

(1) 緑の状況

都市化の進展により市内の緑は減少傾向にあります。

緑の減少を抑制するとともに、すべての市民が健康で快適な生活が営めるよう自然と生活の調和した良好な自然環境を保全するため「ふじみ野市みどりの条例」(平成 17 年条例第 118 号)「同施行規則」(平成 17 年規則第 120 号)に基づき緑地保護地区及び保存樹木等の指定を行っています。

また、「公開緑地」として緑を保全しつつ市民に公開することを条件に市が民有緑地を借上げ市民に公開している緑地が 5 箇所あります。

さらに、埼玉県指定の「ふるさとの緑の景観地」として 2 箇所の指定を受けています。

表 5-1 緑地保護地区等の状況

緑地保護地区数	38 箇所
緑地保護地区面積	108,673m ²
保存樹木等本数	101 本

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

緑地保護地区

緑地保護地区の指定基準

- ・良好な環境を確保するために必要と認めたとき
- ・樹木が林立している土地の面積が 300m² 以上であること
- ・樹木のある神社、寺院等の境内(その周辺を含む。)で良好な環境を保っていること

保存樹木等

保存樹木等の指定基準

- ・樹形が特に優れているもの
 - ・1.2m の高さにおける幹の周囲が 1m 以上であるもの
 - ・株立した樹木で高さが 2.5m 以上であるもの
 - ・高さが 10m 以上であるもの
 - ・はん登性樹木で枝葉の面積が 25m² 以上であるもの
- ※はん登性樹木: つる等により木や石等に付着して枝葉を広げる樹木

表 5-2 公開緑地

図地点	名称	所在地	面積(m ²)	開設年月日
No.1	緑ヶ丘緑地	緑ヶ丘 2-1930-1	3,915	H10.7.1
No.2	西八丁緑地	亀久保 1676-1	6,821	H19.3.31
No.3	三ヶ島緑地	亀久保 1807-1	2,052	H10.7.1
No.4	緑地公園	福岡 3-1226 外	8,863	S62.10.1
No.5	大井弁天の森	大井 263-1 外	31,354	S60

※ 西八丁緑地の公開面積は 3,618 m²

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

表 5-3 ふるさとの緑の景観地（県指定）

図地点	名称	所在地	指定面積	指定年月日
ア	ふじみ野市八丁 ふるさとの緑の景観地	ふじみ野市大字亀久保外	12.94ha	S56.3.20
イ	ふじみ野市武蔵野 ふるさとの緑の景観地	ふじみ野市大井武蔵野	6.51ha	S59.3.31

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

※ 埼玉県条例「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」（昭和 54 年埼玉県条例第 10 号）に基づき、ふるさとを象徴する緑を形成している地域を県が指定

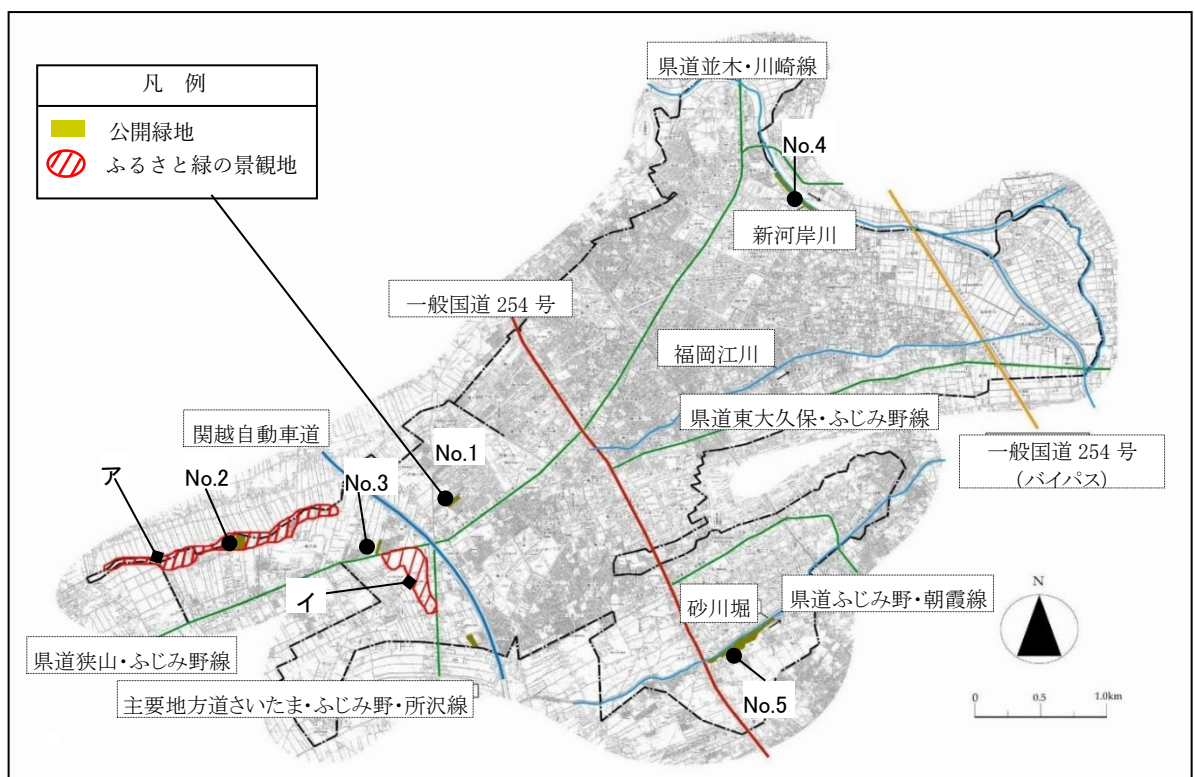


図 5-1 公開緑地及びふるさとの緑の景観地

(2) 鳥獣保護

鳥獣保護管理法（「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号））などに基づき、鳥獣の保護を推進するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止など、鳥獣の保護及び捕獲の適正化を図り、もって生物多様性の確保、生活環境の保全などに努めています。

①傷病野生鳥獣の保護

埼玉県では、埼玉県獣医師会に委託し、傷病野生鳥獣保護診療機関として県内 50 の獣医師を指定しています。怪我をした野生鳥獣を保護した場合、指定された獣医に連れて行くと、無償で診てもらえるなど、傷病野生鳥獣の保護を行っています。特に春先のヒナが巣立つ時期の相談として、道路や地面に落ちているという連絡を受ける場合があります。親鳥の姿が見えなくてもヒナの近くで見守っていて、人間がいると近づけない場合がありますので、巣立ちヒナについては、保護せずにすぐにその場から立ち去るようお願いしています。

②有害鳥獣の捕獲

野生鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取は、鳥獣保護管理法により、原則禁止されています。しかし、生活環境や生態系などに被害等が生じている場合や指定された有害鳥獣などについては、県の計画などに基づいて、捕獲等を行うことが認められています。ただし、目的に応じた申請及び許可が必要となります。

最近、市内でもハクビシン等の目撃情報が寄せられており、室内や屋根裏などに侵入されないよう注意が必要です。

③特定外来生物（アライグマ）の防除

埼玉県内のほぼ全域で、アライグマの被害発生や捕獲状況、目撃情報があり、家屋に侵入し天井裏を糞尿で汚される被害や農作物被害などが報告されています。

市内でも、アライグマの目撃情報により、箱わなを貸出し設置するなどして令和 6 年度は 10 頭を捕獲しました。被害状況は庭の果樹を食い散らす、ベランダの屋根に糞をするなどですが、室内や屋根裏などに侵入されないよう注意が必要です。

埼玉県では「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号）に基づき、「埼玉県アライグマ防除実施計画」を策定し、計画的な防除対策を実施しており、本市もこの計画に基づき対応を行っています。

6 循環型社会の形成

6 循環型社会の形成

6-1 ごみ排出量の推移及びごみ組成

(1) ごみ排出量の推移

ふじみ野市は市民や事業者の皆様のご協力により、ごみの排出抑制や減量化、社会経済情勢等の影響から総排出量が減少傾向にあります。

ごみ減量に関する主な施策として、生ごみ処理容器「ベランダ de キューロ」の販売や一部の粗大ごみの有料化を実施しています。粗大ごみの有料化は、「ものを大切に作る気持ちの醸成」や「経費負担の公平性の確保」を目的として、スプリング入りマットレスやマッサージチェアなど一部品目に限定して有料としています。加えて、令和3年度にはもやすごみの中に捨てられがちな雑がみを市民に集めていただく「雑がみ回収キャンペーン」を、令和4年度には生ごみ水切り器を市民や学校等への配布や、ふじみん生ごみ乾燥ボックスを配布したりするなどして、生ごみの水切りを推進し、現在もイベント時に引き続き実施している状況です。また、令和4年度からはリユース品を無料で回収し、次の使い手につなげる「リユース品回収キャンペーン」を毎年行っています。

食品ロス削減に向けた取り組みとして、食べきりを推進する「1530 運動」、令和元年度からは「フードドライブ事業」を展開しています。さらに令和5年度には食品ロス削減に取り組んでいただくモニターを募集するキャンペーンを、令和6年度にはクイズ形式で食品ロスを身近に実感してもらうキャンペーンを実施しました。今後もさらなる周知の強化や事業を実施することで食品ロス削減に努めていきます。

環境啓発に関する事業として、市内の小学生を対象にしたふじみ野市・三芳町環境センターの施設見学や「環境学習講座」、「エコラボフェスタ」などを開催し、ごみ処理の現場やリサイクルの目的について理解を深める事業を推進しています。

以上の施策に加え、小型家電リサイクル法認定事業者であるリネットジャパン株式会社、不要品のリユースを促進している地域情報サイト「ジモティー」や株式会社マーケットエンタープライズ（東証プライム）と連携協定を締結し、リユースやリサイクルに繋がる事業づくりにも力を入れています。

これらの施策により、1人1日当たりごみ排出量（事業系ごみを除く）においてごみの少ない市内1位を達成するなど、施策の効果が上がっています。

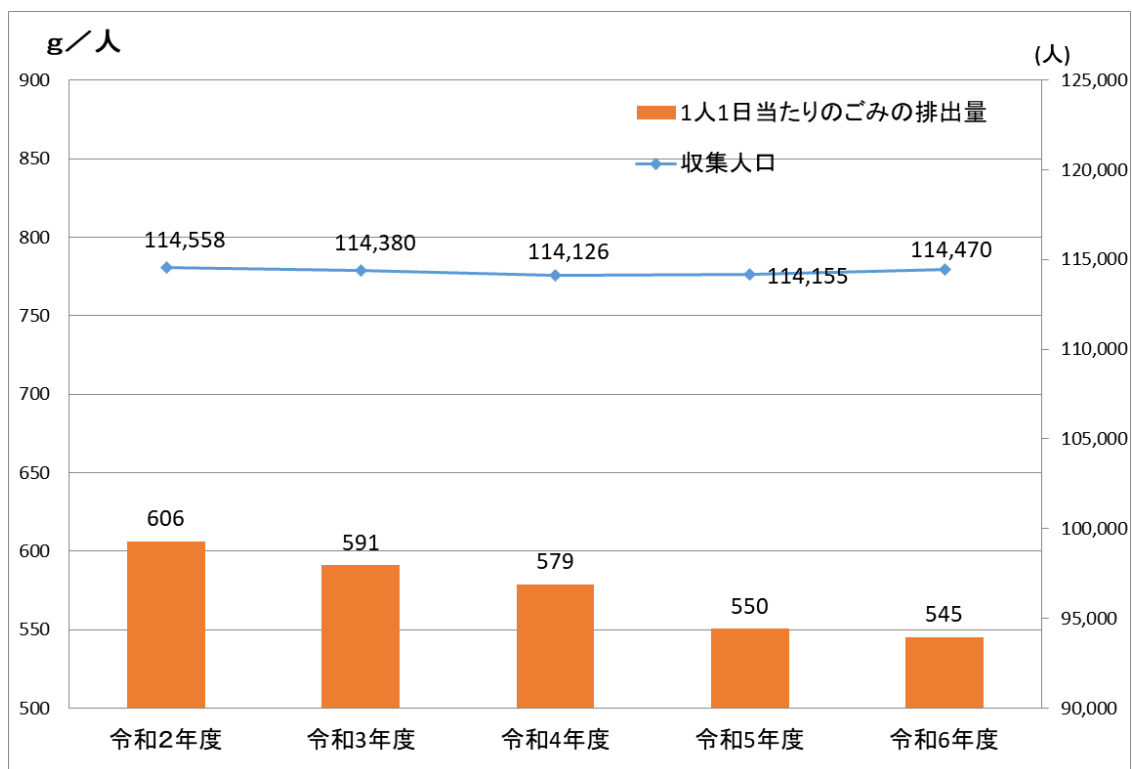


図 6-1-1 生活系ごみの排出量の経年変化

表 6-1-1 生活系及び事業系ごみ排出量の経年推移

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収集人口 (該当年度10月1日現在) (人)		114,558	114,380	114,126	114,155	114,470
家庭系ごみ量	総排出量 (t/年)	25,352	24,668	24,111	22,996	22,807
	もやすごみ	16,314	15,922	15,600	14,922	14,795
	粗大ごみ・もやさないごみ・有害ごみ	2,463	2,350	2,216	2,121	2,140
	資源物	6,237	6,062	5,949	5,625	5,577
	集団資源回収	338	335	347	328	295
事業系ごみ量	総排出量 (t/年)	6,468	6,434	6,336	6,358	6,541
	もやすごみ	6,276	6,290	6,175	6,192	6,359
	粗大ごみ・もやさないごみ・有害ごみ	58	52	64	65	79
	資源物	135	93	97	102	103
合計 (t/年)		31,820	31,102	30,447	29,355	29,347

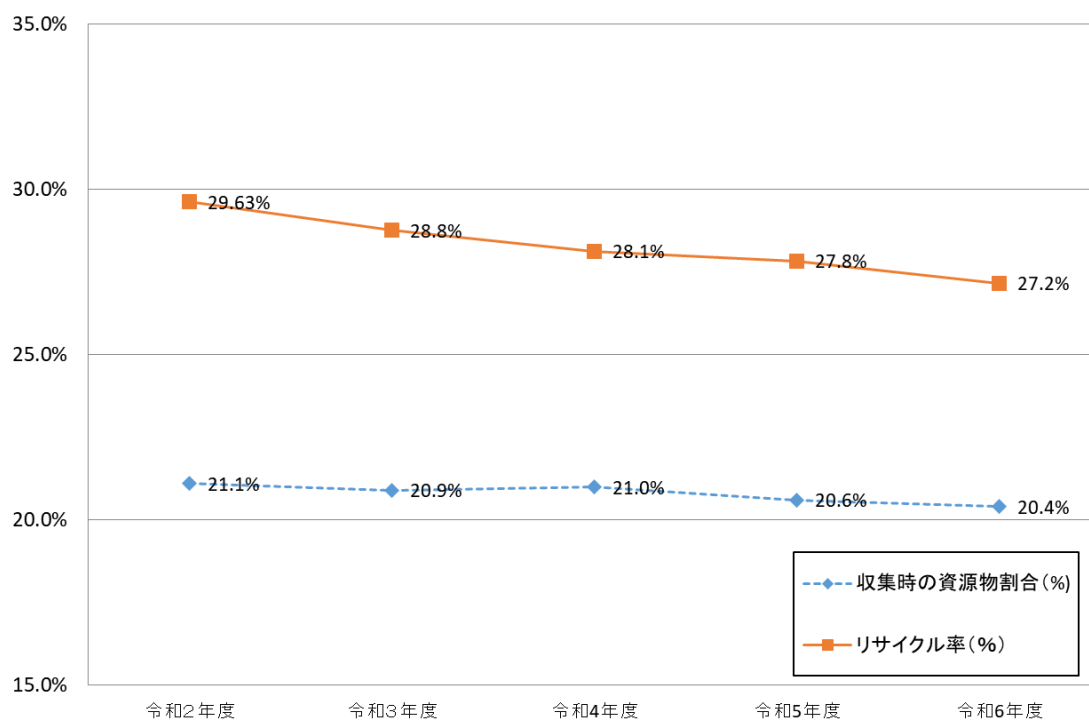


図 6-1-3 リサイクル率とリサイクル量

(2) ごみ組成

ふじみ野市・三芳町環境センターに搬入された焼却処理対象ごみ（主にもやすごみ）のごみ組成調査は、分別状況の把握及び焼却施設の効率的な運転管理を行うための重要な調査です。

もやすごみの中には、まだ資源化可能な「紙・布類」や、「プラスチック・ゴム類」が、80%以上含まれています。

特に「紙・布類」は、約 50%と多くの割合を示しており、ちり紙や洗剤の箱、アルミコーティングされた紙などはリサイクルできないため、この割合に含まれていますが、本来、「資源物」として分別排出していただきたい新聞、広告、OA 紙やチラシ、お菓子の箱等も多く混入しています。今後も「より多くの資源物」を適正に分別排出する協力を高め、「焼却時に発生する CO₂ の排出抑制」や「焼却した後に発生する灰の処理費用」などを抑えることができるよう、分別の徹底を図っていく必要があります。

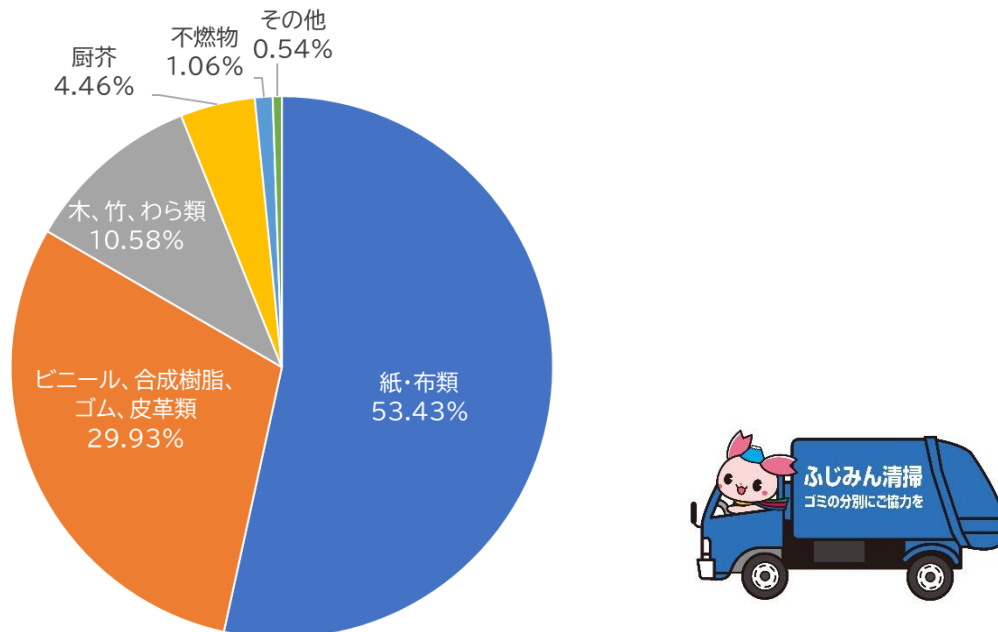


図 6-1-4 令和 6 年度のごみ組成（生活系）（乾ベース※）

※ 「乾ベース」とは、ごみの組成分析を行うに当たり、ごみピットに入ったごみが無作為に採取し、乾燥させた状態を言います。

6-2 ごみの分別収集

(1) ふじみ野市の収集・運搬

生活系ごみを表 6-2-1 のとおり分別しています。収集地域は、A～D の 4 地域に分け、月曜日から金曜日（祝日含む）に決められた分別区分の品目を午前 8 時から収集しています。

表 6-2-1 分別区分と収集体制

項目		ごみの種類	収集容器	収集回数	収集場所	収集の対象	収集形態			
区分										
資源物 1	びん	透明・白色・色付きのびん	透明・半透明の袋	2週に1回	集積所	一般家庭	委託			
	新聞紙	新聞紙、広告、チラシ	ひも束							
	ダンボール	ダンボール	ひも束							
	紙パック	紙パック	ひも束							
	布類	衣類、タオル、シーツ、カーテン、靴下、バッグ、毛布など	透明・半透明の袋、ひも束							
資源物 2	飲み物のかん	飲料用かん（ジュース、酒類など）	飲み物のかん専用収集ネット							
	ペットボトル	ペットボトル（飲料用、酒類用など）	ペットボトル専用収集ネット							
	雑誌・雑がみ	雑誌、カタログ、お菓子の箱、包装紙、封筒、ダイレクトメール、シュレッダー紙など	ひも束、紙袋							
容器包装プラスチック類		洗剤やシャンプー等の容器、歯磨き粉等のチューブ、お菓子やパンなどの袋、スーパーのレジ袋、発泡スチロール、卵パック、食品トレイなど	透明・半透明の袋	週1回						
容器包装以外のプラスチック類		プラスチック製のおもちゃ、ポリバケツ、定規、植木鉢（プラスチック製）、プランター（プラスチック製）、洗面器、ポリタンク、CD、DVD、MD、ビデオテープ、カセットテープなど	透明・半透明の袋	2週に1回						
もやさないごみ 有害ごみ 粗大ごみ	もやさないごみ	なべ・フライパン、ポット、炊飯器、オーブントースター、直径50cm未満のストーブなど	そのまま							
		飲み物以外のかん、包丁、植木鉢・花瓶、陶器、ガラスなど	透明・半透明の袋							
	有害ごみ	乾電池、リチウムイオン電池、水銀体温計、蛍光灯、使い捨てライター、スプレーかん、携帯用ガスボンベなど	透明・半透明の袋 市指定の袋							
	粗大ごみ	スキー板・ストック、ふとん、じゅうたん、キャリーバッグ、自転車、家具類、家庭電化製品など	そのまま							
もやすごみ		生ごみ、食用油、紙くず、ぬいぐるみ、クッション、靴、紙おむつ（汚物はとる）など	透明・半透明の袋	週2回						
		植木（長さ30cm未満、太さ10cm未満）	ひも束							
市が受け入れられないごみ （適正処理困難物）		・製造業者または販売店、許可業者へ相談（許可業者名等を「資源物とごみの分け方・出し方」に記載）								

(2) ごみ集積所

生活系ごみはステーション方式で収集が行われており、ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び施行規則、ふじみ野市ごみ集積所設置等に関する指導要綱（平成 17 年告示第 151 号）による設置基準に基づき、ごみ集積所が各地域に設置されており、令和 6 年 3 月末現在のごみ集積所設置数は、市内全域で約 4,200 か所となっています。

なお、新規物件に伴うものや、排出マナー等の影響から、共同住宅と戸建住宅を分離するなどの増加があり、集積所の数は増加傾向にあります。

6-3 中間処理

(1) ふじみ野市・三芳町環境センター

ふじみ野市・三芳町環境センターでは、熱回収施設による焼却処理のほか、リサイクルセンターにおける破碎、解体、選別、圧縮、積替え等の中間処理を行っています。

詳細については、「6-8 ふじみ野市・三芳町環境センター」をご覧ください。

(2) 最終処分

本市には、一般廃棄物最終処分場がありますが、既に 6 割程度が埋め立てられており、平成 14 年に施設の使用を停止して以来、市の最終処分場には埋め立ては行っていない。

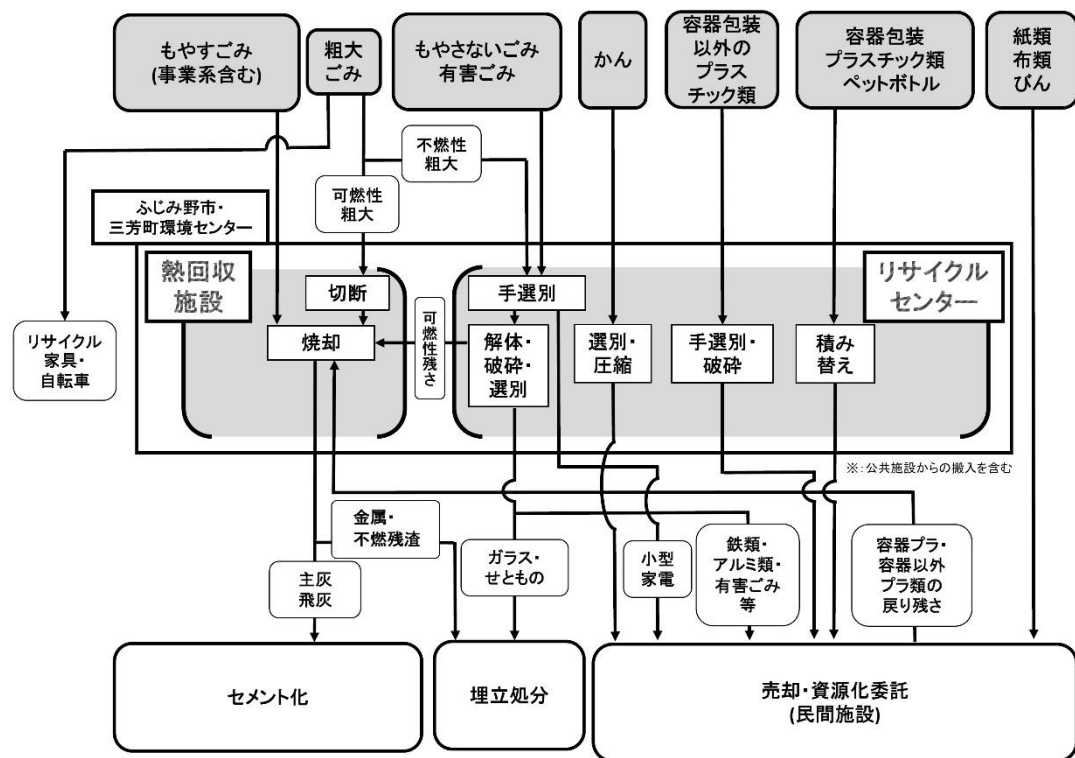
焼却灰（主灰・飛灰）は全量をセメント工場に搬出し資源化し、焼却残渣（焼却処理後の燃え残り）は民間最終処分場に埋め立てられます。

また、不燃物残渣（破碎選別工程を経た不燃物や直接搬入されたガラス・セトモノ等の不燃物）は、埼玉県環境整備センターに搬出し、埋め立て処分を行っています。

表 6-3-1 最終処分場

施設・設備名	受入対象地域	施工年	処理能力	所在地	備考
ふじみ野市 一般廃棄物最終処分場	ふじみ野市	平成5年	9.996m3	埼玉県ふじみ野市 大井武蔵野1489	遮水シートあり、水処理は 三芳町清掃工場にて行う。

6-4 ごみ処理フロー



切 断:可燃性粗大ごみを前処理するために切断機にて切断します。
 積み替え:容器包装プラスチック類及びペットボトルについて、環境センターに搬入して一時保存をしています。その後、民間業者に搬出します。

図 6-4-1 ごみ処理フロー

6-5 ごみ処理体制

(1) 生活系ごみの処理体制

本市は三芳町からの事務委託を受け、三芳町から発生する廃棄物の処理を行っています。これにより、ふじみ野市・三芳町環境センターでは両市町のすべてのごみの処理を行っています。

(2) 事業系ごみの処理体制

市内で発生する事業系ごみに関して、排出事業者処理責任を基本とし、もやすごみの中の4品目(紙くず(包装材・事務用品等)、木くず(梱包材等)、繊維くず(廃ウエス等)、厨芥類(調理くず、食べ残し)、その他(衛生上、焼却処理が必要なもの等市長が認めるもやすごみ))のみ受け入れています。

なお、三芳町の事業系のもやすごみについてもふじみ野市・三芳町環境センターで処理を行っています。

6-6 ごみ処理費用

(1) ごみ処理費用

ごみ処理費用は、下表のとおり一般会計総額に対し約3%の比率で推移しています。

表 6-6-1 ごみ処理費用経年変化

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 清掃総務費 (円)	33,788,286	34,999,271	21,899,178	29,221,543	31,081,031
B① 塵芥処理費 (円)	1,510,634,479	1,519,612,901	1,503,649,365	1,502,535,901	1,521,354,062
B② 上記B①のうち ふじみ野市負担分 (円)	1,327,577,463	1,328,411,358	1,347,680,791	1,329,914,519	1,341,382,010
C ごみ処理費用(A+B②) (円)	1,361,365,749	1,363,410,629	1,369,579,969	1,359,136,062	1,372,463,041
D 一般会計総額 (円)	53,882,178,006	53,307,288,154	46,748,408,698	52,173,592,188	50,415,697,420
一般会計総額に対する比率 (C/D) (%)	2.5	2.6	2.9	2.6	2.7
E 総ごみ排出量 (t)	31,820	31,102	30,447	29,355	29,347
F 人口【当該年度10月1日基準】 (人)	114,558	114,380	114,126	114,155	114,470
1t当たりのごみ処理経費 (C/E) (円)	42,783	43,837	44,982	46,300	46,767
1人当たりのごみ処理経費 (C/F) (円)	11,884	11,920	12,001	11,906	11,990

(2) ごみ処理手数料

表 6-6-2 ごみ処理手数料

種 類	区 分	手 数 料			
一般廃棄物	家庭生活に伴って生じた廃棄物	無 料	有 料		
			1,500円	1,000円	500円
		右記以外の 家庭系 廃棄物	・スプリング入りマットレス ・マッサージチェア ・オルガン、電子ピアノ ・3人以上用スプリング入りソファ	・折りたたみベッド ・2人用スプリング入りソファ ・電動機付健康器具	・座椅子・自転車・畳 ・1人用スプリング入りソファ ・スプリングなしソファ ・自動車用キャリアボックス
	事業生活に伴って生じた廃棄物	10kgにつき220円※消費税等含む			
動物の死体	—	飼われていたものに限り1体につき1,000円			

6-7 ごみの減量・再資源化の推進

(1) 集団資源回収事業報奨金制度

集団資源回収とは、毎日の生活の中で資源として生かせる身の回りのものを地域の皆さんが自主的に協力して回収し、リサイクルを進めることです。

本市では、市民の日常から排出される一般廃棄物で再利用・再生利用できる有価物を回収する団体に対し、報奨金を交付することにより、廃棄物の資源化を図るとともに、廃棄物量を抑制するため、集団資源回収を推進しています。

報奨金の対象品目は「新聞紙、ダンボール、アルミ缶、生きびん（リターナブルびん）、雑がみ、布類、雑誌、紙パック」の8品目とし、各団体には、回収した有価物1kg（生きびんは1本）当たり5円の報奨金を交付しています。

令和6年度の団体への報奨金は、自治組織や子ども会、PTA等の27団体に対し、

1,396,000 円を交付しました。

表 6-7-1 集団資源回収実績経年変化

年度 \ 品目	新聞紙 kg	ダンボール kg	雑がみ kg	雑誌 kg	紙パック kg	布類 kg	アルミ缶 kg	生きびん 本	回収量計 kg(※)	報奨金合計 円
令和2年度	226,757	62,540	27,510	-	-	8,382	12,498	748	338,435	1,633,440
令和3年度	223,978	58,570	28,230	-	-	10,800	12,972	607	335,157	1,613,735
令和4年度	206,396	50,290	23,770	43,680	3,130	7,694	11,627	100	346,587	1,641,140
令和5年度	180,701	47,170	12,270	66,630	2,797	8,387	10,333	55	328,288	1,530,870
令和6年度	153,353	41,930	12,950	68,170	2,043	7,544	8,925	21	294,915	1,396,000

※ 生きびんはビール瓶や一升瓶などのリターナブルびんとし、1本を1kgとして、回収量計に合算しています。

(2) 生ごみ処理容器設置推進事業

一般家庭から排出される生ごみを自己処理することを推進し、ごみの減量化及び資源化による焼却量削減に対する意識の向上を図る事を目的に生ごみ処理容器（ベランダ de キエーロ）の助成付き販売を行っています。また、販売促進のため、令和2年度に500円の値下げをしました。令和6年度は通常9基、小型24基の計33基販売し、平成25年度から令和7年3月末までに合計で719基のベランダ de キエーロを市内に頒布しました。



ベランダ de キエーロ

表 6-7-2 生ごみ処理容器（ベランダ de キエーロ）頒布実績（販売数）

キエー口販売実績（単位：基）

年度	小型	通常	合計
平成25年度	—	59	59
平成26年度	—	170	170
平成27年度	—	73	73
平成28年度	44	23	67
平成29年度	21	15	36
平成30年度	35	22	57
令和元年度	14	10	24
令和2年度	38	15	53
令和3年度	34	19	53
令和4年度	43	11	54
令和5年度	24	16	40
令和6年度	24	9	33
合計	277	442	719

表 6-7-3 生ごみ処理容器の種類

種類	自己負担金額
ベランダ de キエー口(通常) (高さ 80cm × 横 95cm × 50cm)	3,000 円
ベランダ de キエー口(通常・土付き)	4,500 円
ベランダ de キエー口(小型) (高さ 70cm × 横 75cm × 34cm)	2,000 円
ベランダ de キエー口(小型・土付き)	3,000 円

(3) 環境教育及び環境学習

本市では、小・中学生や自治組織などの市民を対象としたふじみ野市・三芳町環境センターの見学会、土曜日を中心に開催する環境学習講座等を実施しています。

① ふじみ野市・三芳町環境センター見学会

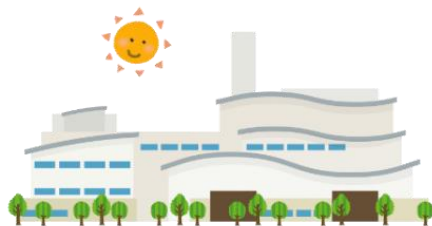
市内小学校の4年生を対象に「ふじみ野市・三芳町環境センター」の見学会を実施しました（小学校 13 校 1,121 人※引率者含む）。

② 環境学習講座

環境学習館えこらぼにおいて、自然学習や3R学習など、大人から子どもまで参加できる講座を実施しました（計 25 回開催 参加人数 688 人）。

表 6-7-4 令和 6 年度環境学習講座実施状況

講座実施日				内容	時間	募集人数	参加人数	
							子供	大人
1	5月	18日	(土)	エコラボフェスタ(バックヤードツアー)	10:00-12:00	40人	18	22
2	5月	25日	(土)	Let's 田植え	9:30-11:30	10組	16	12
3	6月	14日	(金)	星空教室	19:00-20:30	12組	16	16
4	6月	29日	(土)	からくり貯金箱を作ろう	10:00-11:30	16人	15	16
5	7月	13日	(土)	船のペーパークラフトを作ろう	10:00-11:30	16人	14	15
6	7月	24日	(水)	しろくまカメラマンに聞いてみよう	10:00-11:30	16人	15	9
7	7月	25日	(木)	廃油からせっけんを作ろう	10:00-11:30	16人	16	10
8	7月	26日	(金)	親子で作ろう！ミニキエーロ！／シルバー	10:00-11:30	12人	13	11
9	7月	31日	(水)	夏の生き物調査	10:00-11:30	16人	13	13
10	8月	1日	(木)	スマートフォンのリサイクル／KDDI総合研究所	10:00-11:30	10人	12	10
11	8月	2日	(金)	星空教室	19:00-20:30	12組	13	18
12	8月	7日	(水)	親子でちりめんモンスターゲットだぜ	10:00-11:30	16人	16	13
13	8月	23日	(金)	星空教室	19:00-20:30	12組	20	13
14	9月	28日	(土)	Let's 稲刈り！！	10:00-11:30	10組	16	13
15	10月	5日	(土)	ハーバリウムを作ろう	10:00-11:30	16人	16	13
16	10月	12日	(土)	ソーラーLEDランプを作ろう	10:00-11:30	16人	15	10
17	11月	8日	(金)	星空教室	18:00-19:30	12組	16	17
18	11月	30日	(土)	年末お片付け講座	10:00-11:30	16人	11	11
19	12月	7日	(土)	スノードームを作ろう	10:00-11:30	16人	18	13
20	12月	14日	(土)	バードウォッチング／文京学院大学	10:00-11:30	10組	6	7
21	1月	18日	(土)	ドライフラワーを使ってアート作品を作ろう	10:00-11:30	16人	14	11
22	2月	7日	(金)	星空教室	18:00-19:30	12組	10	13
23	2月	15日	(土)	クラフトバンドで小物入れを作ろう	10:00-11:30	16人	13	16
24	3月	7日	(金)	星空教室	18:00-19:30	12組	12	16
25	3月	15日	(土)	ミツロウラップを作ろう	10:00-11:30	16人	11	15



小計	355	333
合計	688	



環境センターバックヤードツアー



バスボムを作ろう！



紙漉きではがき製作



えこらぼで星空教室



ミニキーボード作り



親子でちりめんモンスターゲットだぜ！



携帯電話のリサイクル



Let's 稲刈り

(4) 自転車及び家具等のリサイクル事業

ごみの減量化、資源化を図るとともにリサイクルへの関心を高めることを目的として、自転車や家具等のリサイクル事業を実施しています。

市内のごみ集積所から集められた家具や自転車のうち、まだ使用できそうな物はリサイクル工房に搬入され、修理や清掃を行った後、家具は常時販売、自転車は抽選販売を行っています。

○リサイクル工房

所在地 ふじみ野市駒林 1117 番地

電 話 049-257-5393

販売日時 火曜日～土曜日 午前 9 時～午後 4 時

※ 家具は常時販売、自転車は毎月第 3 土曜日の販売会時に抽選販売

○事業実績

販売会 12 回

売上点数 家具：769 点 自転車：84 台 一輪車 39 台

販売額 1,990,700 円（食器類含む）

6-8 ふじみ野市・三芳町環境センター

ふじみ野市・三芳町環境センターは、平成 28 年 10 月末から稼動しており、熱回収施設、リサイクルセンター、管理・啓発施設（環境学習館えこらぼ）及び余熱利用施設（エコパ）から構成されています。

本施設の特徴は、ごみの焼却時に発生する熱エネルギーを利用して発電を行い、ふじみ野市・三芳町環境センターや余熱利用施設エコパの消費電力を賄うとともに、余剰電力を売電しています。さらに、エコパへは、温水を供給しています。

また、浸水防止対策として、敷地全体を周囲に比べ 1～2 メートル程度高くし、浸水被害にあわないよう設置されています。さらに、震度 6 強の揺れにも耐えうる構造で強固な施設となっています。

仮に災害等により、電気事業者からの送電が停止されても、ごみを焼却している限り発電を行っているので、施設内（エコパ含む）の電力は確保することができます。

旧施設（上福岡清掃センター）では、ごみピットの容量は 5 日分でしたが、ふじみ野市・三芳町環境センターは 10 日分と緊急時に備えた容量を確保しています。



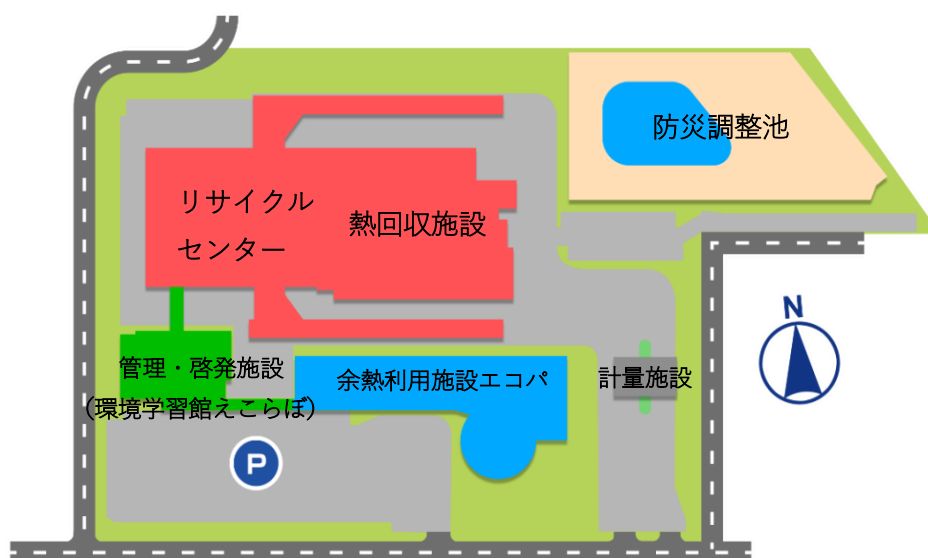
ふじみ野市・三芳町環境センター全景

【施設概要】

施設名称 ふじみ野市・三芳町環境センター

所在地 ふじみ野市駒林 1117 番地

敷地面積 35,139 m²



【工事概要】

工事期間 平成 25 年 3 月 21 日～平成 28 年 10 月 30 日

契約金額 13,073,576,756 円

契約相手 日立造船・鹿島建設特定建設工事共同企業体

【運営概要】

運営期間 平成 28 年 10 月 31 日～令和 13 年 3 月 31 日
余熱利用施設は、平成 26 年 6 月 17 日～令和 13 年 3 月 31 日
契約金額 8,830,761,865 円
(※ 消費税率、物価の変動により金額は変更します。)
契約相手 ふじみのエコウェルズ株式会社

■熱回収施設

施設規模：71 t / 日 × 2 炉 = 142 t
焼却設備：ストーカ式焼却炉



ごみピット



プラットフォーム

公害防止基準値

項目	単位	法規制値	ふじみ野市・三芳町環境センター規制値
ばいじん	$\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$	0.08 以下	0.01 以下
硫黄酸化物(SOX)	Ppm	1,900 以下	20 以下
塩化水素(HCL)	Ppm	430 以下	20 以下
窒素酸化物(NOX)	Ppm	250 以下	50 以下
ダイオキシン類	$\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$	1 以下	0.01 以下

■リサイクルセンター

施設規模：21 t／日（破碎・選別）

12.6 t／日（積替え）

7.9 t／日（保管）



磁力選別機



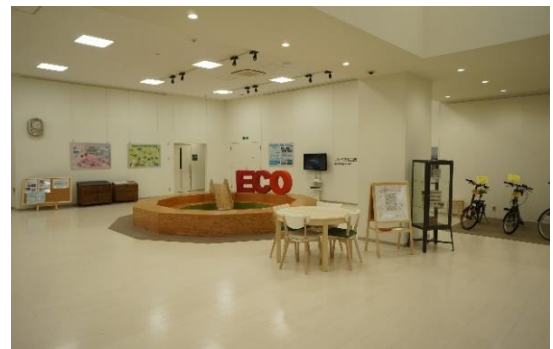
容器包装以外プラスチック類用破碎機

■管理・啓発施設（環境学習館えこらぼ）

リサイクル工房、研修室、多目的室、屋上庭園



環境学習館えこらぼ



1階エントランス

■余熱利用施設（エコパ）

バーデプール（健康増進用プール）、浴室、レストラン、健康相談室、大広間、和室、交流室、多目的室等



余熱利用施設エコパ



バーデプール

◎ 東日本大震災に関連した対応

◎東日本大震災に関連した対応

平成 23 年 3 月 11 日（金）午後 2 時 46 分、三陸沖を震源とする東日本大地震により、福島第一原子力発電所の電気系統が破壊され、冷却機能が失われたため、放射性物質が周辺地域に飛散するなど深刻な原発事故が発生しました。発生源から 200km 以上離れた首都圏においても、農作物を始め、水道水や下水道汚泥などについて放射性物質を調査するなど市民生活に多大な影響がありました。埼玉県衛生研究所に設置しているモニタリングポストによる空間放射線量の連続測定をはじめとし、ふじみ野市では、公共施設における空間放射線量の測定などの対応を行いました。

1 空間放射線測定

ふじみ野市では、市民の皆様から市内の放射線量の状況を知りたいという強い要望を受け、平成 23 年 6 月 3 日から市内の学校、公園などの 9 つの地点の空間放射線量の測定を開始しました。当初、市では測定器を所有しておらず、機器を所有している他機関などから借用し、週に 1 回程度の測定を実施しました。

その後、平成 23 年 7 月 7 日に簡易測定器を 4 台購入し、市内小学校、市立保育所及び、公園などの公共施設を測定しており、測定結果を市ホームページなどで公表してきました。

2 放射線量測定等に関する対応指針及び簡易測定器の貸出し

公共施設の空間放射線量の測定実施以降、その方法や対応についての基準が必要になっておりました。国等においても平成 23 年 10 月頃から放射性物質などに対する法や対応マニュアルなどの整備が進み、市でもその状況を踏まえ、「ふじみ野市放射線量測定等に関する対応指針」を策定し、平成 23 年 12 月 1 日から施行しました。

また、市民自ら、自宅周辺などの空間放射線量を測定する機器の貸し出しを望む声が多数寄せられたことから、平成 23 年 11 月に貸出用の簡易測定器を 5 台購入し、平成 23 年 12 月 1 日から市民などに対し貸出しを始めました。

(1) 「ふじみ野市放射線量測定等に関する対応指針」

空間放射線量は、地上 5 cm で毎時 $0.23 \mu\text{Sv}$ 以下とし、道路側溝では、地上 50 cm で毎時 $0.23 \mu\text{Sv}$ 以下としました。

《地上 5 cm の意味》

この高さの意味ですが、放射線が人体に与える影響が最も大きい部位は内臓（臓器）と言われています。

地上 50 cm の高さは、子どもたちが直立した場合、内臓のほぼ中心にあたります。また、子どもたちは公園などでは寝そべって遊ぶことも想定され、この高さが地上 5 cm にあたるものと考えられます。市では、より安全性を考慮し、地表面に近い地上 5 cm の値を基準といたしました。また、道路沿いの道路側溝は、自動車や自転車、人が

通行する場所です。子どもたちが遊ぶことや特に寝そべて遊ぶことも考えにくいので、実情に合わせて地上 50 cmにしたものです。

《目標値を超えた場合の対応》

簡易測定器による測定で、目標値を超える数値を確認したときは、より高性能なシンチレーション式サーベイメータで再測定を行います。

《除染》

再測定した結果においても、目標値となる毎時 0.23 μ Svを超える公共施設につきましては、日本放射能安全管理学会が示している「個人住宅を対象とするホットスポット発見／除染マニュアル」に基づいて、放射線量を抑える除染作業を行います。

(2) 簡易測定器の貸出し

市では、市内に住所を有する方または市内に事業所等を有する事業者の方が市内で空間放射線量を測定することに対して、簡易測定器（大気中の放射線量を測定する機器）の無料貸出しを行いました。概要は以下のとおりです。

《貸出開始日》平成 23 年 12 月 1 日（木）から

《貸出期間》平日の午前 9 時から貸し出し、同日の午後 4 時までに返却（祝日、年末・年始は除く。また、土・日曜日の場合 午前 10 時 30 分から貸し出し、同日の午後 4 時までに返却となります。）

《貸出台数》1 回 1 台（環境課の保有台数は 2 台です）

《貸出方法》電話または環境課窓口で予約をしていただき、貸出日に申請書を提出する。（先着順ですので、ご希望の日に貸出しできない場合があります。）

《貸出・返却》

① 貸出日の午前 9 時以降に環境課で貸し出し。

注意：土・日曜日は、市役所本庁舎警備室で貸し出しを行います。

② 貸出しの際、「ふじみ野市放射能測定器貸出申請書」の記入・提出及び本人確認を行いますので、運転免許証、健康保険証、パスポート、住民票など公的機関が発行した証明書を必ず持参して下さい。事業所の場合は、社員証も持参して下さい。

③ 返却は、貸出当日の午後 4 時までに環境課（土・日曜日は市役所本庁舎警備室）に直接お願いします。また、返却時に測定結果報告書の提出をお願いします。

④ 測定器は精密機器ですので、返却時に作動確認をさせていただきます。

《その他》

- ① 貸出時に、機器の操作方法や注意事項についてご説明します。また、簡単な説明書もお渡ししますので、これらに従った取り扱いをお願いします。
- ② 貸出機器は、大気中の放射線量（ガンマ線のみ）の測定を行うものです。土壌や水の放射性物質の含有の確認や農作物等に付着した放射性物質の測定はできません。また、簡易測定器ですので、測定結果については、あくまでも参考値としてお考え下さい。
- ③ 機器を故障、破損、紛失した場合は、修理等にかかる実費の負担をしていただきますので、取り扱いは十分ご注意ください。

【参考：過去の貸出状況】簡易測定器の貸出状況

（単位：回）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成29年度	2	0	0	13	2	1	1	3	1	0	0	6	29
平成30年度	0	0	1	5	0	0	3	1	1	0	1	3	15
令和元年度	0	0	0	1	1	0	0	2	0	0	0	2	6
令和2年度	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	4	10
令和3年度	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	1	5
令和4年度	0	0	0	1	0	0	0	3	1	0	0	3	8
令和5年度	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	4
令和6年度	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

《参考資料》

《 参考資料 》

1 主な環境関係条例・規則・要綱一覧

条例・規則・要綱名	制定年月日
ふじみ野市環境基本条例	平成 19 年 3 月 22 日
ふじみ野市環境審議会規則	平成 19 年 7 月 9 日
ふじみ野市浄化槽法施行細則	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市空き地の環境保全に関する条例	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市空き地の環境保全に関する条例施行規則	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市地域クリーン推進員設置要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市地域環境美化自主活動支援事業実施要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書等の様式を定める規則	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市ごみ集積所設置等に関する指導要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市狂犬病予防法施行細則	平成 17 年 10 月 1 日
畜犬に係る登録等事務手数料免除規則	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市市民葬祭取扱要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市公衆浴場近代化設備資金補助金交付要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市集団資源回収事業報奨金交付要綱	平成 18 年 3 月 28 日
ふじみ野市廃棄物減量等推進審議会条例	平成 18 年 3 月 30 日
ふじみ野市環境基本計画等庁内推進会議設置要綱	平成 19 年 10 月 16 日
ふじみ野市リユース食器貸出事業実施要綱	平成 20 年 4 月 22 日
ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	平成 20 年 12 月 19 日
ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則	平成 21 年 3 月 31 日
ふじみ野市墓地等の経営の許可等に関する条例	平成 22 年 6 月 22 日
ふじみ野市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	平成 22 年 9 月 28 日
ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	平成 23 年 3 月 23 日
埼玉県生活環境保全条例によるふじみ野市に係る騒音及び振動の規制基準等を定める規則	平成 25 年 2 月 18 日
ふじみ野市環境協働事業補助金交付要綱	平成 25 年 4 月 1 日
ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画市民検討委員会条例	平成 25 年 6 月 20 日
ふじみ野市生ごみ処理容器設置推進事業実施要綱	平成 26 年 3 月 31 日
ふじみ野市ペット霊園の設置の許可等に関する条例	平成 31 年 3 月 19 日
ふじみ野市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則	平成 31 年 4 月 1 日
ふじみ野市スズメバチの巣駆除費補助金交付要綱	令和 5 年 3 月 8 日
ふじみ野市電気自動車等導入促進補助金交付要綱	令和 5 年 3 月 15 日
ふじみ野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱	令和 5 年 3 月 15 日
ふじみ野市住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金交付要綱	令和 5 年 3 月 17 日

○ふじみ野市環境基本条例

平成19年3月22日

条例第2号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 快適で良好な環境の保全に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念（第8条）

第2節 環境基本計画等（第9条・第10条）

第3節 市が講ずる基本的な環境施策等（第11条—第19条）

第3章 市、市民及び事業者の参画及び協働

第1節 参画及び協働（第20条）

第2節 環境教育及び学習の推進等（第21条—第24条）

第3節 快適で良好な環境を確保する活動の促進（第25条—第27条）

第4章 国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力等（第28条）

第5章 環境審議会（第29条）

第6章 補則（第30条）

附則

私たちのふじみ野市は、武蔵野台地から荒川低地にまたがる地形を持ち、歴史的景観を残す雑木林、ゆう水や新河岸川などの水辺空間を有する恵まれた自然環境の下で、多くの歴史的、文化的遺産を継承し、市民の活力と英知により発展を続けてきた。

しかし、生活の利便性や物質的な豊かさを追い求めてきた社会経済活動は、今や自然の持つ再生能力を超える規模となり、その結果地球温暖化など地球規模の問題へと拡大し、人類を含むすべての生物の存続基盤に深刻な影響を及ぼし始めている。

もとより、私たちは、健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むために、快適で良好な環境を等しく受ける権利を有するとともに、将来の世代に継承すべき責務がある。

ここに、私たちは、市、市民及び事業者のすべてがそれぞれの役割の下に、自主的かつ積極的にその責務を果たし、協働することによって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、快適で良好な環境の確保について、基本理念を定め、市、市民（民間団体を含む。以下同じ。）及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、快適で良好な環境の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、快適で良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むために、快適で良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 快適で良好な環境 大気、河川、地下水、土壌、多様な生態系その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持し、人の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、歴史的、文化的遺産とも密接に結びついた景観の形成を図り、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むことができる環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 循環型社会 持続的発展が可能な社会の構築を図るため、資源採取、生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、資源エネルギーの一層の循環及び効率化並びに廃棄物の発生抑制、減量化、循環的な利用及び適正な処理を図る等、社会経済システムにおける適正な物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、社会経済活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 快適で良好な環境の確保は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 環境の保全は、快適で良好な環境を確保し、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行うものとする。
- (2) 快適で良好な環境の確保は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない循環型社会を基調としたまちを目指して、市、市民及び事業者すべての者が公正かつ適切な役割分担の下、協働して積極的に行うものとする。
- (3) 地球環境保全は、人類共通の重要な課題であるとともに、地域の環境が地球環境に深く関わることをすべての者が自らの問題として認識し、社会経済活動及び日常生活において、自主的かつ積極的に推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、快適で良好な環境の確保に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、積極的にこれを実施する責務を有する。

- 2 市は、市が行うすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減及び快適で良好な環境の確保のために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

3 市は、快適で良好な環境の確保に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

4 市は、環境保全に関する情報の収集及び公開に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、快適で良好な環境の重要性を認識し、日常生活その他の活動に伴う環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に積極的に取り組む責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、快適で良好な環境の確保のために必要な活動を主体的に行うように努めるとともに、市が実施する快適で良好な環境の確保に関する施策に積極的に参画し、協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、快適で良好な環境の確保のために、自らの責任において、その事業活動に伴って生ずる公害を防止しするために必要な措置を講じる責務を有するとともに、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

2 事業者は、環境に影響を与えるおそれのある土地の形質の変更、工作物の新築又は改築等その他これらに類する事業を行おうとするときは、あらかじめ適正に調査、予測又は評価を行い、環境の保全に努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たって、公害の原因となるおそれがあるものを厳重に管理し、及び環境の状況を常時監視するとともに、公害その他環境保全に支障を及ぼすおそれがある事態が生じたときは、誠意をもってその解決に当たるように努めなければならない。

4 事業者は、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる廃棄物の発生を抑制し、及び資源の循環的な利用を積極的に推進し、廃棄物の減量に努めるとともに、廃棄物を適正に処理する責務を有する。

5 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

6 事業者は、快適で良好な環境の確保のために必要な活動を主体的に行うように努めるとともに、市が実施する快適で良好な環境の確保に関する施策に積極的に参画し、協力するように努めなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、事業者は、快適で良好な環境の確保のために、市の要請する情報の提供に協力する責務を有する。

(年次報告書)

第7条 市長は、環境の状況並びに快適で良好な環境の確保に関して講じた施策等に関する報告書を毎年作成し、これを公表するものとする。

第2章 快適で良好な環境の保全に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念

(環境優先の理念)

第8条 市は、快適で良好な環境の確保を図るため、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全のために必要な措置を講ずるものとする。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、快適で良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、ふじみ野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 快適で良好な環境の確保に関する長期目標及び総合的な施策の基本的な方向

(2) 前号に掲げるもののほか、快適で良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるとともに、第29条第1項に規定するふじみ野市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境行動計画の策定)

第10条 市長は、環境基本計画に基づく施策を推進し、市、市民及び事業者が快適で良好な環境の確保に資する行動をとるため、環境行動計画を策定するものとする。

第3節 市が講ずる基本的な環境施策等

(環境基本計画等との整合)

第11条 市は、環境にかかわる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画等との整合性を図るとともに、環境の保全に積極的に配慮するものとする。

(基本的事項の推進)

第12条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる施策を市民及び事業者と協働して推進するものとする。

(1) 大気、河川、地下水、土壌その他の自然的構成要素の保全及び回復に関すること。

(2) 野生生物の種の保存、生態系の保護その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、雑木林、水辺地等における自然環境の保全及び回復に関すること。

(3) 快適で良好な環境及び地域特性を生かした良好な景観の形成並びに歴史的、文化的遺産の保全、回復及び創造に関すること。

(4) 循環型社会の形成及び地球環境保全に資すること。

(環境の保全上の支障を防止するための規制措置)

第13条 市は、公害の原因になる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、当該行為を行う者に対し必要な規制措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の意見の反映)

第14条 市は、快適で良好な環境の保全に関する施策に、市民及び事業者の意見を反映させることができるように必要な体制の整備を講ずるものとする。

(調査の実施と報告)

第15条 市は、環境の状況を的確に把握し、快適で良好な環境の確保に関する施策を適切に推進するために必要な調査を実施し、公表するものとする。

(環境監査の実施)

第16条 市は、快適で良好な環境の確保に関する施策の適正な推進を確保するため、市が行う環境監査に関し調査研究を行い、その実施に努めるものとする。

(環境監査の普及等)

第17条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う監査の普及に努めるものとする。

(環境管理等)

第18条 市は、自らが環境管理（快適で良好な環境の保全に関する目標を定めた行動計画を策定し、実行し、見直す等の一連の取組をいう。以下同じ。）を実施するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第19条 市は、快適で良好な環境の確保に関する施策について、総合的に調整し、推進し、及び客観的に評価するために必要な体制の整備を講ずるものとする。

第3章 市、市民及び事業者の参画及び協働

第1節 参画及び協働

(参画及び協働の推進)

第20条 快適で良好な環境は、すべての市民の共有財産であり、市、市民及び事業者があらゆる力を尽くすことにより確保できるものであるため、それぞれの責務及び役割を自覚するとともに、公正かつ対等な立場で参画及び協働して快適で良好な環境を確保するための活動に共に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 市は、快適で良好な環境を確保するための活動を市民及び事業者と共に推進するための体制の整備に努めなければならない。

第2節 環境教育及び学習の推進等

(環境教育の理念)

第21条 快適で良好な環境の確保に関する教育は、環境と人の活動との関係を認識すること及び快適で良好な環境の確保について理解を深めることにより、環境に関する倫理が確立され、学習意欲の向上が図られ、もって環境に配慮した活動が自ら実践できるように推進されなければならない。

(学習の実施)

第22条 市民及び事業者は、快適で良好な環境の確保のためには環境教育が重要な役割を有することを認識することにより、自ら快適で良好な環境の確保に関する学習を主体的に行い、及び当該事業者の従業員に行わせるように努めなければならない。

(環境教育及び体験的環境学習の推進)

第23条 市は、快適で良好な環境の確保を推進するため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(1) 環境教育及び体験的環境学習の推進のための施策

(2) 環境教育及び体験的環境学習の支援のための施策

(3) 環境教育及び体験的環境学習に関する広報活動

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境教育及び体験的環境学習の推進のために必要な施策
(情報の提供)

第24条 市は、基本的な環境施策を推進するため、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、市民及び事業者が行う自発的な環境活動の促進並びに環境教育及び環境学習の振興等に資するため、必要な情報を適切に提供するものとする。

第3節 快適で良好な環境を確保する活動の促進

(自発的活動の促進)

第25条 市は、快適で良好な環境を確保するため、市民及び事業者が自発的に行う環境保全に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(助成措置)

第26条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全のための適切な措置をとることを援助するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政措置)

第27条 市は、快適で良好な環境の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第4章 国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力等

(国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力)

第28条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

2 市長は、前項の国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力の推進に当たって、特に必要があると認めるときは、国及び埼玉県その他の地方公共団体に対して、意見を述べることができる。

第5章 環境審議会

(環境審議会)

第29条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、ふじみ野市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し答申するほか、必要があるときは、市長に意見を述べることができる。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項

3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募により選出された市民

(2) 学識経験を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則

(その他)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(ふじみ野市環境審議会条例の廃止)

- 2 ふじみ野市環境審議会条例（平成18年ふじみ野市条例第11号。以下「審議会条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の審議会条例第4条の規定により委嘱された委員は、第29条第4項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における前項の規定による廃止前の審議会条例第5条第1項に規定する委嘱された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

○ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

平成20年12月19日

条例第40号

改正 平成22年6月22日条例第26号

平成24年12月21日条例第38号

平成28年9月29日条例第31号

平成31年3月19日条例第5号

令和元年7月12日条例第10号

ふじみ野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第115号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 市・市民・事業者の責務（第3条—第5条）

第3章 廃棄物の減量（第6条—第11条）

第4章 廃棄物の適正な処理（第12条—第24条）

第5章 一般廃棄物等の処理手数料（第25条）

第6章 一般廃棄物処理業の許可等（第26条—第32条）

第7章 地域の生活環境の保持（第33条）

第8章 雑則（第34条—第37条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することによって、資源が循環して利用されるまちづくりを目指し、併せて廃棄物の散乱防止等による環境の美化を推進することにより、良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努め、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物若しくは廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (5) 資源物 廃棄物の収集において、再利用を目的として分別して収集する物をいう。

第2章 市・市民・事業者の責務

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて廃棄物の発生を抑制し、分別収集の推進、廃棄物処理施設での資源の回収等により、廃棄物の適正な処理及び再利用の促進を図るとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用すること等により、自ら再利用等による廃棄物の減量を推進し、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進等に関して、自ら主催する環境教育及び学校教育、社会教育その他の機会を通じて、市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、廃棄物の減量に関する自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

3 市は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進等及び適正な処理に関する事業の実施に当たって必要と認めるときは、他の地方公共団体と相互に協力し、又は調整を図らなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、家庭系廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用及び不用品の活用等により再利用を図り、家庭系廃棄物を分別して排出し、その減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、家庭系廃棄物の発生抑制、再利用の促進等及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、資源として利用することのできる物の回収を図るとともに、再利用を促進すること等により、事業系廃棄物の減量に努め、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物の発生抑制、再利用の促進等及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

第3章 廃棄物の減量

(市による廃棄物の減量等)

第6条 市は、家庭系廃棄物の収集等を行う際には、再利用を目的としてごみの分別及び収集を行い、もって一般廃棄物の処理施設等における資源物の回収等を推進することにより、廃棄物の減量及び再利用に努めなければならない。

(市民による廃棄物の減量等)

第7条 市民は、家庭系廃棄物の発生を抑制し、再利用可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、又は協力することにより家庭系廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を考慮し、家庭系廃棄物の発生抑制、再利用の促進、適正な処理等及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(事業者による廃棄物の減量等)

第8条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うこと及びその製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難となることのないようにしなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等、再利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

（適正包装等）

第9条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進に努めなければならない。

3 事業者は、市民の商品の購入等に際して、簡易な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収等に努めなければならない。

（多量排出事業者に対する指示）

第10条 市長は、規則に定める多量に事業系一般廃棄物を排出する事業者及び占有者（以下「事業者等」という。）に対し、当該事業系一般廃棄物の再利用に関する計画の作成、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及び運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

（履行命令等）

第11条 市長は、前条に規定する指示に従わない事業者等に対し、期限を定めて指示の内容を履行するよう命ずることができる。

2 市長は、前項に規定する命令を受けた者がその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第4章 廃棄物の適正な処理

（一般廃棄物処理計画）

第12条 市が、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に関し同条第4項に規定する公表の方法は、これを告示によって行うものとする。

2 前項の規定は、一般廃棄物処理計画に変更があった場合について準用する。

（平31条例5・一部改正）

（環境センター）

第13条 市は、社会、自然及び地域環境の保全並びに循環型社会を実現し、廃棄物を適正に処理し、並びに環境学習を推進するため、ふじみ野市・三芳町環境センターを設ける。

（平28条例31・追加）

（家庭系廃棄物の処理）

第14条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

（平28条例31・旧第13条繰下）

(家庭系廃棄物の処理委託)

第15条 市は、家庭系廃棄物の収集、運搬及び処分に関する業務を廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第4条に定める基準を満たす者のうちから適当と認めるものに委託することができる。

(平28条例31・旧第14条繰下)

(家庭系廃棄物の分別等)

第16条 市民は、市が行う家庭系廃棄物の収集に際して、分別の方法、排出の方法等について一般廃棄物処理計画及び規則に定める排出方法に従い、市民相互に協力し、指定された場所（以下「集積所」という。）へ適正に排出するとともに、その集積所を清潔に保たなければならない。

(平28条例31・旧第15条繰下)

(資源物の所有権等)

第17条 前条の規定による集積所に排出された家庭系廃棄物のうち、資源物の所有権は、市に帰属する。

2 市又は市が委託した者以外の者は、前項の資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(平28条例31・旧第16条繰下)

(事業系一般廃棄物の処理)

第18条 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準に基づき、生活環境の保全上支障のない方法により、運搬又は処分しなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分することができないときは、法第6条の2第6項に規定する者に委託しなければならない。

(平28条例31・旧第17条繰下)

(適正な処理が難しい廃棄物)

第19条 市長は、一般廃棄物のうちから、市の一般廃棄物の処理施設の設備及び技術に照らしその適正な処理が困難と認められるもの（以下「適正処理困難物」という。）を指定し、公表することができる。

2 市長は、前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う業者に対して、その回収等の措置を講じるよう要請することができる。

3 事業者は、適正処理困難物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等に際して、当該適正処理困難物の回収その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

4 市民は、前項に規定する事業者が同項に規定する措置を講じようとするときは、これに協力しなければならない。

(平28条例31・旧第18条繰下)

(排出禁止物)

第20条 市民は、市が行う家庭系廃棄物の収集に際して、次に掲げる廃棄物を排出してはならない。

- (1) 特別管理一般廃棄物
- (2) 有害性のある物
- (3) 危険性のある物
- (4) 爆発性又は引火性のある物

(5) 著しく悪臭を発する物

(6) 重量又は体積が大きく、処理に著しい支障がある物

(7) 前各号に掲げるもののほか、市の処理業務を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生じるおそれのある物

2 市民は、前項各号に掲げる家庭系廃棄物を処分しようとするときは、市の指示に従わなければならない。

(平28条例31・旧第19条繰下)

(家庭系廃棄物の市の処理施設の受入基準)

第21条 市民は、家庭系廃棄物を市の処理施設に搬入しようとするときは、規則に定める受入基準に従わなければならない。

2 前項の場合において、市長は、当該家庭系廃棄物が当該受入基準に適合しないときは、受入れを拒否するものとする。

(平22条例26・一部改正、平28条例31・旧第20条繰下、令元条例10・一部改正)

(事業系一般廃棄物の市の処理施設の受入基準)

第22条 市が処理することができる事業系一般廃棄物は、再利用することができない紙くず、木くず、繊維くず及び厨芥類の4品目とする。ただし、規則で定める規模以下の事業所が排出する事業系一般廃棄物については、この限りでない。

2 前項の場合において、当該事業系一般廃棄物は、規則で定める受入基準に適合しなければならない。

3 市長は、当該事業系一般廃棄物が規則で定める受入基準に適合しないときは、受入れを拒否するものとする。

(平22条例26・全改、平28条例31・旧第21条繰下)

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の受入基準)

第23条 市の処理施設に一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を搬入できる者は、規則で定める規模以下の事業所に限るものとする。

2 法第11条第2項の規定により一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を市の処理施設に搬入しようとするときは、規則に定める受入基準に従わなければならない。

3 前項の場合において、市長は、当該産業廃棄物が当該受入基準に適合しないときは、受入れを拒否するものとする。

(平22条例26・追加、平28条例31・旧第22条繰下)

(動物の死体の処理)

第24条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。）は、その土地又は建物内の犬、猫その他の動物の死体を自らの責任において処分しなければならない。ただし、自ら処分することができないときは、速やかに市に届け出て、その指示に従わなければならない。

(平22条例26・旧第22条繰下、平28条例31・旧第23条繰下)

第5章 一般廃棄物等の処理手数料

(廃棄物処理手数料)

第25条 市は、一般廃棄物の処理、産業廃棄物の処理及び動物の死体の処分に要する手数料として別表第

1 に定める額を徴収する。

2 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、手数料を減額又は免除することができる。

(平22条例26・旧第23条繰下、平28条例31・旧第24条繰下)

第6章 一般廃棄物処理業の許可等

(一般廃棄物処理業の許可)

第26条 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集業、一般廃棄物運搬業又は同条第6項に規定する一般廃棄物処分業（以下「一般廃棄物処理業」という。）の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する許可をしたときは、許可証を交付する。

(平22条例26・旧第24条繰下、平28条例31・旧第25条繰下)

(変更の許可)

第27条 前条第1項により許可を受けた者（一般廃棄物収集業者、一般廃棄物運搬業者又は一般廃棄物処分業者をいう。以下「一般廃棄物処理業者」という。）のうち、法第7条の2第1項に規定する許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

(平22条例26・旧第25条繰下、平28条例31・旧第26条繰下)

(処理基準)

第28条 一般廃棄物処理業者は、施行令第3条に規定する基準に従い、一般廃棄物の処理を行わなければならない。

(平22条例26・旧第26条繰下、平28条例31・旧第27条繰下)

(遵守義務)

第29条 一般廃棄物処理業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可証を事務所又は事業所の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (3) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。
- (4) 一般廃棄物の処理について廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。）第2条の5で定める事項を記載した帳簿を備えなければならない。

(平22条例26・旧第27条繰下、平28条例31・旧第28条繰下)

(許可の取消し及び停止命令)

第30条 市長は、一般廃棄物処理業者が法第7条の3の規定に該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

2 市長は、一般廃棄物処理業者が法第7条の4の規定に該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

(平22条例26・旧第28条繰下、平28条例31・旧第29条繰下)

(許可証の再交付)

第31条 一般廃棄物処理業者は、許可証を紛失し、又は破損したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(平 2 2 条例 2 6 ・旧第 2 9 条繰下、平 2 8 条例 3 1 ・旧第 3 0 条繰下)

(一般廃棄物処理業の許可手数料)

第 3 2 条 第 2 6 条の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者又は当該許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際に別表第 2 に掲げる手数料を納入しなければならない。

(平 2 2 条例 2 6 ・旧第 3 0 条繰下、平 2 8 条例 3 1 ・旧第 3 1 条繰下・一部改正)

第 7 章 地域の生活環境の保持

(清潔の保持)

第 3 3 条 土地又は建物を占有し、又は管理する者は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、みだりに廃棄物が捨てられないように、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

2 前項に規定する者は、その土地又は建物に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

3 何人も、公園、広場、道路、河川及びその他の公共の場所を廃棄物等で汚してはならない。

(平 2 2 条例 2 6 ・旧第 3 1 条繰下、平 2 8 条例 3 1 ・旧第 3 2 条繰下)

第 8 章 雑則

(報告の徴収)

第 3 4 条 市長は、法第 1 8 条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他必要な者に対し、廃棄物の処理に関し、必要な報告を求めることができる。

(平 2 2 条例 2 6 ・旧第 3 2 条繰下、平 2 8 条例 3 1 ・旧第 3 3 条繰下)

(立入検査)

第 3 5 条 市長は、法第 1 9 条第 1 項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(平 2 2 条例 2 6 ・旧第 3 3 条繰下、平 2 8 条例 3 1 ・旧第 3 4 条繰下)

(市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格)

第 3 6 条 法第 2 1 条第 3 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和 5 8 年法律第 2 5 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験（以下「実務経験」という。）を 1 年以上有する者
- (3) 2 年以上法第 2 0 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、実務経験を 2 年以上有する者

- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、実務経験を3年以上有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、実務経験を4年以上有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、実務経験を5年以上有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、実務経験を6年以上有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、実務経験を7年以上有する者
- (10) 実務経験を10年以上有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

（平24条例38・追加、平28条例31・旧第35条繰下、平31条例5・一部改正）

（規則への委任）

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平22条例26・旧第34条繰下、平24条例38・旧第35条繰下、平28条例31・旧第36条繰下）

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第26号）

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第38号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年10月31日から施行する。

（ふじみ野市清掃センター設置及び管理に関する条例の廃止）

- 2 ふじみ野市清掃センター設置及び管理に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第116号）は、廃止する。

附 則（平成31年条例第5号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第10号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表省略

2 用語解説

【ア行】

アスベスト

天然に存在する繊維状の鉱物で、主成分は、ケイ酸マグネシウムです。

アスベストは軟らかく、耐熱・耐磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていました。

しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、日本では、大気汚染防止法により、「特定粉じん」に指定され、使用が制限又は禁止されています。

硫黄酸化物(SO_x)

硫黄の酸化物の総称で、石油や石炭などの化石燃料を燃焼するときなどに排出されます。

大気汚染物質としての硫黄酸化物は、一酸化硫黄、二酸化硫黄及び三酸化硫黄が大気中の水分と結合して生じる硫酸ミストが主となり、硫黄酸化物は水と反応すると強い酸性を示すため、酸性雨の原因になります。

硫黄酸化物による大気汚染問題は、重油脱硫技術、天然ガスなどへの燃料転換などの普及により沈静化しています。

一酸化炭素(CO)

一酸化炭素は、無味、無臭、無色、無刺激な気体で、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成されます。

環境中の主要な発生源は自動車排出ガス。この他、火災や喫煙中のタバコなどによっても発生し、体内に吸収されます。ヘモグロビンとの親和力が酸素の 240 倍も強く、肺に吸入されると血中のヘモグロビンと結合し、血液の酸素輸送能力を減少させ、体内組織細胞の酸素欠乏を招きます。

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものを言います。

一般家庭から排出される家庭ごみの他、事業所などから排出される産業廃棄物以外のごみも事業系一般廃棄物として含まれます。また、し尿や家庭雑排水などの液状の廃棄物も含まれます。

廃棄物処理法では、地方自治体が収集・処理・処分を行うことになっています。

陰イオン界面活性剤

陰イオン界面活性剤は、合成洗剤の主成分であり、その一部は微生物によって分解されにくく、河川の自浄作用の低下や泡立ちの原因となります。

オゾン層

地上から 10～50km 上空の成層圏と呼ばれる領域のオゾン(O₃)が豊富な層のことを言います。オゾンは生物にとって有害な太陽からの紫外線の多くを吸収します。

近年、フロンに代表されるオゾン層破壊物質によって、極地上空の成層圏オゾン濃度が薄くなる現象である「オゾンホール」の発生が観測され、紫外線照射量の影響で皮膚がんの増加や生態系への悪影響が懸念され、地球温暖化や酸性雨などと並んで代表的な地球環境問題となっています。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスと呼んでいます。

現在、温室効果ガスの大気中の濃度が人間活動により上昇し、温室効果が加速されています。1997 年の第三回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)で採択された京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか

HFC 類、PFC 類、SF6 が削減対象の温室効果ガスと定められています。

【力行】

化学的酸素要求量(COD)

水中の有機物を化学的に分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標です。

環境基準では、河川には COD 値は設定されず、湖沼及び海域で類型によりあてはめることとなっています。また、水質汚濁防止法に基づき排出水の規制のための基準値が定められています。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿(トイレ汚水)と雑排水(台所や風呂、洗濯などからの排水)を併せて処理することができる浄化槽を言います。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽と言います。

平成 12 年の浄化槽法の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されました。

環境基準

環境基本法第 16 条に基づいて国が定める環境保全行政上の目標であり、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされている基準です。

国は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講じて、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などについて定められた環境基準の確保に務めなければならないとされています。

空間放射線

空間に存在する放射線のことであり、私たちの周りには大地、大気からの放射線や、宇宙線などによる自然放射線が存在しています。自然放射線の量は、地質や地形の違いなどにより場所毎に異なるため、測定地点によって違う値となります。また、同じ場所でも降雨などの気象条件により変動します。

健康項目

環境基本法に基づく人の健康の保護のために定められる環境基準を言います。公害対策基本法に基づいて、1971 年に定められたもので、公共用水域の水質保全行政の目標として達成し維持されることが望ましい水質汚濁に係わる環境基準のひとつで 27 項目が規定されています。

公定法

環境測定の分析方法について、法令等により定められた測定方法のことです。分析化学・微生物培養の分野において成分の定性分析、定量分析、微生物の培養検出を行う際、国際機関、国若しくはそれに準ずる公定試験機関、研究所において指定された方法を言います。

光化学オキシダント(Ox)

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて発生するオゾンなどの酸化性物質やアルデヒドなどのうち、二酸化窒素を除いたものを光化学オキシダントと呼んでいます。

コンポスター

生ごみなどの有機物を分解し堆肥を作る装置です。

【サ行】

最終処分場

廃棄物の最終処分(埋め立て処分)を行う場所。廃棄物は、リサイクル・リユース(再使用)される場合を除き、構造基準と維持管

理基準が定められた最終処分場に埋め立てられています。

産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、木くず、がれき類などの 20 種類を言います。

また、このうち、特に管理の必要なものを特別管理産業廃棄物と定めています。

酸性雨

酸性雨は、自動車、工場などで石油や石炭が燃やされ、二酸化硫黄、窒素酸化物などの汚染ガスが大気に放出されると、大気中で硫酸や硝酸に変わり、雨に取り込まれて酸性雨となります。通常の雨水 (pH5.6) より強い酸性度を示す雨のことを言います。ヨーロッパや北米では森林を枯らしたり、湖沼の酸性化により魚類等に影響を与えています。

シーベルト(Sv)

人体が放射線を受けたとき、その影響の度合いを測るものさしとして使われる単位。1mSvは 1,000 μ Sv (マイクロシーベルト) です。シーベルトはスウェーデンの放射線学者 R.M.シーベルトの名からとったもの。

水素イオン濃度(pH)

水の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標で、pH が 7 のときに中性、7 を超えるとアルカリ性、7 未満では酸性を示します。

生活環境項目

環境基本法に基づいて定められている水質の環境基準のひとつです。

水質の環境基準には、人の健康の保護に関する基準(健康項目)と生活環境の保全に関する基準(生活環境項目)の 2 つがあり、健康項目は全国一律の基準で、生活環境項目については、河川、湖沼、海域の各公共用水域について水域類型ごとに基準値が定められています。水域類型のあてはめは都道府県知事が決定する仕組みになっています。

生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機物質による水質汚濁を示す代表的な指標です。

全窒素(T-N)

全窒素とは、水中に存在するいろいろな形態の窒素化合物の全体を指します。

窒素(N)は、リン(P)と並んで動植物の生育にとって必須の元素のため、生活排水、工場排水、畜産排水等に含まれる窒素が海域や湖沼に流入すると増加して、富栄養化の原因となります。

全リン(T-P)

全リンとは、水中に含まれる無機及び有機リン化合物中のリンの総量を指します。

全窒素とともに、水域の富栄養化の原因とされています。

【タ行】

ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)をあわせて「ダイオキシン類」と定義しています。多くの異性体があり、毒性が異なります。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇することを言います。このような地球温暖化が進むと、海面上昇、豪雨や干ばつなどの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されています。

窒素酸化物(NO_x)

窒素の酸化物の総称です。大気汚染物質としての窒素酸化物は、一酸化窒素、二酸化窒素が主です。

また、窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質で、硫酸酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっています。

毒性等量 (TEQ)

ダイオキシンの毒性の強さは異性体によって異なるため、ダイオキシン異性体の量を単純に合計しても、その数値で毒性影響を評価することはできないため、各異性体の量にそれぞれの毒性の強さの係数を乗じた値の総和として表わすのが一般的となっています。異性体の量当たりの毒性が等価になるように換算された値 (TEQ) で毒性影響を評価することが可能になります。

トリクロロエチレン

有機塩素系溶剤の一種であり、クロロホルムに似た臭いがあり水に溶けにくい無色透明の液体です。

ドライクリーニングや、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に使われるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定しているため、テトラクロロエチレンなどとともに地下水汚染の原因物質となっています。

毒性は、目の刺激、眠気、頭痛などが起こり、場合によっては、肝・腎障害が認められることがあります。

【ナ行】

二酸化硫黄 (SO_2)

無色で刺激臭のある気体です。硫黄分を含む石炭や石油などの燃焼時に発生し、主要大気汚染物質のひとつとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られています。二酸化硫黄による汚染された大気は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの呼吸器疾患を引き起こします。代表的な例としては、「四日市ぜんそく」があげられます。

二酸化窒素 (NO_2)

窒素の酸化物で赤褐色の気体であり、代表的な大気汚染物質です。発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程で発生します。

二酸化窒素そのものが大気汚染物質ですが、光化学オキシダントの原因物質でもあります。

【ハ行】

フィルターバッジ

大気中の二酸化窒素等濃度を測定するための簡易測定器です。

富栄養化

湖沼や東京湾などの閉鎖性水域で、窒素、リン等の流入により次第に高い濃度になる現象を言います。

その結果、藻類等が異常増殖繁殖することにより水中の酸素消費量が高くなり貧酸素化し水質が悪化することや、また藻類が生産する有害物質により水生生物が死滅するなどの影響があります。

浮遊物質 (SS)

水中に浮遊等している直径 2mm 以下の粒子状物質のことで、浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、魚類への影響などがあります。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な大気汚染物質のひとつです。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの

ほか、火山、森林火災などがあります。呼吸器系の各部位へ沈着し、人への影響を及ぼすことがあります。

フロン

フロンは、炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物(CFC、HCFC、HFC)の総称で、このうち水素を含まないものをクロロフルオロカーボン(Chlorofluorocarbons; CFCs)と呼んでいます。これらの物質は、オゾン層の破壊や地球温暖化に関係していることから、オゾン層保護法やフロン回収・破壊法などにより対策が進められています。

ベクレル(Bq)

放射能の強度又は放射性物質の量を表す単位。1 秒間に 1 個の原子核が崩壊して放射線を出す物質の放射能の強度、又は放射性物質の量を 1 ベクレル(Bq)という。1 ミリベクレル(mBq)は 1 ベクレルの 1000 分の 1、1 メガベクレル(MBq)は 1 ベクレルの 100 万倍である。

放射線

放射性物質から出てくるアルファ線(α 線)、ベータ線(β 線)、ガンマ線(γ 線)、中性子線等を総称して言います。

アルファ線:放射線の一種でヘリウムの原子核。物質を透過する力は弱く、薄い紙一枚程度でさえぎることができる。

ベータ線:放射線の一種で原子核から飛び出す電子。粒子が重く空気中では数 10cmしか飛ばず、アルミ板などの薄い金属板でさえぎることができる。物質を透過する力はアルファ線より強く、ガンマ線より弱い。

ガンマ線:放射線の一種で原子核から出る電磁波。物質を透過する力はアルファ線やベータ線に比べて強い。

放射能

原子核が別の原子核に変わりアルファ線、ベータ線、ガンマ線及び中性子線等の放射線を出す能力をいい、その強さをベクレル(Bq)で表します。放射能を持っている物質を放射性物質と言います。

【ヤ行】

要請限度

自動車騒音や振動により道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときには、公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できます。また、道路管理者に対して意見を述べることができます。この一定限度のことを要請限度と言います。

溶存酸素量(DO)

水中に溶解している酸素の量のことで、代表的な水質汚濁状況を測る指標の 1 つです。

一般にきれいな河川ではほぼ飽和値に達していますが、水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると多量の酸素が消費され、水中の溶存酸素濃度が低下します。一般に魚介類が生存するためには 3mg/L 以上が必要です。

ふじみ野市の環境行政
令和 7 年度版 環境年次報告書
(令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月)
令和 8 年 3 月発行
ふじみ野市市民活動推進部環境課
電話 049(262)9021(直通)
FAX 049(263)6111